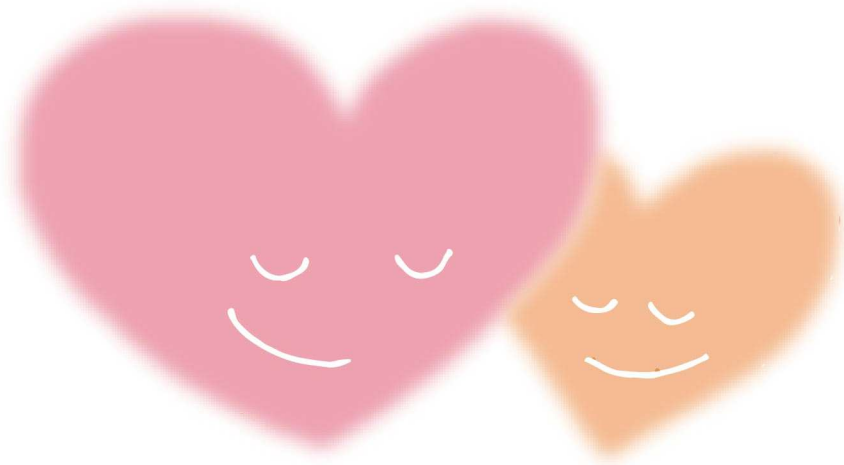


# 調布市自殺対策計画

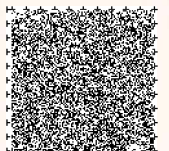
## 第2次

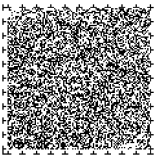
令和7年度～令和12年度



支え合い 認め合い ともに暮らす

令和7年4月  
調布市





# はじめに



我が国の自殺者数は平成15年をピークに減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人の繋がり希薄化や経済的困窮等により、令和2年以降は再び増加に転じました。毎年2万人以上の方が自ら命を絶っており、大きな社会問題となっています。

自殺の背景には、健康問題や経済・就労問題、人間関係など様々な問題が複雑に絡み合っているとされ、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、誰にでも起こりうる身近な日常生活の悩みが、自殺のきっかけとなる可能性があります。自殺の多くがこのような悩みに追い込まれた末の死であるゆえに、自殺を社会全体の問題として、その予防対策に取り組むことが必要です。

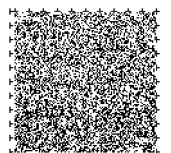
調布市は、平成31年3月に策定した「調布市自殺対策計画～支え合い・認め合い・ともに暮らす～」に基づき自殺対策を推進してきたところですが、その計画期間が終了することから、変化する社会情勢や近年の自殺の状況、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、このたび「調布市自殺対策計画（第2次）」を策定しました。

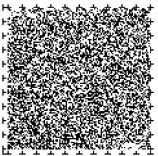
本計画に基づき、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や関係団体をはじめ、地域の皆さまの御理解・御協力のもと、「生きることの包括的支援」への総合的な取組を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市自殺対策計画改定委員会及び調布市健康づくり推進協議会をはじめとする関係者の方々並びに市民意識調査やパブリックコメントに御協力を賜りました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年4月

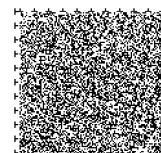
調布市長





# 目次

第1章 自殺対策計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
第2章 調布市における自殺の傾向.....	5
1 自殺の現状 .....	5
2 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査 .....	13
3 調布市の自殺対策の課題 .....	36
第3章 計画の基本的な考え.....	42
1 基本理念及び基本方針 .....	42
2 全体像 .....	43
第4章 いのちを支える自殺対策における取組.....	44
1 基本施策 .....	44
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	44
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	47
(3) 市民のこころとからだの健康づくりの推進.....	49
(4) 児童・生徒のこころの健康づくりの推進.....	53
(5) 自殺未遂者への支援.....	56
(6) 自死遺族等への支援.....	59
2 重点施策 .....	60
(1) 子ども・若者の自殺対策の推進.....	60
(2) 働く人の自殺対策の推進.....	63
(3) 高齢者の自殺対策の推進.....	66
(4) 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進.....	69
3 その他の自殺対策に資する取組 .....	75
4 計画の成果指標 .....	76



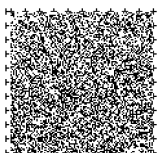
第5章 自殺対策の推進体制等.....	77
1 自殺対策の推進 .....	77
2 進行管理 .....	78
<参考資料> .....	79
1 SDGsについて .....	79
2 関連事業一覧 .....	80
3 調布市自殺対策計画改定委員会要綱 .....	96
4 委員名簿等 .....	97
5 計画策定の経過 .....	99
6 自殺総合対策大綱（概要） .....	101

また、本文中にコラムを掲載しています。

- ① 飲酒と自殺との関係について（P50）
- ② こころの健康教育 自殺対策啓発ツール  
こころとからだのモヤモヤってなんだろう？～なんでもいいから話してみよう～（P54）
- ③ 自殺未遂者の声（P57）
- ④ 自死遺族の声（P59）
- ⑤ ヤングケアラーとは～当事者の声～（P60）
- ⑥ 自立ってなんだろう？（P62）
- ⑦ 市内事業所で働く人の状況（P65）
- ⑧ 性別の多様性に配慮した自殺対策（P70）
- ⑨ 生きづらさを感じているあなたへ（こころの悩み相談）（P76）

※「自殺」と「自死」という表現について

本計画では国の「自殺対策基本法」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の表記に基づき「自殺」と表記することを基本としますが、自殺で大切な人を亡くされた方を「自死遺族」と表記します。





# 自殺対策計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 背景

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超える状態が続きましたが、平成24年以降は3万人を下回る状況が続き、令和元年には2万169人まで減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことから女性や若者の自殺が増加するなど、令和2年には11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人、令和5年には2万1,837人となり、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

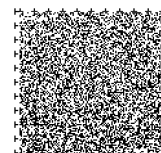
国においては平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、平成28年に改正し、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置づけ、都道府県及び市町村に自殺対策についての計画策定を義務づけました。

さらに、自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として平成19年6月に策定され、その後平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この見直しでは、コロナ禍の影響を考慮し、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

東京都では、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。さらに、令和5年3月には、関係機関や区市町村と連携し、自殺対策をより総合的に推進するための「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン（第2次）～」を策定しました。

令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、前大綱に引き続き、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とし、都道府県・市町村に対して、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。



## (2) 趣旨

本市では、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、誰もが孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きられるよう、市民一人ひとりが、その人らしく暮らしていける地域社会を目指してきました。

また、市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の中で自殺につながり得る課題について、ともに考え支え合えるよう、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを推進してきました。

今回、計画期間の満了に伴い、今まで行ってきた取組を見直すとともに、本市の課題と新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「調布市自殺対策計画（第2次）」を策定します。

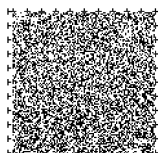
### 【自殺総合対策大綱】

#### ○ 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新規】

#### ○ 重点施策

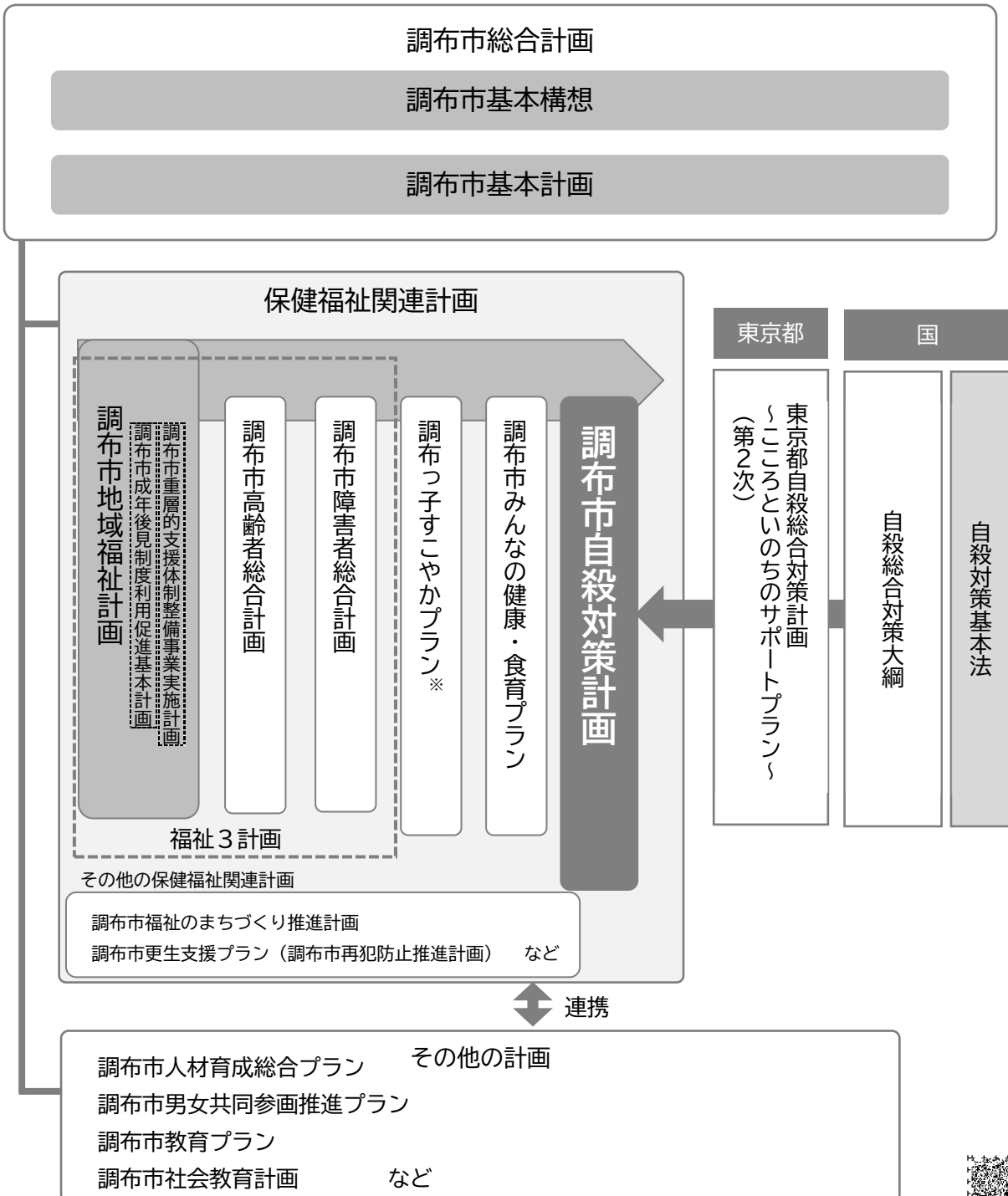
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する【新規】



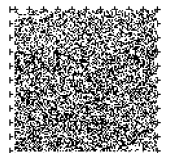
## 2 計画の位置づけ

本計画は、「調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）」の基本施策「休養とこころの健康づくり」と関連するものであり、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や調布市の上位計画である「調布市総合計画」、関係するほかの計画との整合・連携を図りながら対策を進めていきます。



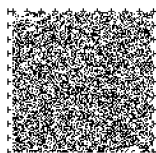
※ 「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」は、自立促進計画及び母子保健計画、子どもの貧困対策計画、新・放課後子ども総合プラン、子ども・若者計画を包含しています。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032	R 15 2033	R 16 2034	R 17 2035
自殺総合対策大綱	▶				▶				▶			
東京都 自殺総合対策計画	▶ 第2次				▶				▶			
調布市基本構想	▶							▶				
調布市基本計画	▶ 前期			▶				▶				▶
調布市 地域福祉計画	▶							▶				
調布市 高齢者総合計画	▶			▶				▶		▶		
調布市 障害者総合計画	▶							▶				
調布っ子 すこやかプラン	▶▶	▶					▶				▶▶	
調布市みんなの 健康・食育プラン	▶							▶				
調布市教育プラン	▶			▶				▶				▶
調布市 社会教育計画	▶			▶				▶				▶
調布市男女共同 参画推進プラン	▶			▶					▶			
調布市 自殺対策計画	▶	▶ 第2次					▶					



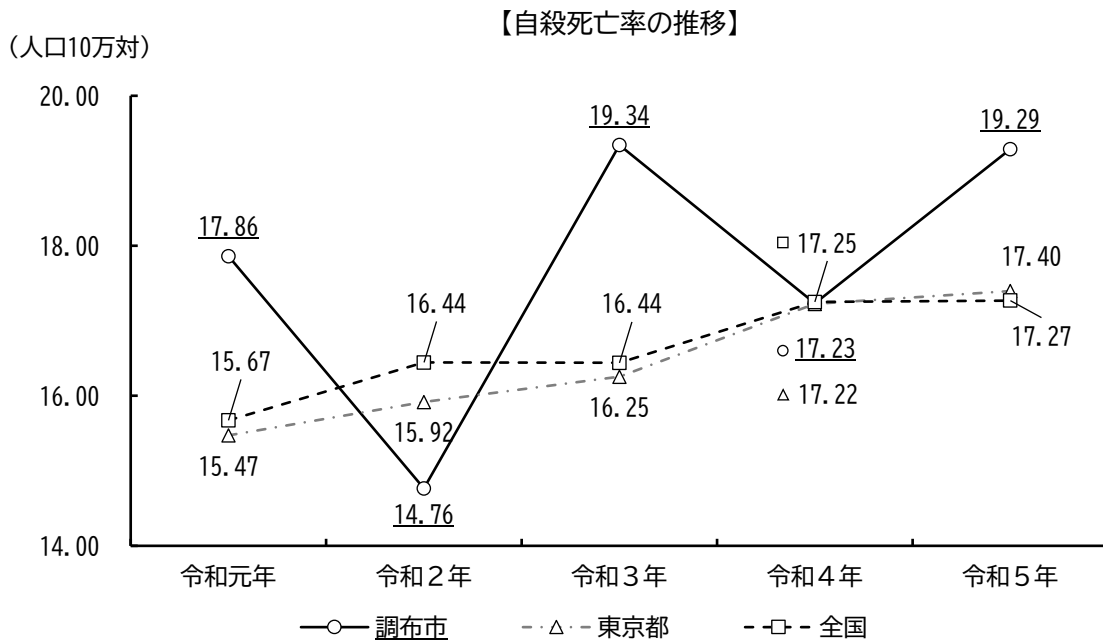


# 調布市における自殺の傾向

## 1 自殺の現状

### (1) 自殺死亡率の推移

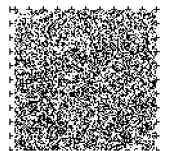
令和元年以降の調布市の自殺死亡率<sup>※1</sup>は、増減を繰り返し推移しており、令和5年には自殺死亡率が19.29と上昇し、全国・東京都に比べ高くなっています。



資料：厚生労働省ホームページ，地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地<sup>※2</sup>】

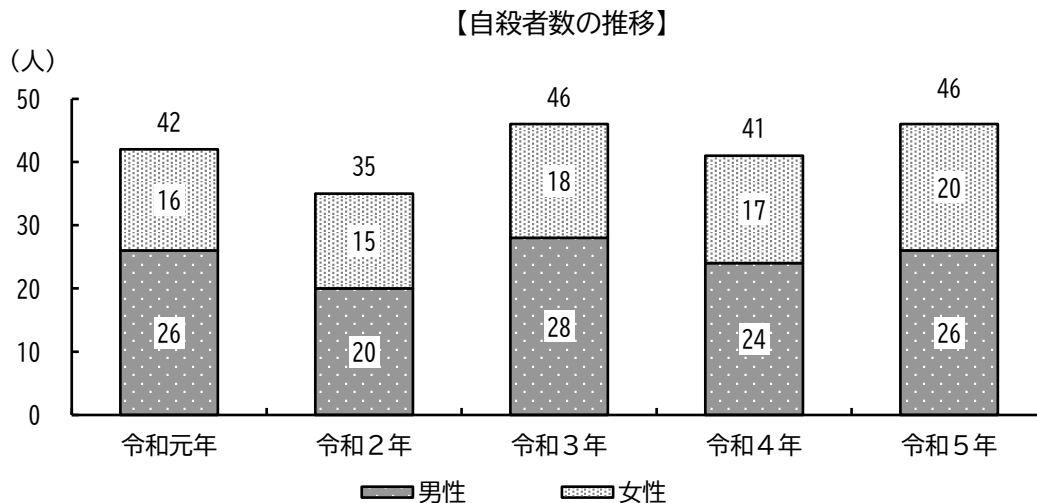
※1 人口10万人当たりの自殺者数

※2 自殺日時点での住居地での数値

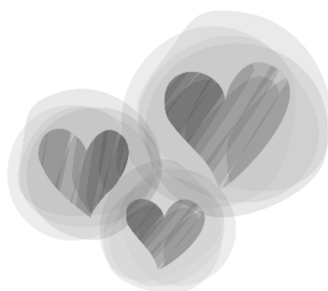
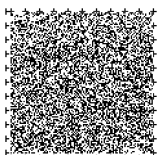


## (2) 自殺者数の推移

令和元年から令和5年の5年間での自殺者数の推移をみると、30～40人台で推移しており、令和5年には46人となっています。男女別では、令和元年以降では女性に比べ男性が多い傾向にあり、令和5年では男性が26人、女性が20人となっています。



資料：厚生労働省ホームページ，地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】



### (3) 地域の自殺の特徴

平成30年から令和4年の5年間の自殺者数は合計202人（男性126人，女性76人）です。その特徴をみると，1位が「有職で同居家族がいる40～59歳の男性」，2位が「無職で同居家族がいる60歳以上の女性」，3位が「有職で同居家族がいる20～39歳の男性」となっています。

また，背景になる主な自殺の危機経路では，配置転換や過労，職場の人間関係などの就労に関するものや，失業，生活苦などの生活困窮に関するものがあります。

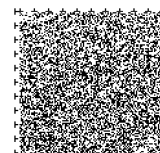
【地域の主な自殺の特徴（自殺日・住居地，平成30年～令和4年合計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* <sup>1</sup> (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路* <sup>2</sup>
1位： 男性 40～59 歳 有職同居	23 人	11.4%	17.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位： 女性 60 歳以上 無職同居	15 人	7.4%	15.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位： 男性 20～39 歳 有職同居	14 人	6.9%	19.5	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位： 女性 40～59 歳 無職同居	14 人	6.9%	19.0	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位： 男性 40～59 歳 無職独居	13 人	6.4%	300.1* <sup>3</sup>	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」（令和6年公表）を参考に作成

区分の順位は自殺者数の多い順で，自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

- \* 1 自殺死亡率の算出に用いた人口は，総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。
- \* 2 「背景にある主な自殺の危機経路」は，ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示している。
- \* 3 男性 40～59 歳無職独居の自殺者数/男性 40～59 歳無職独居の人口 × 10 万 で算出  
分母となる人口が少ない場合は極端な数値となる傾向がある。

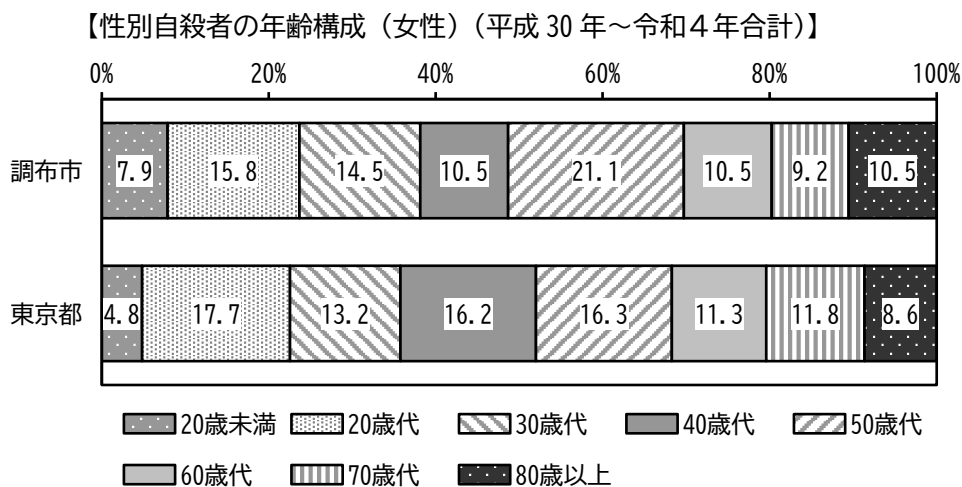
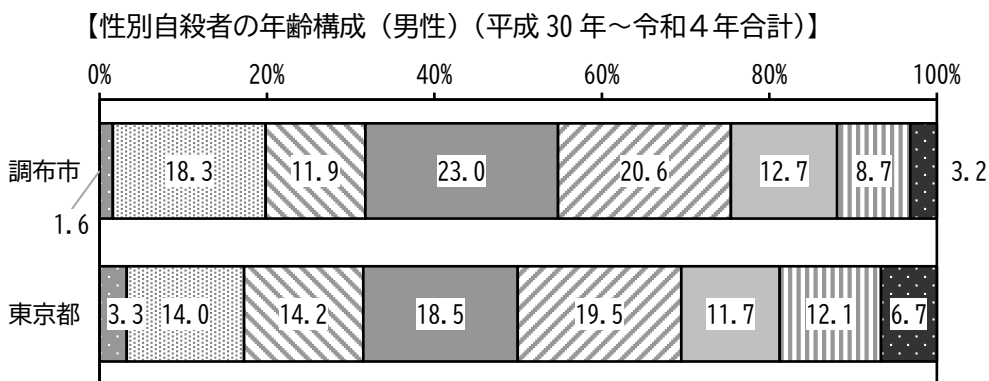
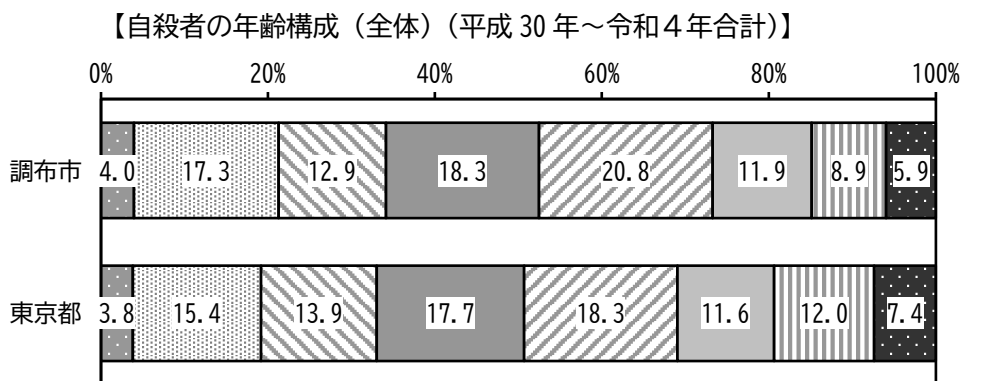


## (4) 年代別自殺者の状況

### ① 自殺者の年齢構成

平成30年から令和4年の5年間での自殺者の年齢構成をみると、20歳未満、20代、40～60代の割合が、東京都に比べ高くなっています。

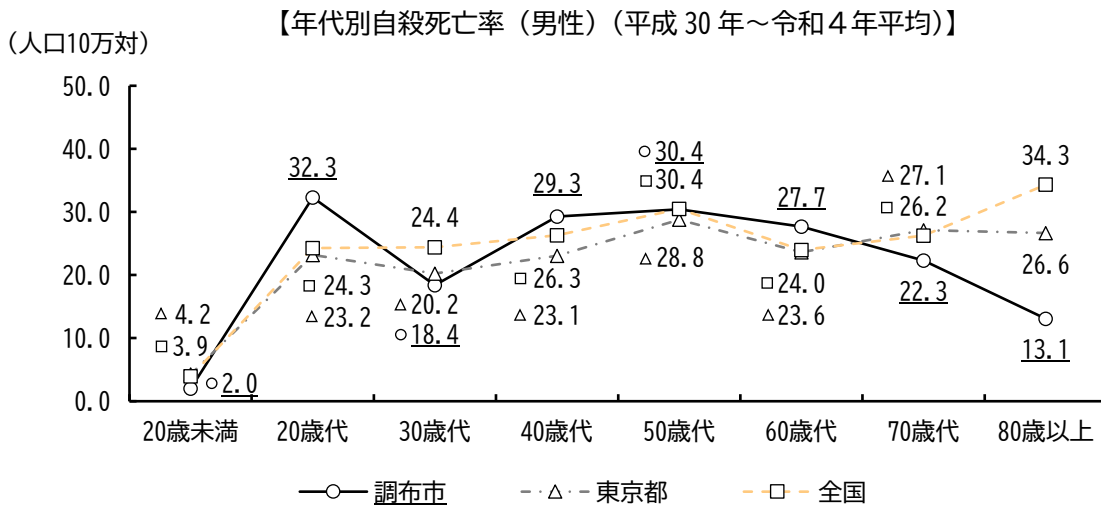
性別でみると、男性は20代、40～60代の割合、女性は20歳未満、30代、50代、80歳以上の割合が東京都に比べ高くなっています。



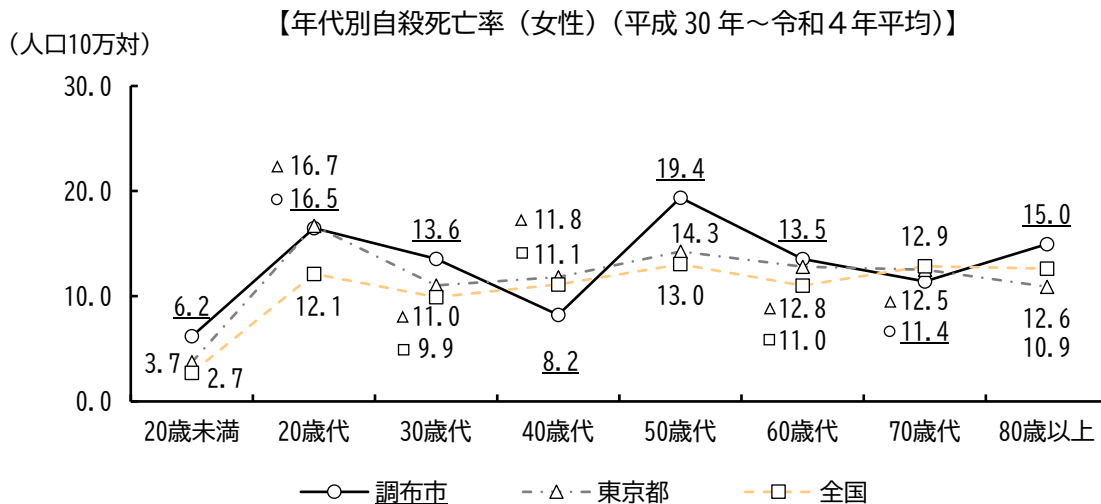
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

## ② 性別・年代別の自殺死亡率

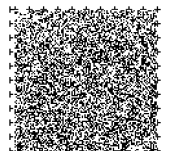
平成30年から令和4年の5年間の性別・年代別の自殺死亡率をみると、調布市の男性は、20代の自殺死亡率が最も高くなっています。また、40代、60代が全国・東京都に比べ高い傾向にあります。調布市の女性は、50代の自殺死亡率が最も高くなっています。また、30代の女性で全国・東京都に比べ高い傾向にあります。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」



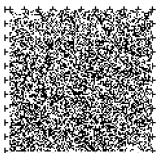
### ③ 年代別にみた死亡原因の状況

令和4年における年代別の死亡原因の状況を見ると自殺が20代以下、30代で第1位と若年層の死因の上位になっています。

【年代別にみた死亡原因の状況】

	第1位	第2位	第3位
20代以下	自殺	不慮の事故	内分泌・代謝疾患
30代	自殺	悪性新生物（腫瘍）	—
40代	悪性新生物（腫瘍）	心疾患/自殺	—
50代	悪性新生物（腫瘍）	脳血管疾患	心疾患
60代	悪性新生物（腫瘍）	心疾患	脳血管疾患
70代	悪性新生物（腫瘍）	心疾患	肺炎・誤嚥性肺炎
80歳以上	悪性新生物（腫瘍）	老衰	心疾患

資料：令和4年人口動態 死亡数・死因（死因簡単分類）・区市町村・保健所別 より抜粋



#### ④ 60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無別）

平成30年から令和4年での5年間における、60歳以上の自殺の内訳を同居人の有無別にみると、全国と比較し、女性は「同居人あり」の割合が高くなっています。

【60歳以上の自殺の内訳（同居人の有無別）（平成30年～令和4年の合計）】

性別	年齢階級	人数		割合		全国割合	
		同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
男性	60代	9人	7人	16.7%	13.0%	13.4%	10.0%
	70代	7人	4人	13.0%	7.4%	14.9%	8.4%
	80歳以上	3人	1人	5.6%	1.9%	11.9%	5.2%
女性	60代	5人	3人	9.3%	5.6%	8.5%	2.8%
	70代	6人	1人	11.1%	1.9%	9.1%	4.3%
	80歳以上	6人	2人	11.1%	3.7%	7.0%	4.3%
合計		54人		100%		100%	

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」（令和6年公表）を参考に作成

\* それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、すべての割合を合計しても100%にならないことがあります。

#### (5) 職の有無による自殺者の状況

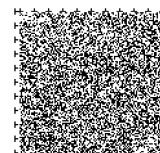
平成30年から令和4年の5年間の有職者の自殺の内訳については、有職が91人（47.4%）、無職が101人（52.6%）と有職が全国の割合と比べて高くなっています。

【職業別の自殺の内訳（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）（平成30年～令和4年の合計）】

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	91人	47.4%	38.7%
無職	101人	52.6%	61.3%
合計	192人	100.0%	100.0%

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

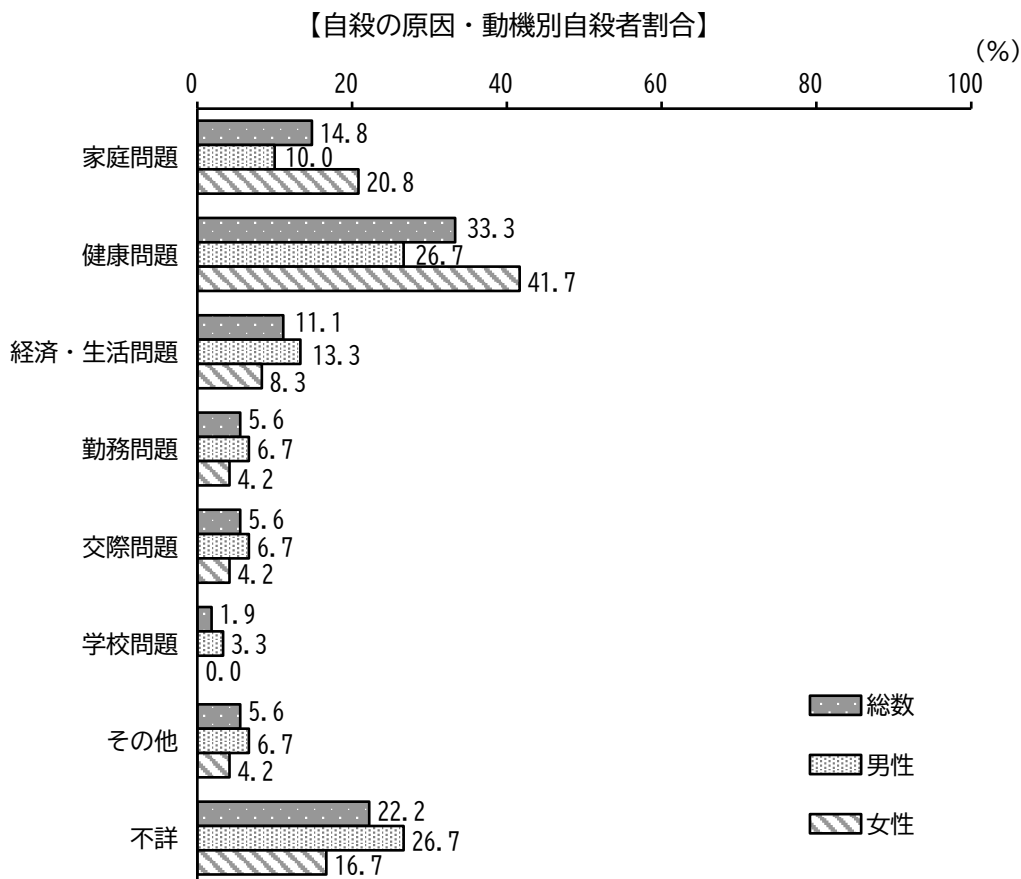
\* 令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更しています。



## (6) 自殺の原因・動機別自殺者割合

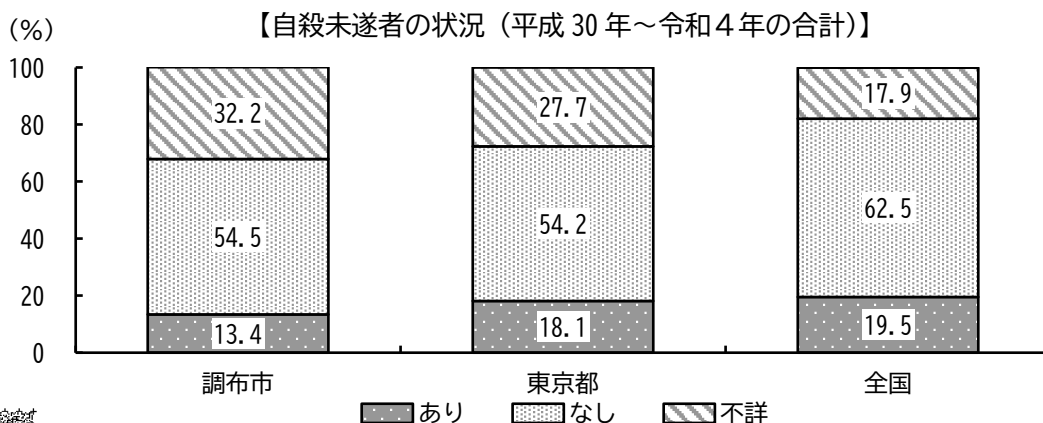
調布市で発生した自殺の原因・動機は、不詳を除くと「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。

男性では、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」による自殺割合が半数を占めており、女性では、「健康問題」「家庭問題」による自殺割合が全体の6割を占めています。

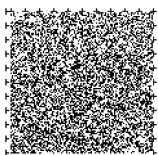


資料：厚生労働省，地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】（令和5年）

平成30年から令和4年の5年間に自殺した人の中で，過去の自殺未遂歴の有無をみると，調布市・東京都・全国ともに「あり」の割合が1～2割となっています。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」



## 2 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

調布市では、平成31年3月に策定した「調布市自殺対策計画」に基づき、こころの健康づくりの推進に向けた取組を行っています。令和7年度を初年度とする新たな計画の策定に向けた基礎資料とするため、市民のこころの健康・自殺対策に関する意識や実態を把握することを目的とした調査を実施しました。

#### ② 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出による16歳以上の市内在住の市民2,000人

#### ③ 調査期間

令和5年6月30日から令和5年7月21日まで

#### ④ 調査方法

郵送による配付、郵送及びインターネットによる回答

#### ⑤ 回収状況

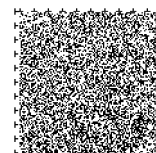
発送数	宛先不明	有効回答 (回収)数	有効回答(回収)数 内訳	有効回答(回収)率
2,000通	14通	605通	郵送回答：415通	30.5%※
			インターネット回答：190件	

※発送数(2,000通)から宛先不明(14通)を除いた1,986通を分母として計算しています。

#### ⑥ 調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、回答比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合や、内訳の合計が、表示されている値と一致しない場合があります。複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計※の場合、分析項目の無回答は、件数のみを表示し割合は省略しています。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、特徴のある項目の割合をで網かけをしています。(無回答を除く)
- 回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。
- 平成30年度調査は16歳、17歳を対象外としていたため、経年比較では令和5年度調査において16歳、17歳の回答を除いて集計しています。

※ クロス集計・・・2つのカテゴリ変数を組み合わせて同時に集計することを、クロス集計といいます。



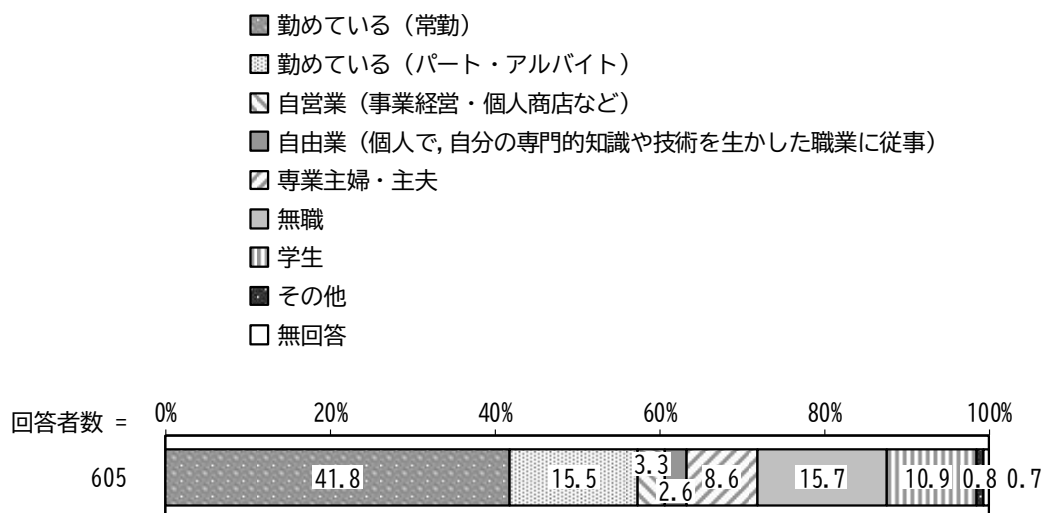
## (2) 調査の結果（抜粋）

※「調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査」から、抜粋して掲載しています。

### ア 回答者属性

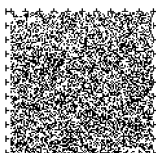
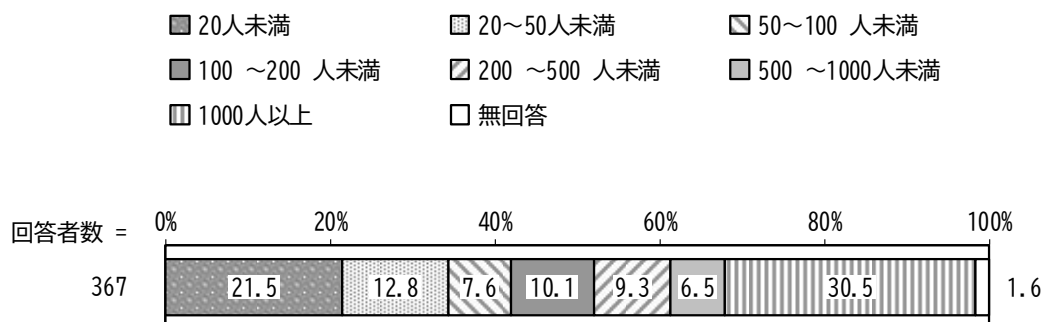
問 あなたの職業はなんですか。（あてはまる主なもの1つに○）

「勤めている（常勤）」が41.8%と最も高く、次いで「無職」が15.7%、「勤めている（パート・アルバイト）」が15.5%の順となっています。



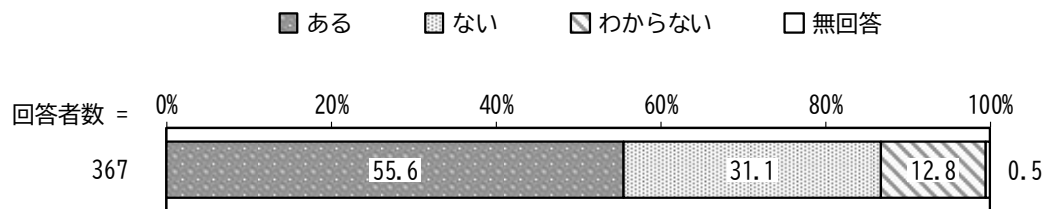
問 勤務先の従業員数をお答え下さい。

「1000人以上」が30.5%と最も高く、次いで「20人未満」が21.5%、「20～50人未満」が12.8%の順となっています。



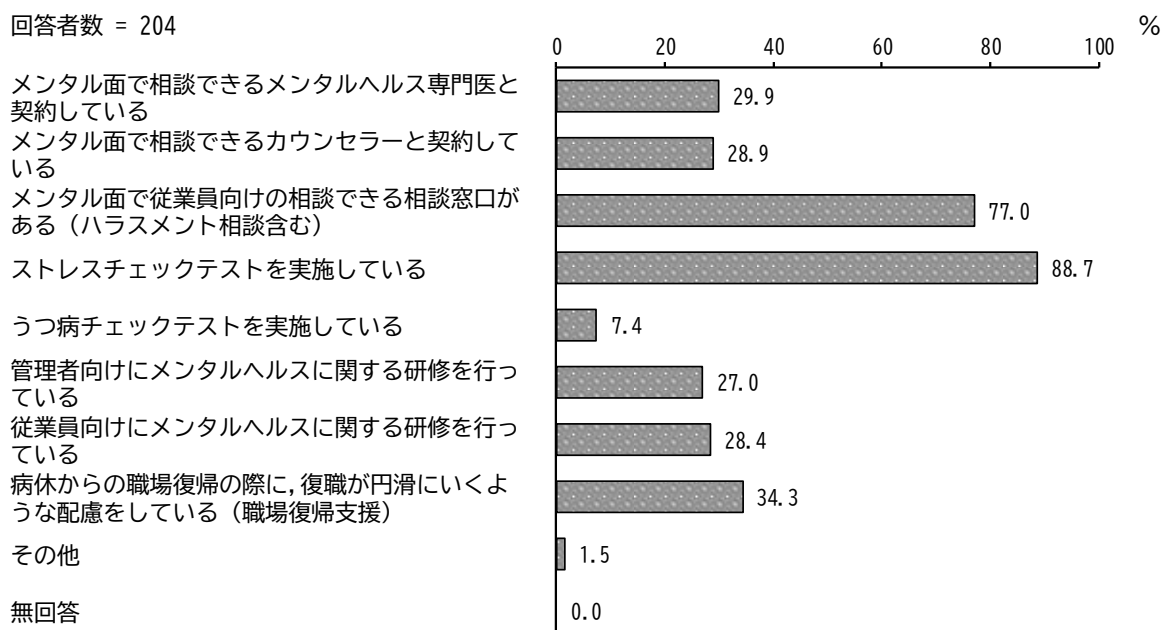
**問 あなたの職場ではメンタルヘルスに関する制度がありますか。**

「ある」が55.6%と最も高く、次いで「ない」が31.1%、「わからない」が12.8%の順となっています。

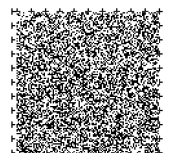


**問 職場にメンタルヘルスに関する制度が「ある」と回答された方にお聞きします。それはどのような制度ですか。(〇はいくつでも)**

「ストレスチェック※テストを実施している」が88.7%と最も高く、次いで「メンタル面で従業員向けの相談できる相談窓口がある（ハラスメント相談含む）」が77.0%、「病休からの職場復帰の際に、復職が円滑にいくような配慮をしている（職場復帰支援）」が34.3%の順となっています。



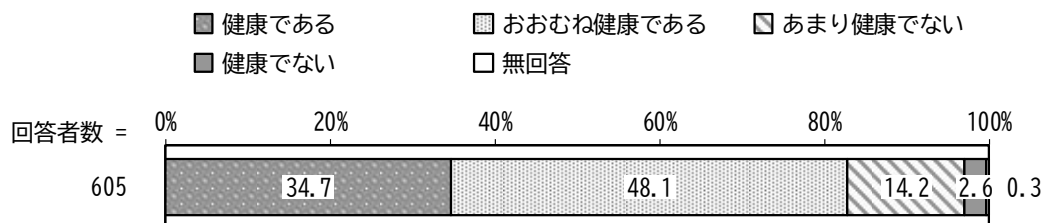
※ ストレスチェック：ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。



## イ からだやこころの健康状態について

問 あなたは、現在のこころの健康状態についてどのように感じていますか。

「健康である」と「おおむね健康である」の合計が82.8%、「あまり健康でない」と「健康でない」の合計が16.8%となっています。

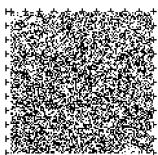
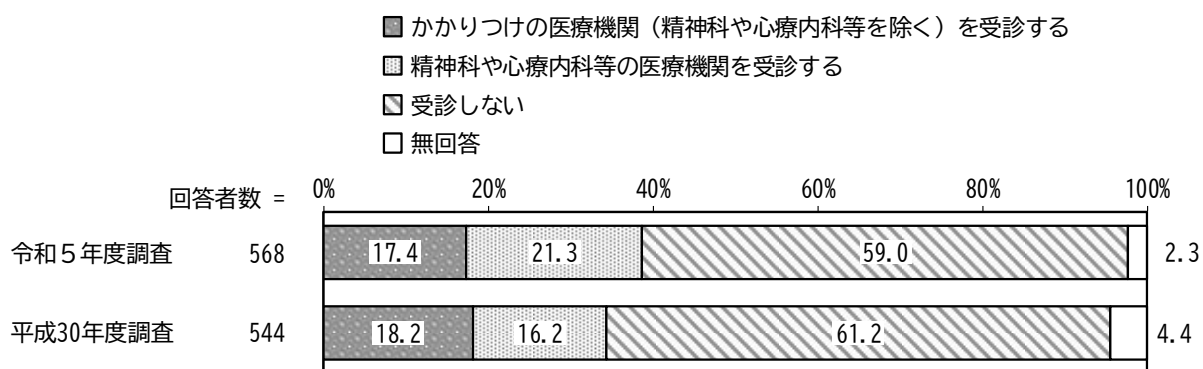


## ウ 休養や睡眠について

問 あなたは、こころの不調（不安感、イライラ感、落ち込み等）や不眠が2週間以上続く場合、医療機関などを受診しますか。

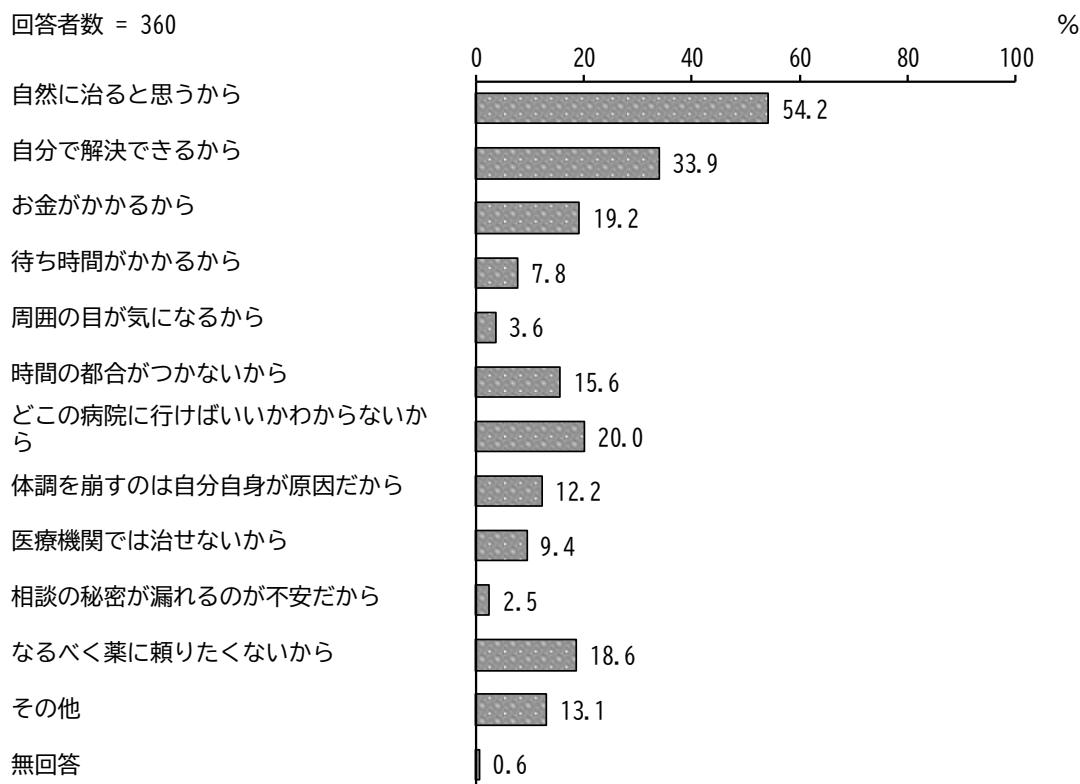
「受診しない」が最も高く、次いで「精神科や心療内科等の医療機関を受診する」、「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）を受診する」の順となっています。

平成30年度調査と比較すると、「精神科や心療内科等の医療機関を受診する」が増加しています。



問 こころの不調（不安感，イライラ感，落ち込み等）や不眠が2週間以上続く場合に医療機関などを「受診しない」と回答した方にお聞きします。受診しない理由は何ですか。（〇はいくつでも）

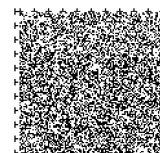
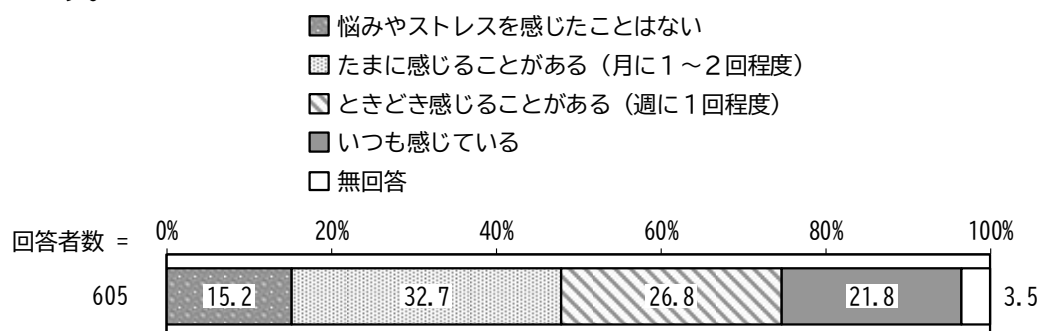
「自然に治ると思うから」が54.2%と最も高く，次いで「自分で解決できるから」が33.9%，「どこの病院に行けばいいかわからないから」が20.0%の順となっています。



## エ 悩みや不安，ストレスについて

問 過去1か月間であなたは，悩みや不安，ストレスを感じたことがありますか。

「たまに感じることもある（月に1～2回程度）」が32.7%と最も高く，次いで「ときどき感じることもある（週に1回程度）」が26.8%，「いつも感じている」が21.8%の順となっています。



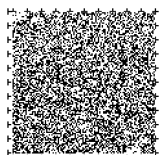
問 「過去1か月間であなたは、悩みや不安、ストレスを感じたことがありますか。」に、「たまに感じることもある（月に1～2回程度）」、「ときどき感じることもある（週に1回程度）」、「いつも感じている」と回答した方にお聞きします。ストレスの原因は、どのような事柄ですか。（○はいくつでも）

【性別や年齢から見た悩みや不安、ストレスの原因】

女性30～39歳で「妊娠・子育て」が50.8%と高くなっています。また、男性16～17歳で「学業不振」が58.3%，女性16～17歳で「進学」が56.3%と高くなっています。

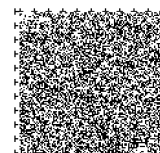
全体では、「職場の人間関係」と回答した人が30.1%と高くなっています。

区分	回答者数(件)	職場の人間関係	長時間労働	仕事の不振	転勤	失業	就職	事業不振	消費トラブル	借金・多重債務	金銭トラブル	生活困窮	進学	学業不振	妊娠・子育て	
全体	492	30.1	9.6	20.1	1.8	1.6	3.3	2.6	0.8	1.6	1.2	6.9	6.9	3.7	14.0	
男性	16～17歳	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41.7	58.3	—	
	18～19歳	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.3	—	
	20～29歳	16	50.0	—	37.5	—	—	12.5	—	—	—	12.5	12.5	6.3	—	
	30～39歳	43	25.6	23.3	32.6	7.0	—	2.3	2.3	—	2.3	2.3	9.3	—	—	20.9
	40～49歳	29	41.4	24.1	31.0	—	3.4	6.9	10.3	—	3.4	—	3.4	—	—	6.9
	50～59歳	31	38.7	3.2	32.3	—	6.5	—	—	—	—	—	6.5	3.2	—	3.2
	60～69歳	26	7.7	3.8	11.5	—	7.7	3.8	11.5	—	7.7	7.7	11.5	—	—	—
	70～79歳	14	7.1	7.1	—	—	—	—	—	7.1	—	—	7.1	—	—	—
	80歳以上	10	—	—	—	—	—	—	20.0	—	—	—	—	—	—	—
女性	16～17歳	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56.3	31.3	—	
	18～19歳	11	27.3	—	—	—	—	9.1	—	—	—	—	36.4	18.2	—	
	20～29歳	47	40.4	19.1	34.0	2.1	—	10.6	2.1	—	6.4	—	12.8	8.5	—	8.5
	30～39歳	61	41.0	9.8	24.6	1.6	1.6	1.6	1.6	—	—	1.6	6.6	1.6	1.6	50.8
	40～49歳	50	42.0	4.0	22.0	2.0	2.0	4.0	2.0	—	—	2.0	8.0	4.0	—	30.0
	50～59歳	45	35.6	15.6	17.8	6.7	2.2	—	—	4.4	—	—	4.4	8.9	—	8.9
	60～69歳	31	48.4	6.5	16.1	—	—	3.2	3.2	—	—	—	—	—	—	3.2
	70～79歳	24	12.5	—	4.2	—	—	—	—	4.2	4.2	—	12.5	—	—	—
	80歳以上	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.7	—	—	—
無回答	10															



単位：％

いじめ	暴力	学校での人間関係	ひきこもり・不登	夫婦の不和	家族・親族関係の不和	家族の介護・看病	恋愛・失恋	差別	身近な人の死	孤独	新型コロナウイルス感染症	持病	その他	無回答	区分
0.8	－	3.5	0.8	9.3	9.3	7.1	5.1	0.6	4.9	8.9	2.6	10.4	18.5	2.6	全体
－	－	33.3	－	－	－	－	16.7	－	－	8.3	－	8.3	8.3	－	16～17歳
－	－	－	－	－	33.3	－	－	－	－	－	－	－	33.3	－	18～19歳
－	－	－	－	6.3	－	－	12.5	－	－	－	－	－	25.0	－	20～29歳
2.3	－	－	－	－	2.3	－	2.3	－	2.3	4.7	4.7	4.7	11.6	－	30～39歳
－	－	－	3.4	17.2	13.8	3.4	－	－	3.4	10.3	10.3	10.3	10.3	－	40～49歳
3.2	－	－	3.2	9.7	3.2	12.9	3.2	－	6.5	9.7	3.2	12.9	22.6	－	50～59歳
－	－	－	－	15.4	7.7	11.5	－	－	3.8	11.5	－	23.1	19.2	7.7	60～69歳
－	－	－	－	21.4	7.1	－	－	－	7.1	7.1	－	35.7	28.6	7.1	70～79歳
－	－	－	－	20.0	－	20.0	－	－	－	－	－	30.0	20.0	－	80歳以上
－	－	50.0	6.3	－	18.8	－	12.5	－	12.5	12.5	－	－	12.5	－	16～17歳
－	－	18.2	9.1	－	－	9.1	45.5	－	－	27.3	－	9.1	18.2	－	18～19歳
2.1	－	6.4	－	2.1	10.6	－	12.8	2.1	2.1	10.6	2.1	6.4	12.8	2.1	20～29歳
－	－	－	－	16.4	16.4	3.3	4.9	－	3.3	16.4	4.9	8.2	11.5	－	30～39歳
－	－	－	－	8.0	12.0	8.0	－	－	4.0	－	－	6.0	18.0	2.0	40～49歳
－	－	－	－	22.2	15.6	17.8	2.2	－	2.2	2.2	－	11.1	31.1	－	50～59歳
3.2	－	－	－	3.2	3.2	16.1	－	－	－	6.5	－	3.2	35.5	3.2	60～69歳
－	－	－	－	4.2	8.3	12.5	4.2	－	20.8	12.5	4.2	20.8	25.0	12.5	70～79歳
－	－	－	－	－	7.7	7.7	－	7.7	38.5	30.8	－	15.4	－	23.1	80歳以上
														無回答	



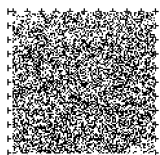
問 あなたは、不安や悩みやつらい気持ちがあるとき、誰に相談しますか。

(○はいくつでも)

【年齢別】

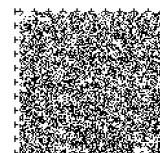
年齢別で見ると、16～17歳で「友人や同僚」が89.5%と高くなっています。また、70～79歳、80歳以上で「かかりつけの病院の医師」の割合が高くなっています。

区分	回答者数(件)	同居の家族や親族	別居の家族や親族	友人や同僚	恋人	近所の知り合い	学校や職場の先輩・後輩	学校の先生や職場の上司	カウンセラー	かかりつけの病院の医師
全体	356	61.0	23.3	57.0	6.7	3.1	8.7	4.8	3.4	7.9
16～17歳	19	57.9	—	89.5	—	—	5.3	5.3	5.3	—
18～19歳	8	75.0	12.5	62.5	12.5	—	25.0	12.5	12.5	—
20～29歳	41	46.3	24.4	58.5	31.7	—	14.6	2.4	4.9	2.4
30～39歳	80	71.3	27.5	63.8	5.0	3.8	11.3	7.5	2.5	5.0
40～49歳	57	61.4	24.6	57.9	1.8	—	10.5	7.0	3.5	5.3
50～59歳	51	66.7	21.6	58.8	5.9	5.9	7.8	5.9	2.0	2.0
60～69歳	42	61.9	21.4	54.8	—	2.4	7.1	2.4	4.8	7.1
70～79歳	32	59.4	21.9	43.8	3.1	9.4	—	—	3.1	28.1
80歳以上	24	41.7	37.5	16.7	—	4.2	—	—	—	29.2
無回答	2									



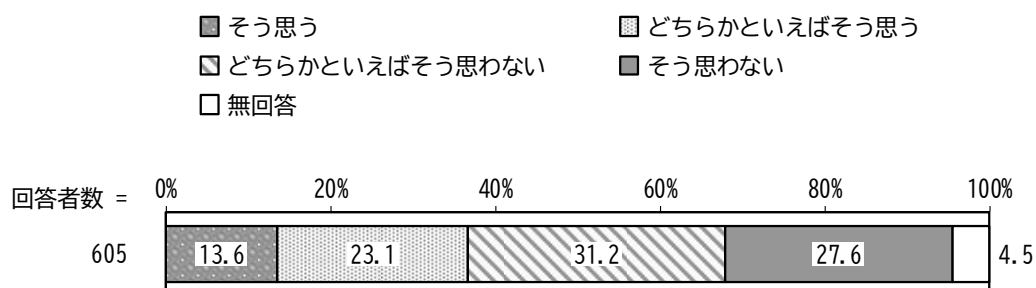
単位：％

かかりつけの病院の看護師	かかりつけの薬局の薬剤師	SNS	公的機関の相談員	民間の相談員	専門電話やメール相談員	その他	誰にも相談しない	無回答	区分
0.6	0.6	3.7	2.2	0.3	0.8	1.1	4.8	4.8	全 体
－	－	5.3	－	－	－	－	－	－	16～17 歳
－	－	12.5	－	－	－	－	－	－	18～19 歳
－	－	7.3	2.4	－	－	－	2.4	9.8	20～29 歳
1.3	－	7.5	2.5	－	－	1.3	1.3	3.8	30～39 歳
－	－	1.8	1.8	－	1.8	1.8	7.0	7.0	40～49 歳
－	－	2.0	2.0	－	2.0	－	7.8	5.9	50～59 歳
－	－	－	4.8	－	－	2.4	7.1	4.8	60～69 歳
3.1	6.3	－	3.1	3.1	3.1	－	9.4	－	70～79 歳
－	－	－	－	－	－	4.2	4.2	4.2	80 歳以上
									無回答



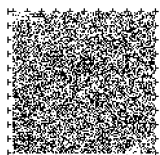
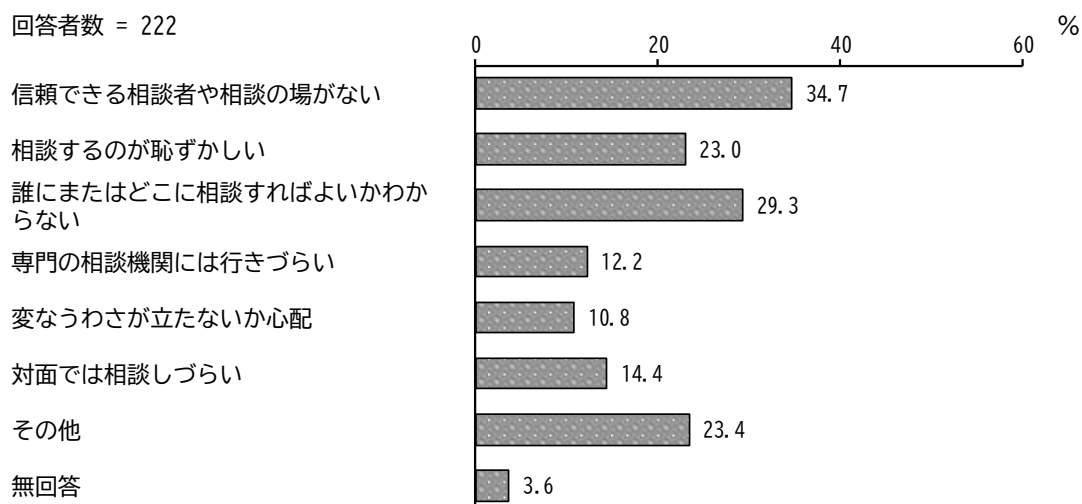
問 あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた合計が36.7%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた合計が58.8%となっています。



問 「悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか」に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方にお聞きします。ためらう理由は何ですか。  
(〇はいくつでも)

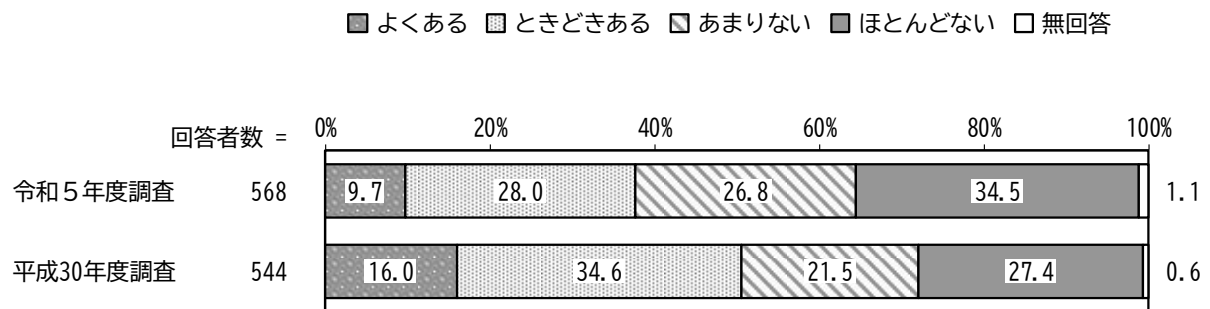
「信頼できる相談者や相談の場がない」が34.7%と最も高く、次いで「誰にまたはどこに相談すればよいかわからない」が29.3%、「相談するのが恥ずかしい」が23.0%の順となっています。



## オ 地域とのつながりなどについて

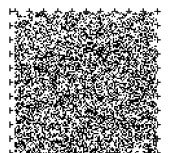
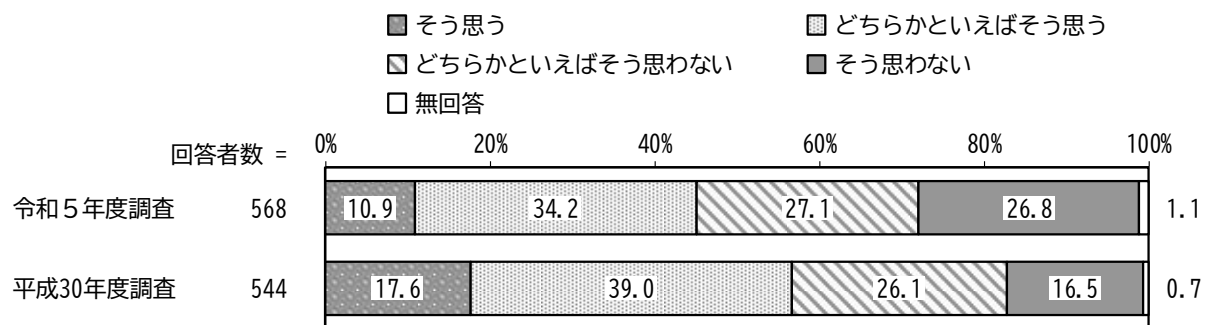
問 あなたは、町内の人や地域の人と話をしたり、交流したりする機会がありますか。

平成30年度調査と比較すると、「よくある」と「ときどきある」の合計が37.7%、「あまりない」と「ほとんどない」の合計が61.3%となっており、「あまりない」と「ほとんどない」の合計が増加しています。



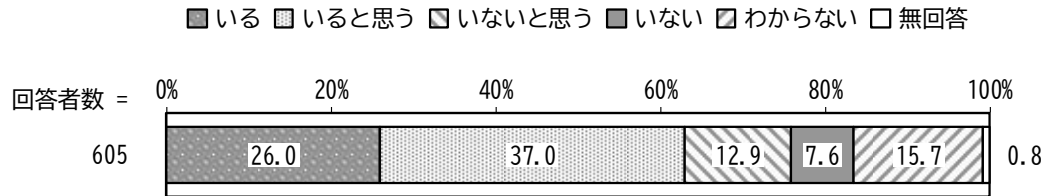
問 あなたがお住まいの地域の人々は日頃から互いに気づかたり声をかけ合っていると思いますか。

平成30年度調査と比較すると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が45.1%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が53.9%となっており、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が増加しています。



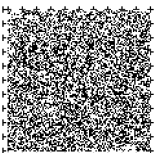
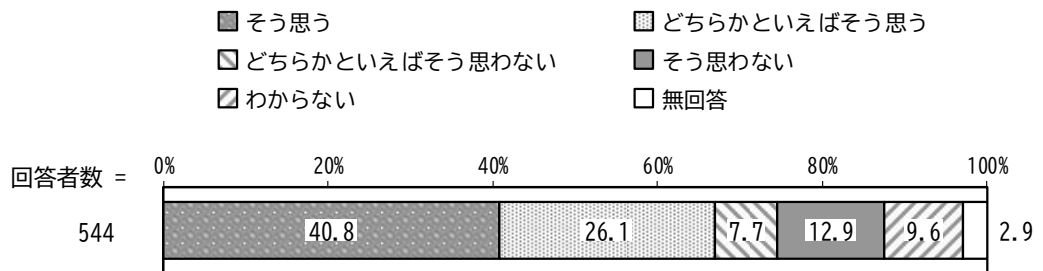
問 あなたが経済的に困っている時に支援をしてくれる人がいますか。

「いると思う」が37.0%と最も高く、次いで「いる」が26.0%、「わからない」が15.7%の順となっています。



<参考 平成 30 年調査>

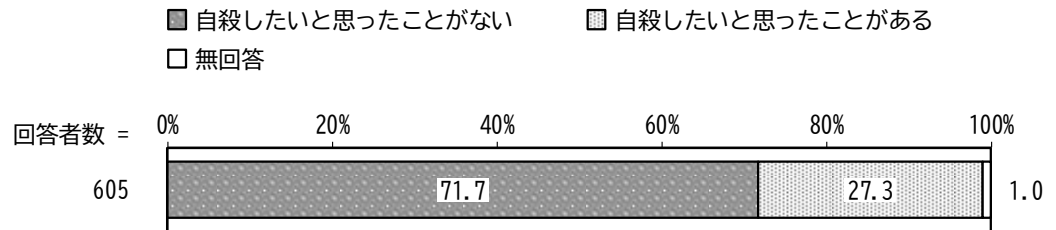
問 必要なとき、あなたの周りで物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると思いますか。



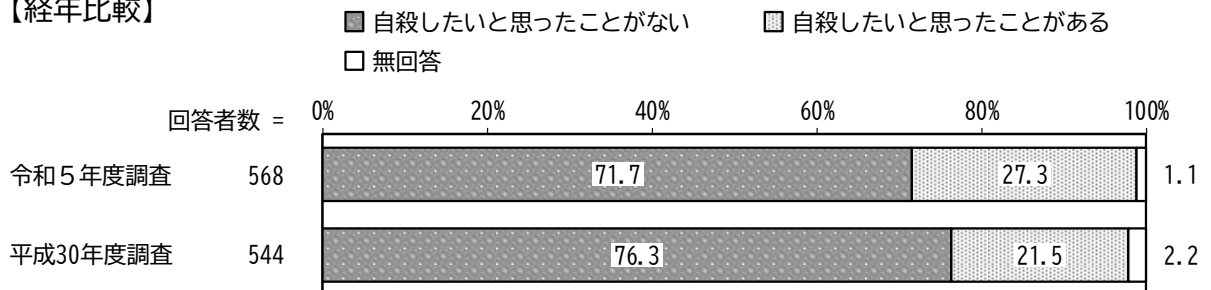
## カ 自殺とうつに関する意識について

問 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

「自殺したいと思ったことがない」が71.7%、「自殺したいと思ったことがある」が27.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「自殺したいと思ったことがある」が5.8ポイント増加しています。

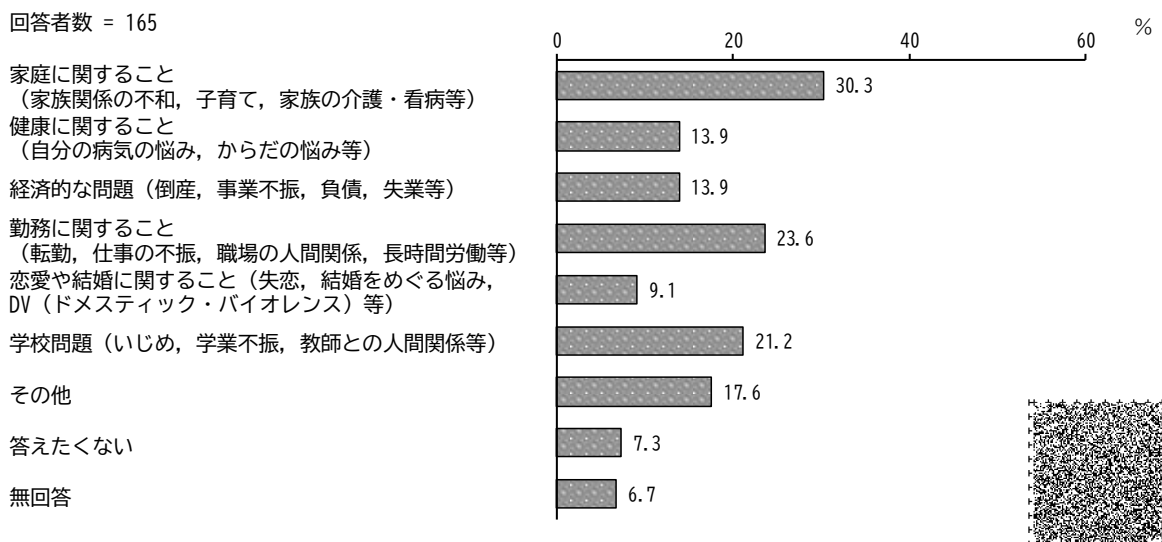


### 【経年比較】



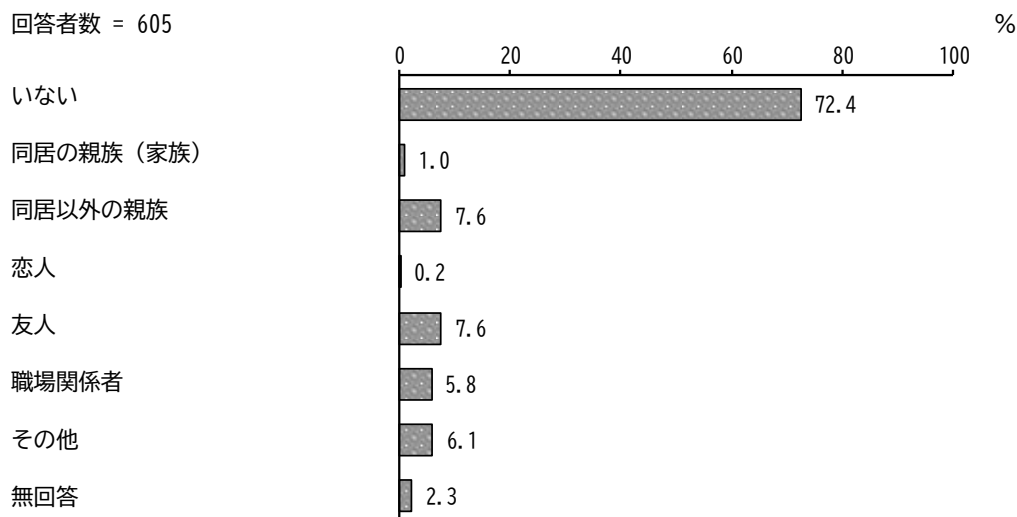
問 「これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるか」に、「自殺したいと思ったことがある」と回答した方にお聞きします。それは、どのような事柄が原因ですか。(〇はいくつでも)。

「家庭に関すること(家族関係の不和, 子育て, 家族の介護・看病等)」が30.3%と最も高く、次いで「勤務に関すること(転勤, 仕事の不振, 職場の人間関係, 長時間労働等)」が23.6%、「学校問題(いじめ, 学業不振, 教師との人間関係等)」が21.2%の順となっています。



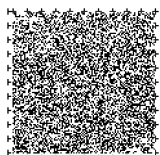
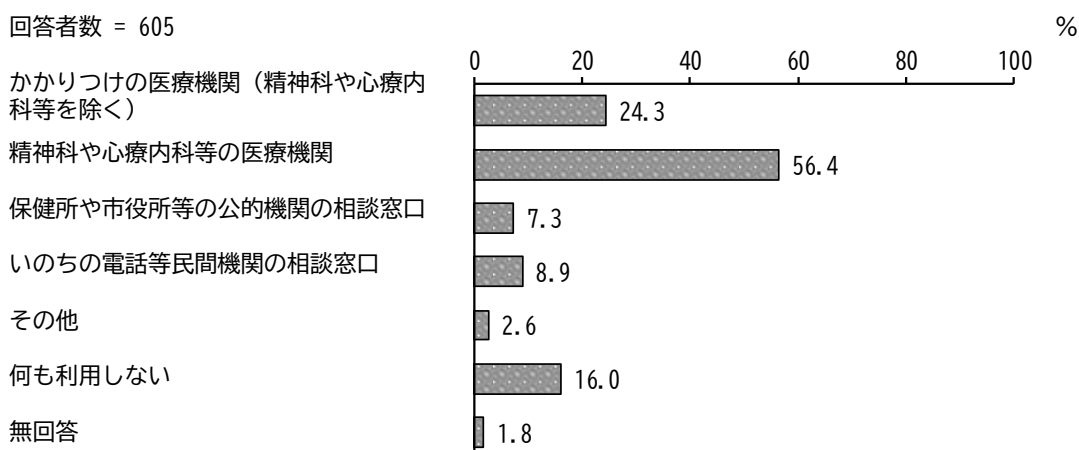
問 あなたの周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。いらっしゃる方は、その人との関係で該当するもの全てに○をつけてください。

「いない」が72.4%と最も高くなっています。



問 もし、あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、以下の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか。(○はいくつでも)

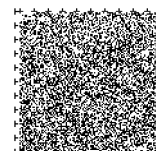
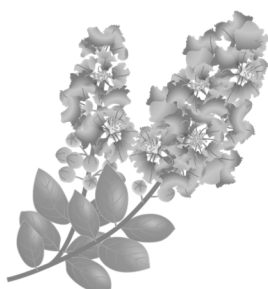
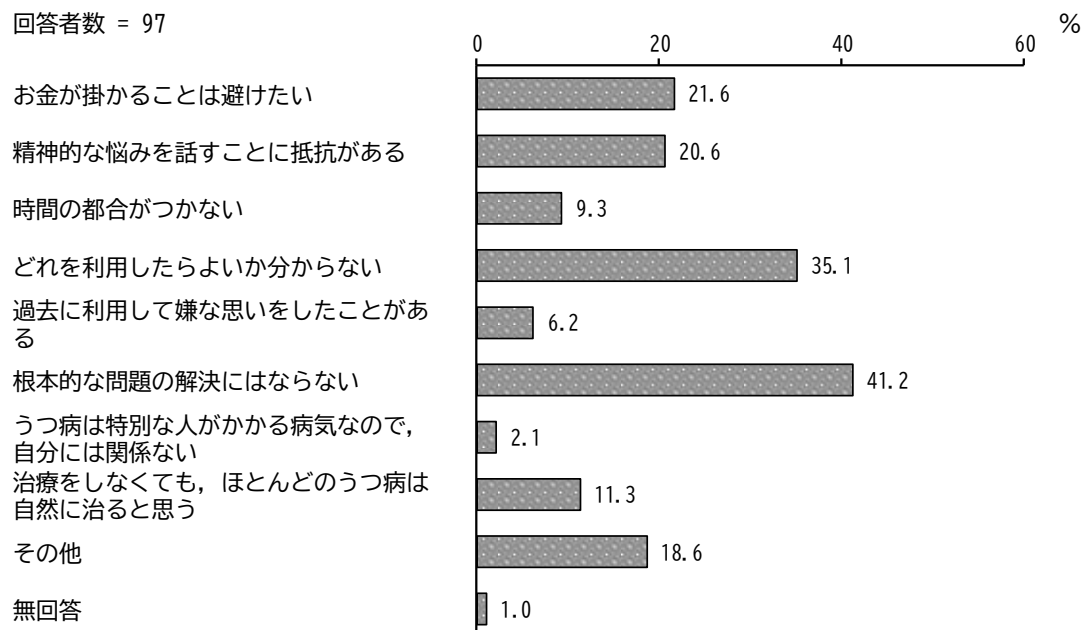
「精神科や心療内科等の医療機関」が56.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医療機関 (精神科や心療内科等を除く)」が24.3%、「何も利用しない」が16.0%の順となっています。



問 「自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思うか」に、「何も利用しない」と回答した方にお聞きします。何も利用しないのはなぜですか。(〇はいくつでも)

「根本的な問題の解決にはならない」が41.2%と最も高く、次いで「どれを利用したらよいか分からない」が35.1%、「お金が掛かることは避けたい」が21.6%の順となっています。

回答者数 = 97

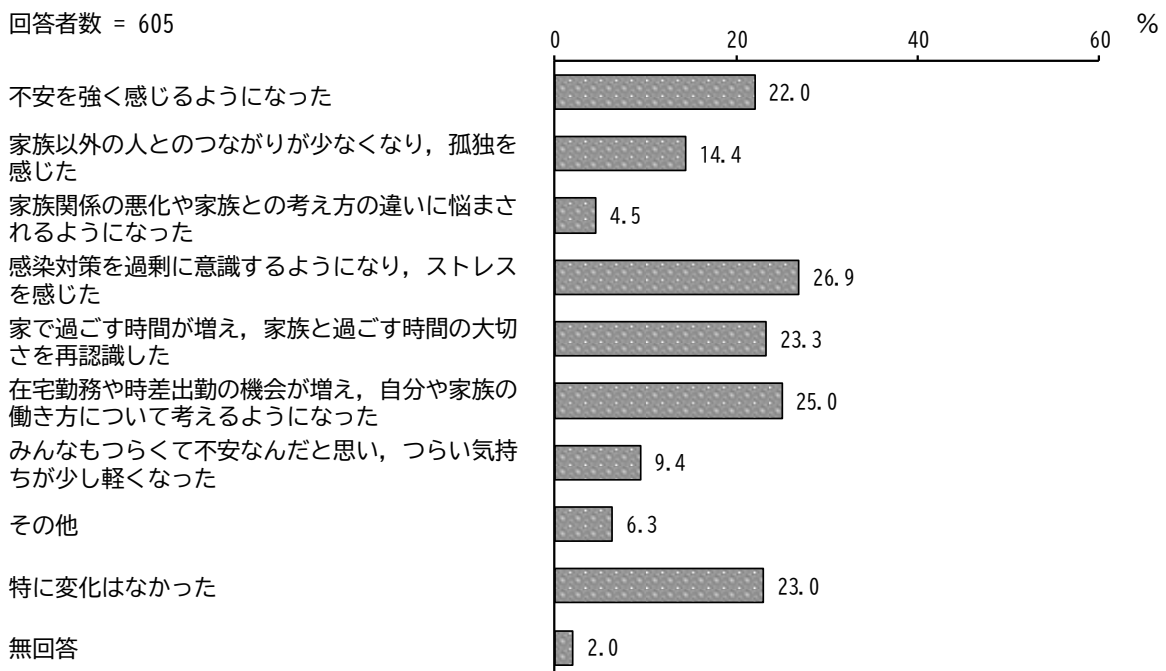


## キ 新型コロナウイルス感染症について

問 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの心情や考えに変化がありましたか。(〇はいくつでも)

「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が26.9%と最も高く、次いで「在宅勤務や時差出勤の機会が増え、自分や家族の働き方について考えるようになった」が25.0%、「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」が23.3%の順となっています。

回答者数 = 605



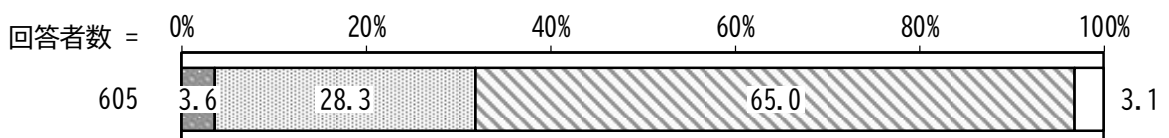
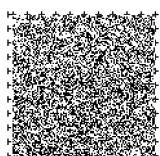
## ク 自殺対策の現状等について

問 あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。次のa～iのそれぞれについて、該当するもの1つだけに〇をつけてください。

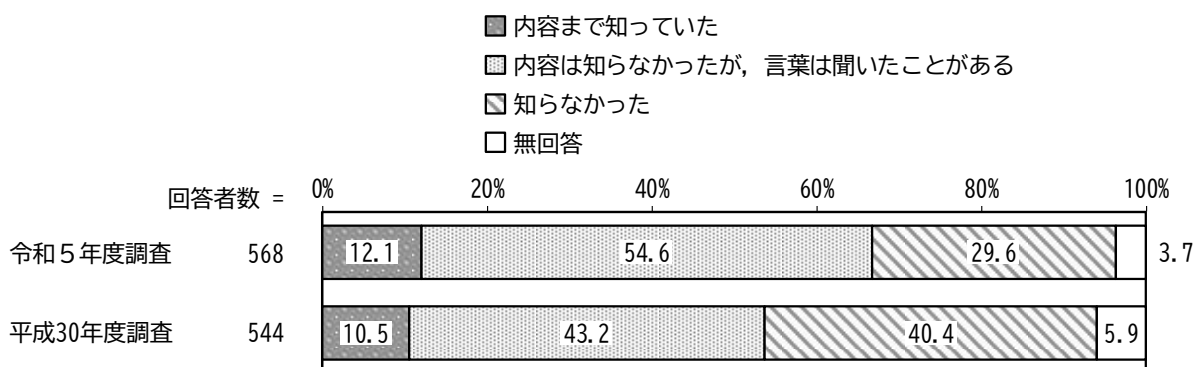
gのゲートキーパーの「知らなかった」の割合がa～f, h, iと比べ最も高くなっています。平成30年度調査と比較すると大きな変化は見られず、ほかの項目と比べて認知度が特に低くなっています。

a 自殺対策基本法

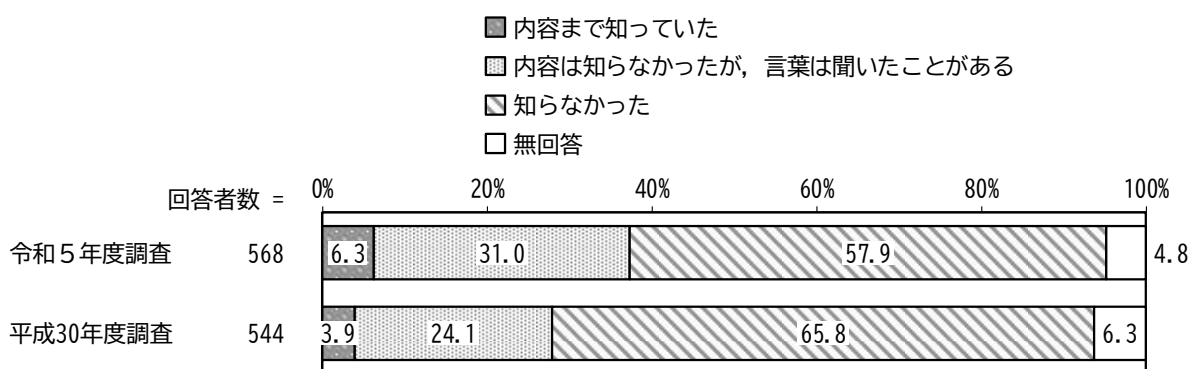
- 内容まで知っていた
- ▨ 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある
- ▧ 知らなかった
- 無回答



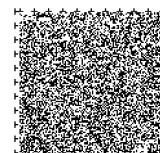
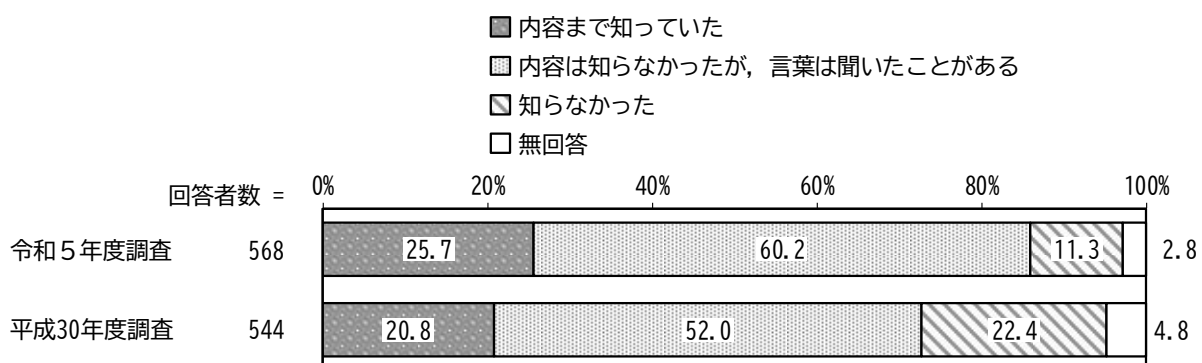
b こころの健康相談統一ダイヤル



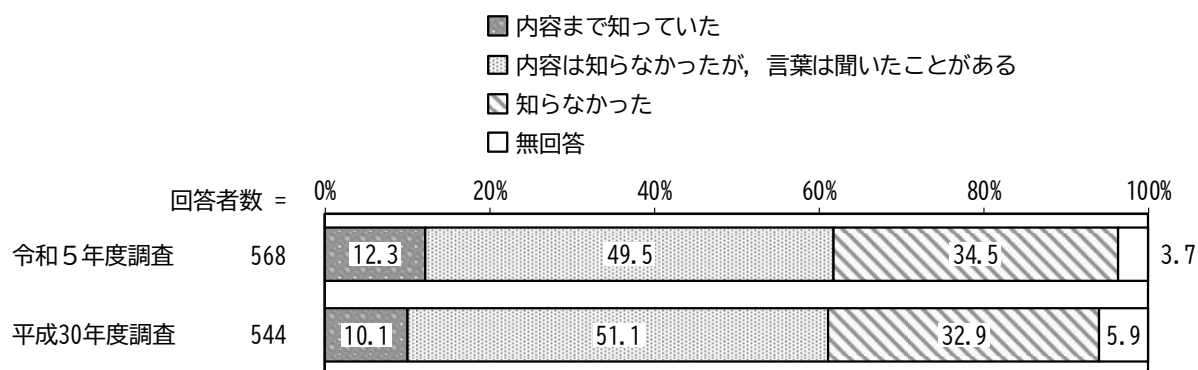
c よりそいホットライン



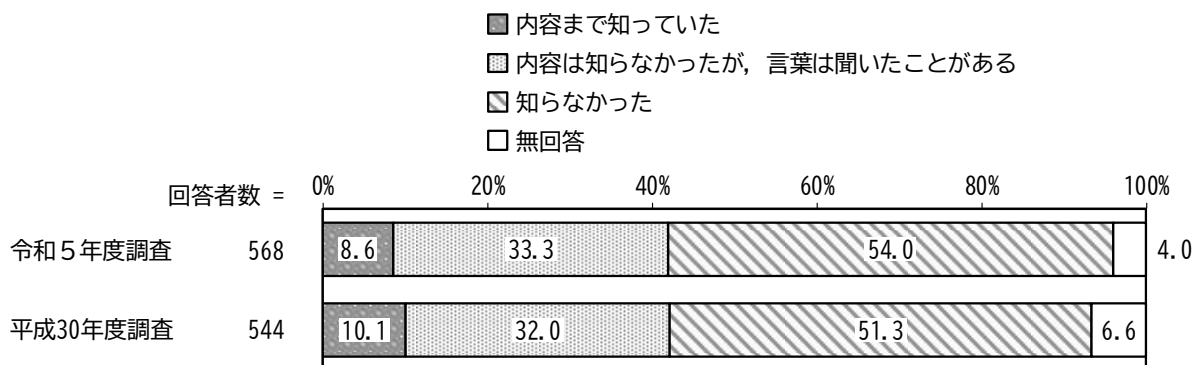
d いのちの電話



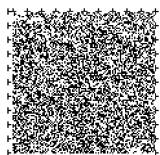
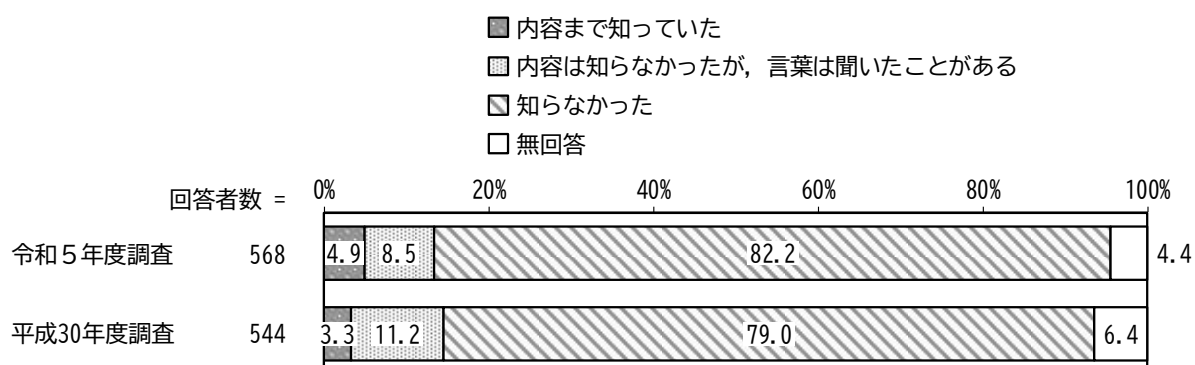
e 市の相談窓口／電話相談



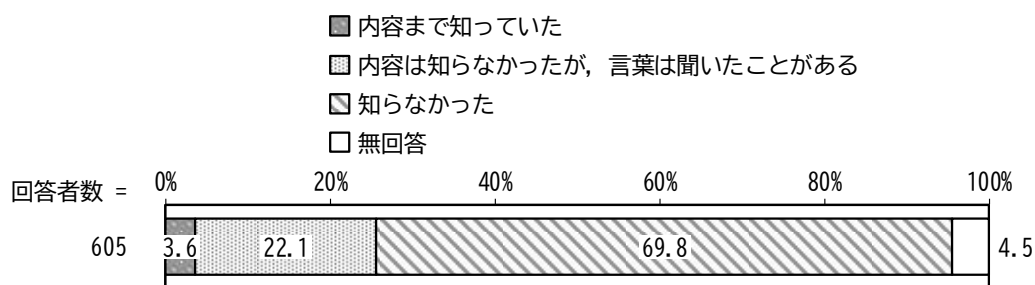
f 自殺予防週間／自殺対策強化月間



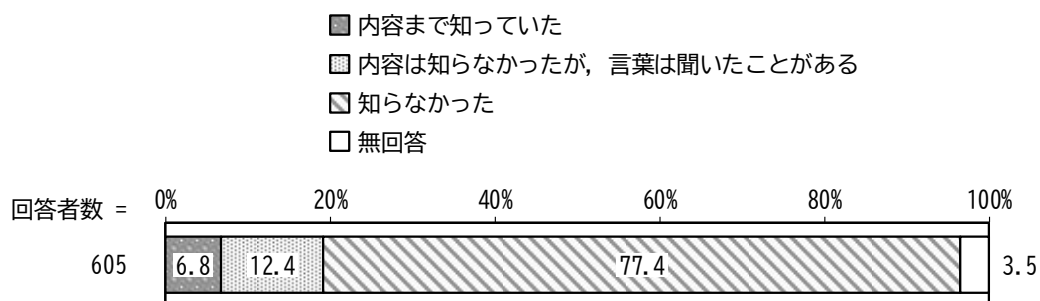
g ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）



h 行政機関や民間のこころの健康に関する講演会

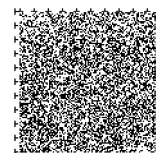
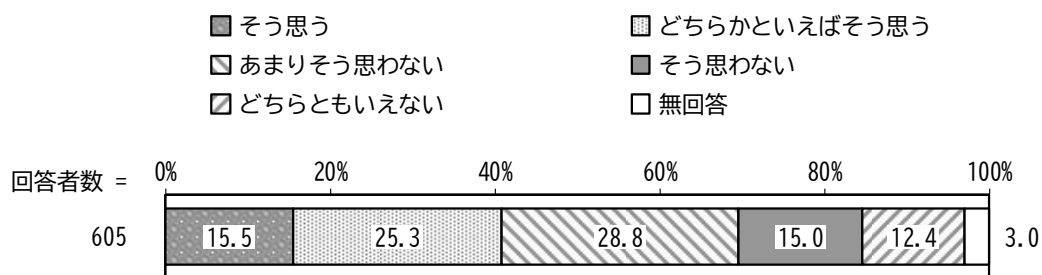


i グリーフケア（自死遺族サポート）



問 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。

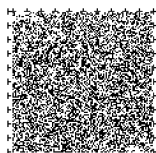
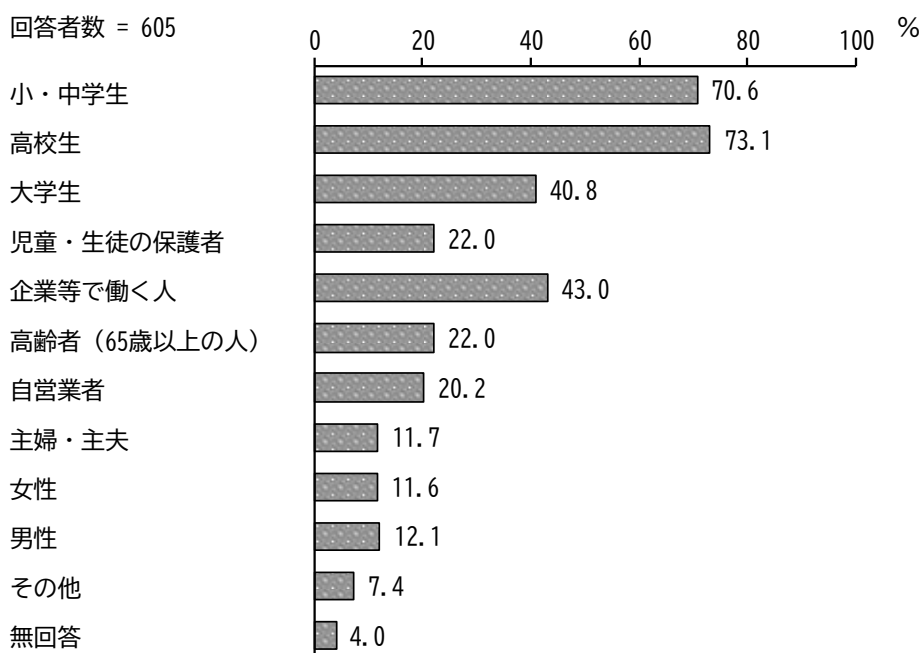
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が40.8%, 「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が43.8%となっています。



## ケ 今後の自殺対策について

問 自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う、対象（年代等）はどこだと考えますか。（○はいくつでも）

「高校生」が73.1%と最も高く、次いで「小・中学生」が70.6%、「企業等で働く人」が43.0%の順となっています。

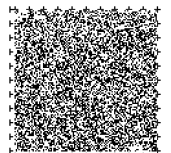


【年齢別】

年齢別でみると、対象を「大学生」と回答した年代は、20～29歳で58.3%と高くなっています。また、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象を「高校生」と回答した年代は、16～17歳で83.8%と高くなっています。

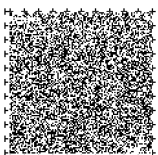
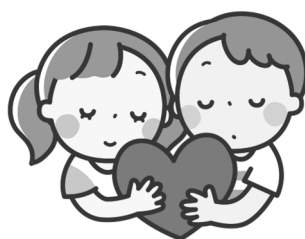
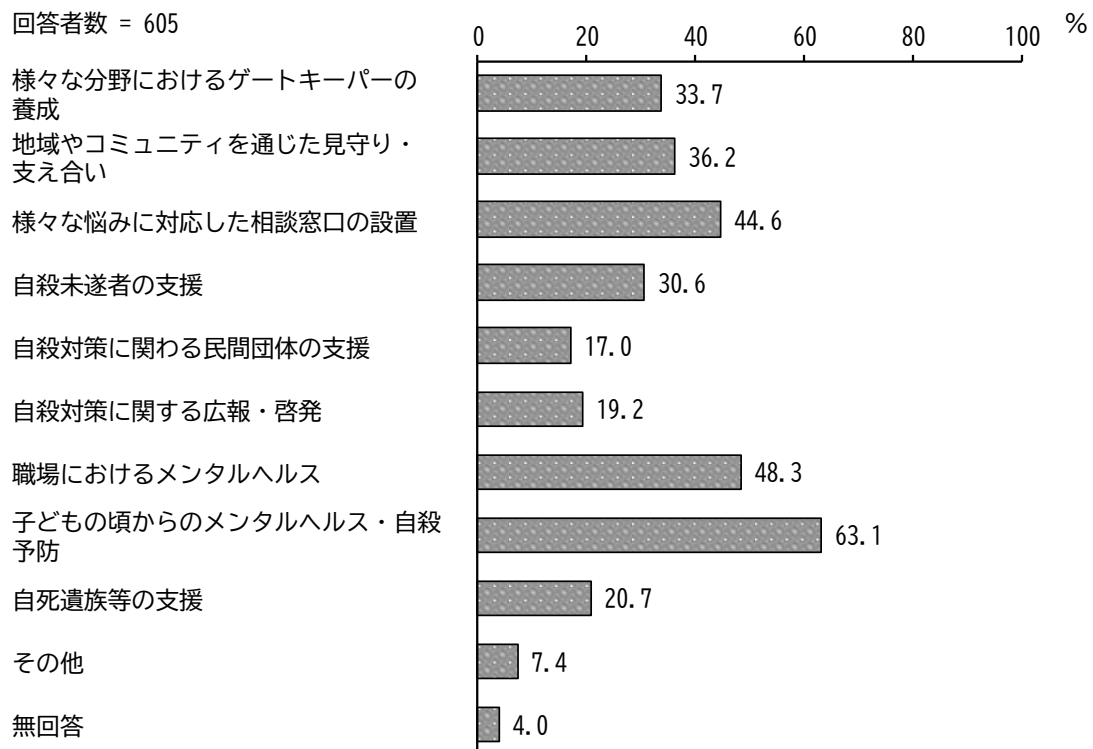
単位：%

区分	回答者数(件)	小・中学生	高校生	大学生	児童・生徒の保護者	企業等で働く人	高齢者(65歳以上の人)	自営業者	主婦・主夫	女性	男性	その他	無回答
全 体	605	70.6	73.1	40.8	22.0	43.0	22.0	20.2	11.7	11.6	12.1	7.4	4.0
16～17歳	37	67.6	83.8	43.2	16.2	48.6	5.4	13.5	13.5	16.2	18.9	16.2	—
18～19歳	17	47.1	64.7	35.3	17.6	52.9	5.9	17.6	11.8	11.8	11.8	—	11.8
20～29歳	72	73.6	83.3	58.3	33.3	54.2	9.7	19.4	12.5	8.3	5.6	2.8	1.4
30～39歳	118	84.7	79.7	42.4	27.1	47.5	20.3	25.4	15.3	13.6	15.3	7.6	0.8
40～49歳	89	70.8	68.5	41.6	25.8	49.4	21.3	30.3	16.9	14.6	16.9	12.4	3.4
50～59歳	90	73.3	74.4	45.6	20.0	38.9	24.4	21.1	10.0	12.2	11.1	8.9	1.1
60～69歳	73	71.2	68.5	30.1	21.9	43.8	30.1	16.4	12.3	11.0	13.7	6.8	2.7
70～79歳	60	53.3	68.3	35.0	8.3	23.3	35.0	8.3	5.0	6.7	3.3	6.7	8.3
80歳以上	47	55.3	53.2	23.4	10.6	23.4	29.8	12.8	—	6.4	8.5	—	19.1
無回答	2												



問 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。(〇はいくつでも)

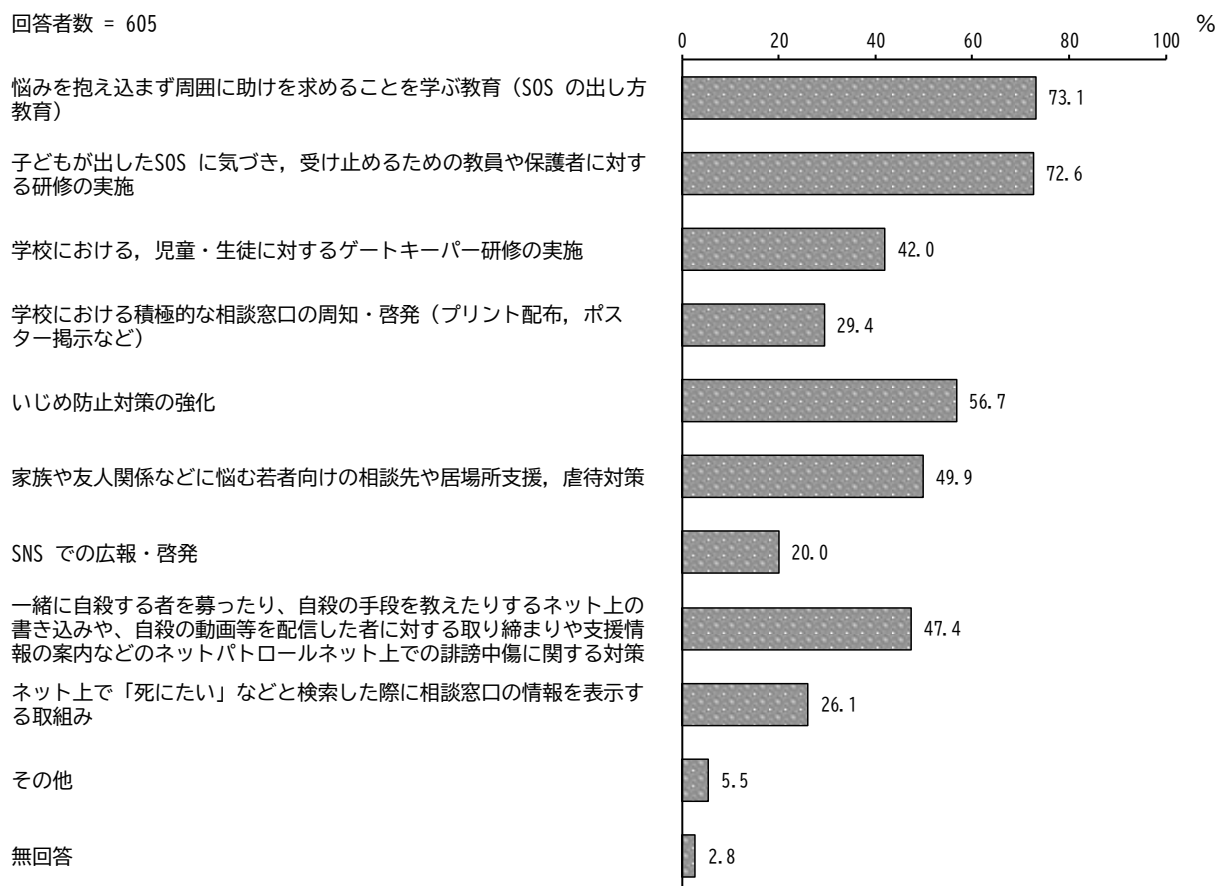
「子どもの頃からのメンタルヘルス・自殺予防」が63.1%と最も高く、次いで「職場におけるメンタルヘルス」が48.3%、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が44.6%の順となっています。



**問 児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防に資すると思いますか。(〇はいくつでも)**

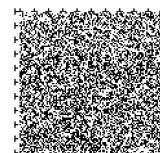
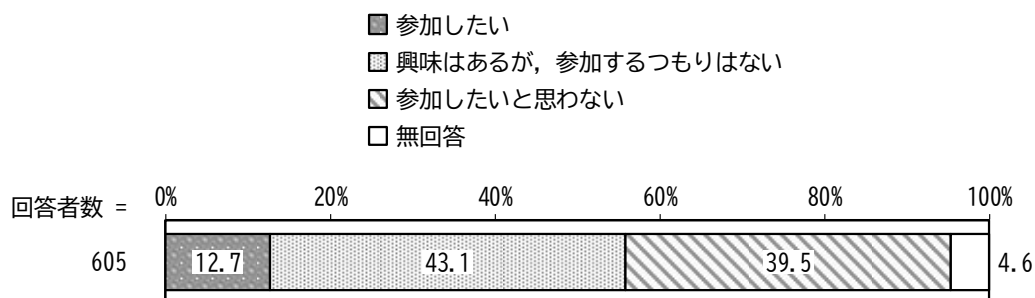
「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOSの出し方教育）」が73.1%と最も高く、次いで「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が72.6%、「いじめ防止対策の強化」が56.7%の順となっています。

回答者数 = 605



**問 調布市が実施しているゲートキーパー研修に参加したいと思いますか。**

「興味はあるが、参加するつもりはない」が43.1%と最も高く、次いで「参加したいと思わない」が39.5%、「参加したい」が12.7%の順となっています。



### 3 調布市の自殺対策の課題

#### (1) 生きることの促進要因への支援

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。

市民意識調査では、こころの健康状態が「よくない」と答えた人が2割弱となっており、最近1か月間くらいの悩みや不安、ストレスを感じる原因として、10代は「進学」「学業不振」が、20代は「職場の人間関係」「仕事の不振」、30代～50代では「職場の人間関係」「仕事の不振」、60歳以上では「持病」「身近な人の死」「孤独」がそれぞれ高くなっています。また、30代女性では「妊娠・子育て」が高くなっているなど、ライフステージに応じて様々な要因があがっています。

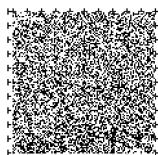
また、不安や悩みを誰かに相談することをためらう人は4割弱となっており、相談できない理由としては「信頼できる相談者や相談の場がない」の割合が3割以上となっています。平成30年度調査と比較して「自殺したいと思ったことがある」人は増加しており、16歳以上の4人に1人が自殺をしたいと思ったことがあります。その原因として家庭に関すること（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）が3割以上と最も高くなっています。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な人への相談から地域の相談窓口につながるよう体制を充実し、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図ることが必要です。

また、市民意識調査では、今後の自殺対策として必要と思われるものとして、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が4割以上を占めています。

コロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となった経験を活かし、相談支援体制の整備を行い、悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整える必要があります。

さらに、全国的な傾向として、日本臨床救急医学会が行った調査によると、令和4年12月から令和5年12月までで救命救急センターに搬送された自傷行為や自殺未遂をした人1,987件のうち、男性が733件、女性1,254件と女性が多く、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った支援の充実が求められます。



## (2) 自殺対策を支える人材の育成

地域においてネットワークを強化し充実するためには、それを支える人材が必要であり、この自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する取組の基礎となります。

市民意識調査では、ゲートキーパーについて、「知らなかった」が8割以上と認知度は低くなっており、調布市が実施しているゲートキーパーの研修に「参加したい」と思っている人は1割程度となっています。また、コロナ禍において、会議等の集会活動が縮小され、講話ができなくなった時期があったことにより、啓発が難しい状況がありました。

ゲートキーパーは自殺対策において早期対応の中心的役割を果たすことが期待されるため、ゲートキーパーの認知度を向上させるとともに、より多くの市民がゲートキーパーとしての意識を持って身近な人を支えることができるよう、幅広く研修などを実施することが必要です。

また、こころの健康問題に取り組む「相談員等のこころの健康」を支援する体制や相談員の相談技術の向上も必要となります。

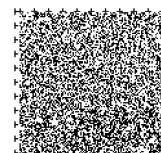
## (3) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に当たり、基盤となる取組は、地域におけるネットワークを強化することです。

調布市では、こころといのちのネットワーク会議を通じて、地域におけるネットワークづくりに努めています。

市民意識調査では、町内の人や地域の人と話をしたり、交流したりする機会が「ない」人や、地域の人々が日頃から互いに気づかたり声をかけ合っていると「思わない」人が増加しており、地域のつながりが希薄になっている傾向がうかがえます。地域で孤立する世帯や孤独と感じる人を早期に発見できるよう地域における見守り活動や助け合い活動を推進するため、自治会をはじめとする地域組織活動への支援を行うことも必要です。

また、不安や悩みやつらい気持ちがあるとき、「誰にも相談しない」人もいます。さらに、自殺につながるこころの問題を抱えていても医療・行政サービスを受けていない人が多くみられます。こころの問題により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて適切な精神医療を含む医療と保健・福祉サービスが受けられるよう体制を整えていくことが必要です。



## (4) 住民への啓発と周知

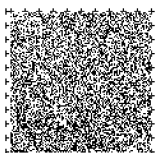
自殺に追い込まれることは、「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰もが当事者となり得る重大な問題」でもあります。

市民意識調査では、こころの不調が2週間以上続く場合、医療機関などを「受診しない」が6割近くとなっており、その理由として、「自然に治ると思うから」5割以上となっています。医療機関の受診に対する敷居を下げていくとともに、自殺予防につながるこころの健康づくりに関する理解と関心を深める等、今後もより一層の普及啓発を実施することが必要です。

また、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口などを「何も利用しない」と答えた人が2割弱となっており、その理由として「根本的な問題の解決にはならない」が4割以上となっています。そのため、生きていく上で誰もが様々なストレスや困難に直面し、こころの健康を損なう場合があります。そのような自らのこころの不調に気づくことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、ハイリスク者を早期に発見し必要・適切な情報提供や相談ができる体制の整備等を進める対策が必要です。

自殺未遂者は、再び自殺を企図するリスクが高くなると言われており、自殺の再企図を防ぐためには、周囲の人による気づきから精神科医療や支援機関へのつながりを行うとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・法律などの関係機関の連携を強化し、自殺の危険性を高めている様々な問題に対して包括的に対応することが重要です。

一方で、自分の周りで自殺をした方が「いる」人は3割弱となっています。その内訳で多いのは、同居以外の親族、友人、職場関係者となっています。自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立した状況に陥る可能性があります。そのため、自死遺族に対する支援を推進するとともに、市民に自死遺族の方々への配慮について理解の促進を図ることも必要です。



## (5) 様々な対象に応じた自殺対策

### ① 高齢者への支援

多くの高齢者は、子どもが独立し、仕事からも引退することで家庭や社会における役割が小さくなる傾向があるとともに、配偶者の死に直面したり、心身の機能の低下による社会参加の機会減少等、環境変化も起こりやすい時期です。

市民意識調査では、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象（年代等）について、「高齢者（65歳以上の人）」が2割以上となっています。また、悩みや不安、ストレスの原因は、「持病」が高くなっています。

高齢者が元気に過ごすためには、地域活動や周囲との交流が大切です。高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加に向けた取組への対策、また8050問題<sup>※1</sup>や老老介護<sup>※2</sup>などの課題を解決するために、地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の強化が必要となっています。

### ② 就労者への支援

労働環境の問題は、心身の健康状態や経済状況等に影響を及ぼし、生活に直結します。

調布市では、令和5年の自殺者数のうち、就労世代でもある40代、50代が4割を占めています。

市民意識調査では、今後必要とする自殺対策として「職場におけるメンタルヘルス」が5割弱となっています。職場にメンタルヘルスに関する制度がある企業は5割半ばとなっており、その具体的な制度として「ストレスチェックテストを実施している」、「メンタル面で従業員向けの相談できる相談窓口がある（ハラスメント相談含む）」が多くなっています。

また、最近1か月間くらいで、悩みや不安、ストレスを感じる原因として、40代から50代は、「職場の人間関係」「長時間労働」「仕事の不振」を挙げています。

仕事がうまくいかなかった場合等に、精神的に追い詰められることがないよう支援することが必要です。また、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や、経営の危機に直面した中小企業等（個人事業主含む）に対する経営相談など経営改善のための適切な支援が必要です。

加えて、仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、長時間労働の是正、ライフ・ワーク・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、心身の不調を感じた時に利用できる相談体制の整備・充実が必要です。

※1 8050問題：成人した子どもが無職やひきこもり状態のまま親の介護をする、あるいは親が経済的にも精神的にも強い負担を請け負う状況を指す言葉。8050とは、80歳の親と50歳の子どもを象徴的に表している。

※2 老老介護：高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

※3 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。



### ③ 子ども・若者への支援

子ども・若者は、辛い気持ちを抱えていても周囲が気づかなかつたり、相談や支援につながりにくい傾向もあります。

調布市では、令和5年の自殺者数は46人、そのうち20代以下の人数は11人で全体の2割を占めています。全国的にも少子化が進む一方で、自殺をする子どもが増えています。

市民意識調査では、自殺防止対策を重点的に推進した方がよいと思う対象（年代等）について、「高校生」と「小・中学生」がともに7割を超えており、今後必要とする自殺対策として「子どもの頃からのメンタルヘルス・自殺予防」が6割以上となっています。

また、児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防になるかについて、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOSの出し方教育）」と「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が7割以上、「学校における、児童・生徒に対するゲートキーパー研修の実施」が4割以上となっています。

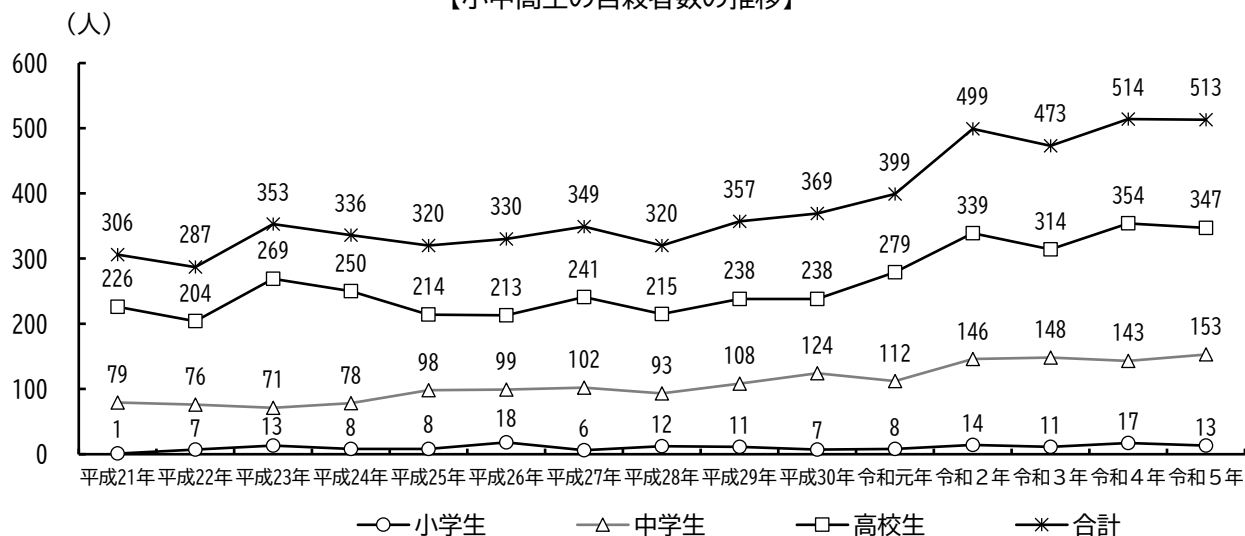
児童・生徒を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、調布市においても若年層に対して、地域、学校、職域等の身近な場所における自殺対策の取組の充実が必要です。

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための児童・生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」など、自殺対策に関する教育の実施を進めるとともに、子どもが出したSOSを受け止めるための教員や保護者に対する研修を実施することも必要です。

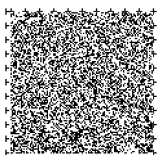
#### 全国の子どもの自殺者の状況

小中高生の自殺者数は平成23年以降、毎年300人を超えるようになり、令和2年に大きく増加して400人を大きく超えています。その後、小中高生の自殺者数は高止まりしています。

【小中高生の自殺者数の推移】



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成



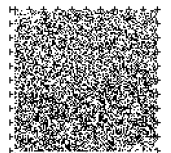
#### ④ 生活困窮者への支援

生活困窮は自殺対策の重要課題のひとつです。

調布市では、経済的理由等によりお困りの方に対して、生活困窮相談自立支援事業（調布ライフサポート）での相談を受け付けています。

市民意識調査では、経済的に困っている時に支援してくれる人がいるかについて、「いないと思う」と「いない」の合計が2割を超えていました。また、最近1年以内に自殺したいと思った原因として、1割以上が「経済的な問題（倒産、事業不振、負債、失業等）」を挙げていました。

生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など複合的な課題を抱えていることが多く、ストレスによる精神的な不調にも陥りやすい状態にあるなど、自殺のリスクが高くなると考えられます。すでに生活困窮の状態にある人や生活困窮に陥る可能性がある人へ包括的な支援を行うとともに、生活困窮者に係る関係機関等とも緊密に連携し相談や制度支援を実施していくことが必要です。





## 計画の基本的な考え

### 1 基本理念及び基本方針

#### 【基本理念】

#### 支え合い 認め合い ともに暮らす

基本構想では、まちの将来像として、「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」を掲げ、共生社会への想いを大切に、産学官民の多様な主体が連携し、市民一人ひとりの様々な生き方、まちのにぎわいやうるおい、地域の特性や資源等の魅力に満ちた、彩りのまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、自殺対策分野では、こころ健やかに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めています。

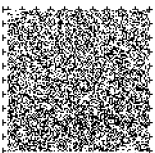
調布市自殺対策計画（第1次）では、自殺には様々な社会的要因が背景にあることから、地域福祉を基盤として、自殺対策を推進することとし、調布市の福祉の将来像を活かし、「支え合い 認め合い ともに暮らす」を基本理念としていました。

本市の自殺を取り巻く現状には課題が残り、将来像の実現は道半ばです。引き続き自殺対策を推進していく必要があることから調布市自殺対策計画（第1次）の理念を引き継ぎ、市民や関係機関等との連携強化による自殺対策を総合的・効果的に推進します。

#### 【基本方針】

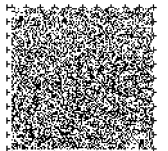
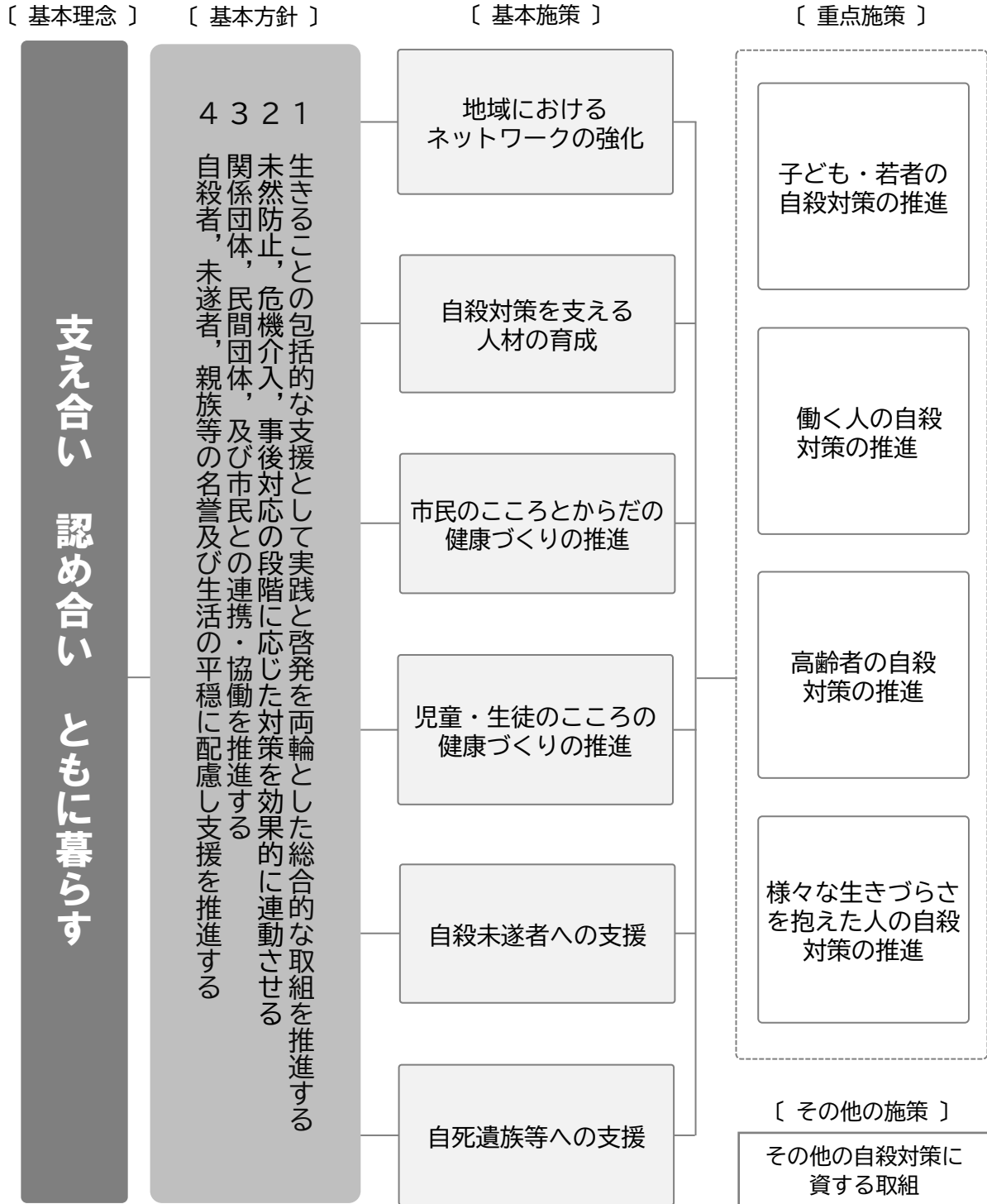
- 生きることの包括的な支援として実践と啓発を両輪とした総合的な取組を推進する
- 未然防止、危機介入、事後対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる
- 関係団体、民間団体、及び市民との連携・協働を推進する
- 自殺者、未遂者、親族等の名誉及び生活の平穏に配慮し支援を推進する

市民一人ひとりがこころの健康を維持・増進するとともに、多くの支援者がそれぞれの強みや専門性を活かして、悩んでいる人や自殺未遂者、遺された人をより包括的に支援します。さらに、行政のみならず関係機関や企業・地域・市民等が連携・協働し、切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指すことを基本方針とします。



## 2 全体像

計画は下図のように、「基本理念」「基本方針」と6つの「基本施策（全国的に実施されることが望ましいとされている施策）」と4つの「重点施策（地域の特性に応じた対策を選別した施策）」の推進を図ります。





## いのちを支える自殺対策における取組

基本理念及び基本方針を実現するために、調布市における自殺の実態の特徴を踏まえ、以下の基本施策と重点施策を掲げます。

### 1 基本施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

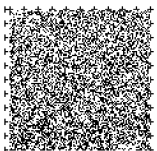
家族や地域のつながりが希薄化している中で、様々な悩みを抱える市民が適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう医療・保健・福祉の関係機関が連携・協働して自殺対策を包括的に推進することが必要です。また、地域においては、行政及び関係機関の相談窓口や支援機関等とのネットワーク化を推進し必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

##### ○ 市民同士のつながりの強化

- ・ 市民同士が困った時に気軽に相談したり、声をかけ合ったりできるよう、生きがいや健康づくりの場等を活用し、市民のネットワークの強化を図ります。
- ・ 一人ひとりが身近な人のこころの不調や自殺の危険を示すサインに気づき、自殺予防に結び付く行動が取れるようになることを目指して、自殺の要因の一つであるうつ病等の精神疾患に対する正しい知識をはじめ、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その危機は誰にでも起こりうるもの」との理解への普及啓発を行います。
- ・ すべての市民が、生きることの促進要因である夢や希望、生きがい、自己肯定感を持つことを目指した普及啓発を行います。
- ・ 障害者や高齢者等が生きがいを持って生活し孤立しないよう社会参加を促すとともに、地域福祉コーディネーター等と連携して居場所づくりを推進します。

##### ○ 医療・保健・福祉・警察・消防など自殺対策に関わる関係機関のネットワークの強化

- ・ 生きづらさを抱えている市民等の自殺のリスクが高い人を早期に発見し、必要に応じて精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連機関が連携して支援できるようネットワークの強化を図ります。
- ・ 平成30年～令和4年の5年間における調布市の自殺者数のうち、13.4%に自殺未遂歴があります。自殺未遂者の自殺再企図を防ぐため、医療・保健・福祉をはじめ地域の関係機関が連携し、切れ目ない支援に努めます。



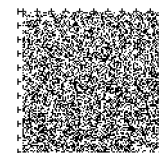
- ・ 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題、学校問題等への相談に的確に対応するため、行政、教育、警察、消防などを含む各相談・支援機関とのネットワークの場を活用します。それぞれの役割・機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど見守り・連携協力体制の強化を図ります。
- ・ 複合的な課題を抱える人を支えるため、関係機関との会議等で支援に必要な情報をお互いに共有した上で、関係機関を通じて広く周知していきます。

○ 包括的な支援体制の整備

- ・ 複合的な課題を抱える人の中には、自殺リスクを抱える人が少なくないため、直接相談にあたる部署や機関でなくても、悩みや自殺の危険を示すサインに気づき、自殺予防のネットワークとして効果的かつ効率的な支援ができることを目指し、市が行う関係機関との会議の場を活用し、連携の強化を図ります。

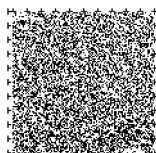
<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
地区協議会の推進・自治会活動への支援	地域コミュニティの活性化を図るため、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。	協働推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るため情報交換する。	子ども家庭センター
子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者支援地域ネットワークを通して、多様な専門機関が連携し、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組む。	児童青少年課
地域福祉コーディネーター事業	複雑化・複合化した課題に対応するため、地域福祉コーディネーターを中心に、支援関係機関等をコーディネートするとともに、地域住民や関係機関と連携して課題を発見し、受け止め、多機関協働による課題解決に取り組む。	福祉総務課
重層的支援会議及び支援会議	複雑化・複合化した課題を抱える方等に対して、必要な支援が包括的に提供できるよう、福祉分野のみならず、多分野における支援関係機関等の連携により、具体的な支援プランに関する検討や支援に必要な情報共有等を行う。	福祉総務課



事業名	事業概要	担当課
生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員※(生活支援コーディネーター)が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するように、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。	高齢者支援室
地域ケア会議	5つの機能(個別課題解決, ネットワークの構築, 地域課題の発見・地域づくり, 資源開発, 政策形成)をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する。	高齢者支援室
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会	精神障害者(児)及び発達障害者(児)とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換, 連携する。精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指す。	障害福祉課
障害児等福祉教育連携会議	個別記録票「i-ファイル」の内容等について協議し, 福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより, 障害児等の健やかな成長及び発達を図る。	障害福祉課 (子ども発達センター)
こころといのちのネットワーク会議	各関係機関(医療・警察・消防・福祉関係者・教育関係者等)が連携し, 自殺対策に関する取組を共有し, 地域のネットワークの強化を図る。	健康推進課
東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会	地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し, 薬物乱用の根絶を図る。	健康推進課
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し, 早期発見・対応, 再発予防。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき, 調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。	指導室
教育支援コーディネーター室	教育支援コーディネーターを配置して関係機関と連携し, 教員, 児童・生徒, 保護者や地域の人等の相談を受け, 支援をコーディネートする。	指導室

※ 地域支え合い推進員：地域の「あること」と「あったらいいな」を見つけ、つなぎ合わせることで、高齢者の「自助」と地域の「互助」の推進をサポートする人。



## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺を防ぐには、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている方の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく「ゲートキーパー」の存在が必要不可欠です。「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、市民の認知度を上げ、研修会を幅広い分野で継続して開催するとともに、自殺対策を支える人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

### ○ ゲートキーパーの養成など市民を対象とした講座の実施

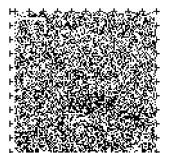
- ・ 自殺について正しく理解し、適切に対応できる市民を増やすため、様々な機会を通じてゲートキーパー養成講座を実施します。また、ゲートキーパーのスキルアップと自身のメンタルヘルスクアを目的としたフォローアップ講座を実施します。
- ・ 行政・民間等を問わず、様々な分野においてゲートキーパーとなる人材の育成ができるよう取組を強化します。

### ○ 地域の医療・保健・福祉分野等の職員の対応力の向上と相談員のこころのケア

- ・ 各機関で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、関連施設の相談窓口職員等に対してゲートキーパー養成研修を実施していきます。また、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の確保に努め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、その人の尊厳を保持しながら各分野の職員の観点から、適切な支援につなげられる人材の育成を図ります。
- ・ 様々な悩みや課題を抱える市民と接する相談員や職員に対し、健康相談やメンタルヘルスチェック等を実施するとともに、専門医等からの助言や指導を行い、相談員等のこころの健康の維持・増進を図ります。

### ○ 市役所など公的機関の職員を対象とする研修の実施

- ・ 各機関で相談にあたる職員等が対応の中で自殺のリスクを抱える人に気づく力を向上させるため、公的機関の相談窓口職員等に対してゲートキーパー養成研修を実施しています。また、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についても研修の機会の確保に努め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、その人の尊厳を保持しながら、適切な支援につなげられる人材の育成を図ります。
- ・ 自身のメンタルヘルスだけでなく、周囲や同僚との関わり方に関する研修や、上司としてのラインケアを学ぶ研修のほか、職員同士がお互いに関心を持って気づき合える研修を実施します。

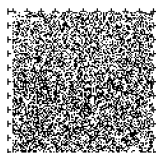


○ 教職員に対する普及啓発

- ・ 児童・生徒の自殺を予防するために、児童・生徒のSOSの受け止め方等について研修を行うなど、自殺予防の取組を推進します。
- ・ 教職員を対象とした連絡会等において、自殺予防等に関する講義・協議を行います。

<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
職員研修	新任職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施や東京都市町村職員研修所への受講生の派遣を行い、職員のメンタルヘルスに関する基礎知識の習得を図る。	人事課
福祉人材育成センター	福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。	障害福祉課
精神保健福祉相談 (スーパーバイザー)	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から、助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図る。	障害福祉課
ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」の養成を行う。	健康推進課



### (3) 市民のこころとからだの健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの対応方法に関する情報を発信することで、一人ひとりのこころの健康づくりを推進します。

また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連施策の連動性を高め、誰もが適切な支援やサービスを利用できるよう支援します。

#### ○ 自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発

- ・ 食事、運動、睡眠などの生活習慣や、休養、ストレスの対処方法、こころの健康づくりに関する正しい知識等について、リーフレットや市ホームページ、イベントなどを通じて普及啓発を行います。
- ・ 飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しい知識の普及啓発を推進します。アルコール健康障害<sup>\*</sup>の発生を予防する取組を保健所と共に有機的な連携を推進します。

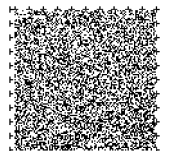
#### ○ 東京都の自殺対策強化月間における普及啓発

- ・ 東京都の自殺対策強化月間（3月・9月）にあわせ、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは生きることの包括的支援である」という認識やメンタルヘルスの正しい知識の普及啓発を行います。

#### ○ 相談機関、医療機関の周知啓発

- ・ こころの悩みを抱えている人、自殺を考えている人やその家族などの身近な人が、うつ病のサインなどに気づいた時に相談できるよう、相談窓口について周知啓発を進めます。
- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 就労、経済、生活の問題など、様々な悩みについて、気軽に相談できるよう関係機関が連携して相談体制の強化を図ります。
- ・ 市の生活相談や福祉相談のほか、税の窓口等あらゆる機会を通じて、生活困窮者を早めに専門窓口につなげられるよう橋渡しをします。
- ・ 自立に向けた相談や就労・就学に関することなど、子ども・若者や生きづらさを抱えた人への支援の充実を図ります。
- ・ 悩みや問題を抱える人が、支援を必要としている時に、医療機関や相談機関等を利用しやすくなるよう、各機関の相談窓口や相談内容について明示するとともに、自殺対策強化月間中の特別相談を周知啓発する等、情報提供の強化を図ります。
- ・ 民間団体が行う啓発や相談支援等の活動や自死遺族の家族会等について周知啓発を進めます。

<sup>\*</sup>アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害。



○ ゲートキーパーの周知啓発

- ・ 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは生きることの包括的支援である」という認識やメンタルヘルスの正しい知識と共にゲートキーパーの存在やその役割について普及啓発を行います。

○ ケアラー<sup>※1</sup>等への相談支援

- ・ 各種相談業務や窓口業務の機会をとおして、様々な悩みや課題を抱えるケアラー及びケアラーを取り巻く市民に対し、こころの健康の維持・増進を図ります。
- ・ ケアラーの身体的、精神的負担を緩和し、孤立を予防するために、レスパイト<sup>※2</sup>、ショートステイ、ケアラーの集いなどの支援充実を図ります。

※1 ケアラー：「介護」「看病」「療育」「世話」「こころや身体に不調のある家族への気づかい」など、ケアに必要な家族や親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

※2 レスパイト：一時的中断，休息，息抜きを意味するという意味。

① 飲酒と自殺との関係について

アルコール依存症と自殺の関係は明瞭で、依存症でない人と比較して自殺の危険性が約6倍高くなっています。

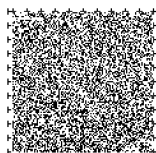
うつ病の合併、負のライフイベント（離婚・別離・失業・身体疾患・単身等）、社会的サポートの欠如などは自殺のリスクを高めます。

自殺予防総合対策センター<sup>※</sup>の調査によれば、自殺者の2割以上が死亡する1年以内にアルコールの問題を抱えていたというデータもあり、また自殺した人のうち3分の1の割合で直前の飲酒が認められます。

自殺はアルコール依存症レベルに限らず、アルコールの乱用、深酒によるストレスの発散、眠るための飲酒なども危険であり、アルコールに関係したあらゆる問題が自殺と密接に関連しているということを認識する必要があります。

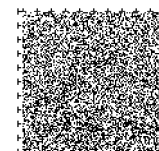
※ 国立精神・神経医療研究センターに設置されていたが現在は廃止

特定医療法人社団青山会 青木病院 青木浩子理事長

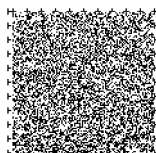


<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進センター相談事業	男女共同参画の視点に立ち、生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職などの社会環境や家族の形態の変化により生じる様々な悩みについて、女性又は男性の専門相談員による相談を実施し、性別にとらわれない自由な生き方を選択できるよう支援する。性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。	多様性社会・男女共同参画推進課
配偶者暴力防止計画推進事業	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にちなみ、パープルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。デートDVを未然に防げるよう、若年層を対象に意識啓発のための出前講座を実施する。	多様性社会・男女共同参画推進課
民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援	多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。	産業振興課
調布国領しごと情報広場	ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。	産業振興課
子ども家庭支援センターすこやか総合相談	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。	子ども家庭センター
産前・産後支援ヘルパー事業（バイビーすこやか）	産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。	子ども家庭センター
児童虐待防止センター事業	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	子ども家庭センター
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーと思われる児童を早期に発見・把握し、その家庭の状況に応じて適切な支援・サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、必要な相談支援、助言を行う。	子ども家庭センター
保育相談	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。	保育課
母子・父子自立支援員による相談	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の抱えている生活上の課題、自立に必要な支援、職業能力の向上及び求職活動に関する情報提供等の相談支援を行う。	子ども育成課



事業名	事業概要	担当課
相談・居場所事業 (ここあ)	相談対応や居場所の提供を通して、不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。(子ども・若者総合支援事業)	児童青少年課
民生委員・児童委員	社会福祉増進のため、地域の様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動を行う。	福祉総務課
地域包括支援センター事業	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を設置し、生活を支援する。	高齢者支援室
ケアラー支援	ケアラーを支えるグループが活動を継続するために必要な知識を得られる学習会や、グループ間の情報交換が行える機会をつくる。	高齢者支援室
こころの健康支援センター事業	精神障害者、発達障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図る。	障害福祉課
障害者相談支援事業 (ドルチェ, 希望ヶ丘, ちょうふだぞう)	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課
障害者基幹相談支援センター事業	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施する。	障害福祉課
子ども発達センター相談事業	子どもの発達に心配がある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子ども施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。	障害福祉課 (子ども発達センター)
健康相談(電話・面接・訪問相談)	市民に対して健康相談、支援など行う。	健康推進課
自殺対策の啓発事業	メンタルヘルスの正しい知識や「こころの体温計」の普及啓発、こころの悩みを抱えている人が相談できるよう相談窓口の周知啓発を行う。	健康推進課
リーダー養成講習会	中学生及び高校生学齢対象のリーダー講習会、高校生学齢以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。	社会教育課



## (4) 児童・生徒のこころの健康づくりの推進

学校での人間関係や学業・進路等による様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進するとともに、保護者や教職員が児童・生徒の出したSOSのサインについていち早く気づき、受け止め、対応するための啓発・情報提供を進めます。

また、子どもの命を守っていく上で、子どもの権利を社会全体で守ることは重要であり、「子どもの権利条約」を踏まえた権利擁護の取組を推進します。

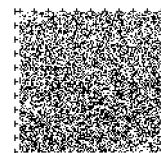
さらに、国や東京都が推進しているSNSを活用した自殺相談の取組と連携し、児童・生徒が相談しやすい多様な相談手段の確保に努めます。

### ○ 命の大切さやSOSの出し方に関する教育の推進

- ・ 道徳の授業や、「いのちと心の教育」月間（12月）の取組等を通じて、児童・生徒が命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していきます。
- ・ 児童・生徒が自身のストレスに気づき、様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるために、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。
- ・ 児童・生徒が命の大切さとともに、SOSの出し方や友人から発せられるSOSに気づき、その受け止め方を学び、信頼できる大人につなぎ、支援を受けられるような教育等の推進を図ります。
- ・ 児童・生徒の出したSOSについて、保護者や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、地域の人たちなど周囲の大人が気づき、受け止めていけるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

### ○ 児童・生徒のSOSを受け止められる支援体制の構築

- ・ 児童・生徒が命の大切さとともに、SOSの出し方や友人から発せられるSOSに気づき、その受け止め方を学び、信頼できる大人につなぎ、支援を受けられるような教育等の推進を図ります。
- ・ 児童・生徒の出したSOSについて、保護者や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、地域の人たちなど周囲の大人が気づき、受け止めていけるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達段階に合わせてストレスマネジメントができるよう、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、意欲、発想力、コミュニケーション力、感情のコントロール力等を伸ばし、こころの健康の維持・増進につながる取組を実施します。
- ・ 幼少期から子どもが豊かな人間性と社会性を育むことができるように、特に子どもに関わる学校や児童館等の施設や関係機関では、虐待や家庭内暴力等の問題の早期発見に努め、適切な対応をして必要な支援を行います。



## ② こころの健康教育 自殺対策啓発ツール

### こころとからだのモヤモヤってなんだろう？～なんでもいいから話してみよう～

コロナ禍以降、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では暴力行為等の問題行動や不登校の児童生徒が増えており※、学校生活や家庭内での孤立や不安等、こころとからだの悩みを抱える児童生徒へのきめ細かい支援が必要です。

多摩府中保健所では、児童生徒を対象とした、こころの健康教育に活用できる自殺対策普及啓発ツールを作成しました。ツールでは、事例やワークを盛り込むことで、自分の中の「モヤモヤ」に早期に気づき、また「モヤモヤ」を解消するために相談するまでを児童生徒自身が考えられるような内容となっています。

SOSの出し方教育や健康教育のほか、児童生徒からの個別の相談対応や、地域の相談支援機関等でも活用できる内容となっています。是非ご活用ください。

※ 令和6年度東京都教育庁指導部より引用「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

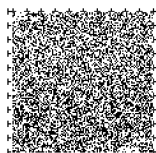


ホームページから  
ダウンロードできます。

多摩府中保健所

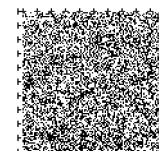


東京都多摩府中保健所



<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童等への適切な支援を図るため、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有及び支援に関する協議を行う。	子ども家庭センター
子ども家庭支援センターすこやか総合相談（再掲）	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。	子ども家庭センター
児童虐待防止センター事業（再掲）	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	子ども家庭センター
ヤングケアラー支援事業（再掲）	ヤングケアラーと思われる児童を早期に発見・把握し、その家庭の状況に応じて適切な支援・サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、必要な相談支援、助言を行う。	子ども家庭センター
青少年ステーション（CAPS）事業	中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な活動を支援するほか、専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。	児童青少年課
学童クラブ事業	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を市内施設の学童クラブで実施する。	児童青少年課
いじめ防止対策事業（再掲）	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。	指導室
SOSの出し方に関する教育の推進	DVD教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。また、児童・生徒の出したSOSについて、教職員をはじめとする周囲の大人が気づき、受け止める体制を構築する。	指導室
教育支援コーディネーター室（再掲）	教育支援コーディネーターを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。	指導室
来所相談・電話相談	いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。	教育相談所



## (5) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者の自殺の再企図を防ぐためには、医療機関を受診した自殺未遂者に対し、精神科医療や自殺未遂者等の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要であり、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関連機関が連携した、継続的かつ切れ目のない支援を推進します。

### ○ 地域プラットフォームづくり

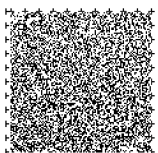
- ・ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関や民間団体が、相互に連携・協働を図ることが重要です。地域共生社会実現に向けて、子ども・若者支援や高齢者の見守り、精神保健福祉等、既存のプラットフォームとの連動性を高め、自殺対策に関するプラットフォームを整備する必要があります。そのため、それぞれの取組主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で、プラットフォーム形成により、相互の連携・協働の仕組みを整え、支援者のネットワークを活用した情報共有・相互理解・多職種協働を展開していきます。

### ○ 保健所や警察・消防・精神科病院等の連携による自殺未遂者支援

- ・ 自殺企図者の多くは複合的な要因を抱えており、自殺未遂の再発防止には、身体的・精神的治療だけでなく、その他自殺要因の改善に向けた支援も必要とされています。こころといのちのネットワーク会議を通じて、保健所や警察・消防・精神科病院など、関係機関との連携体制の強化を図り、自殺未遂者への継続支援体制の構築や、自殺未遂者支援のための普及啓発などを実施します。
- ・ 警察・消防・救急医療機関など関係機関と連携し、個別的な支援を進め、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための取組を実施します。

### ○ 相談窓口・支援体制の充実

- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 相談者が安心して相談できるように、窓口の整備や相談員のスキルアップを図り、相談しやすい環境づくりの推進を図ります。



### ③ 自殺未遂者の声

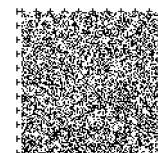
40代に入り、病状も悪化し、幻聴・幻覚などもよりひどくなり、会社や自宅に自分の居場所がないと感じ、つらくて自分自身の存在を消したいといつも思っていたこと覚えています。そんな中、母校の少年サッカーを見学しに行った時に子どもたちに「一緒にサッカーやろうよ」と言われた時に、ここに自分の居場所があるんだと思いました。

その後こころの健康支援センターに相談し、話を聞いてもらい、ここにも自分の居場所があると救われました。今では、ほかの方の声援や自分を必要としてくれる声を大事にすることができています。必要とされているからやりがいがある、センターのボランティアクラブは働きながら続けています。誰かに必要と思ってもらえるように、人との関わりを大切にしています。こころの健康支援センターは自分のことを親身になって聞いてくれて、就労プログラムやサロンが自分の心のオアシスになっています。

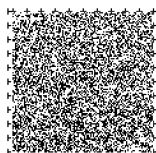
当事者

#### <主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進センター相談事業（再掲）	男女共同参画の視点に立ち、生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職などの社会環境や家族の形態の変化により生じる様々な悩みについて、女性又は男性の専門相談員による相談を実施し、性別にとらわれない自由な生き方を選択できるよう支援する。性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。	多様性社会・男女共同参画推進課
要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）	要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るため情報交換する。	子ども家庭センター
子ども・若者支援地域協議会（再掲）	子ども・若者支援地域ネットワークを通して、多様な専門機関が連携し、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組む。	児童青少年課
生活福祉相談・生活保護	生活困窮者で、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、収入の不足分を給付する。地区担当員、就労支援員、健康管理支援員等による支援を行う。	生活福祉課
友愛訪問事業	高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	高齢者支援室



事業名	事業概要	担当課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	高齢者支援室
障害者相談支援事業（ドルチェ、希望ヶ丘、ちょうふだぞう）（再掲）	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課
障害者基幹相談支援センター事業（再掲）	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施する。	障害福祉課
こころの健康支援センター事業（再掲）	精神障害者、発達障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図る。	障害福祉課
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会（再掲）	精神障害者（児）及び発達障害者（児）とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指す。	障害福祉課
健康相談（電話・面接・訪問相談）（再掲）	市民に対して健康相談、支援など行う。	健康推進課
こころといのちのネットワーク会議（再掲）	各関係機関（医療・警察・消防・福祉関係者・教育関係者等）が連携し、自殺対策に関する取組を共有し、地域のネットワークの強化を図る。	健康推進課
ケアラー支援（再掲）	ケアラーを支えるグループが活動を継続するために必要な知識を得られる学習会や、グループ間の情報交換が行える機会をつくります。	高齢者支援室



## (6) 自死遺族等への支援

遺された親族等を支援するため、必要かつ適切な情報の提供、相談体制の充実に努めるとともに、自死遺族等の自助グループの情報提供を進めます。

### ○ 自死遺族等への情報提供

- ・ 遺族等が必要な時期やそのニーズに応じた支援が受けられるよう、公的機関や民間団体が連携して、遺族等の支援に取り組む公的機関や民間団体を周知します。
- ・ 遺された人に起こりうるこころと身体の変化や生活上の変化について、リーフレット等を用いて適切な情報提供を行います。

### ○ 相談窓口・支援体制の充実(再掲)

- ・ 相談者が利用しやすいように、電話、対面（来所・訪問）、メール等、様々な手法による相談体制の構築を図ります。
- ・ 相談者が安心して相談できるように、窓口の整備や相談員のスキルアップを図り、相談しやすい環境づくりの推進を図ります。

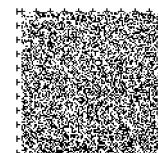
#### ④ 自死遺族の声

私は、19歳の一人娘を2005年8月に亡くしました。悲しみよりも苦しい、なぜ守れなかったのか…。辛さと自責にさいなまれ、かと言って妻に話すことはできず。妻は話したかったのかもしれませんが、受けとめる度量がありませんでした。一方で、外で深酒をして「娘が自殺した」とわめく夜も。そんな自分が2009年3月から「自死遺族とうきょう自助グループ『みずべの集い』」という会を始めました。自死遺族だけで「わかちあいの会」を運営しています。様々な自死遺族の方と出会い、自分独りではないことを知りました。自死に対する偏見や差別に苦しめられている方が少なくないことも。思いをわかちあうことによって、生きなおす力を互いに培っていく場に。そう思って「みずべの集い」に関わっています。

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」共同代表 明英彦さん

#### <主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
地域包括支援センター事業（再掲）	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を設置し、生活を支援する。	高齢者支援室
障害者相談支援事業（ドルチェ、希望ヶ丘、ちょうふだぞう）（再掲）	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課
健康相談（電話・面接・訪問相談）（再掲）	市民に対して健康相談、支援など行う。	健康推進課



## 2 重点施策

### (1) 子ども・若者の自殺対策の推進

子ども・若者世代に対して、各年齢層に対応する適切な支援が求められることから、学校、就労、生活支援、子育て等子ども・若者を取り巻く幅広い分野が連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげていきます。

#### ○ 困難を抱える子どもに対する相談支援

- ・ 悩みや困難を抱える児童・生徒が身近なところで相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などにより相談体制の充実を図ります。
- ・ ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげることができるよう、子どもやその家族の支援に関わる関係機関との連携強化を図るとともに、ヤングケアラーに関する正しい知識や様々な支援内容の普及啓発に努めます。
- ・ 児童・生徒がいじめや不登校をはじめとした様々な悩みについて相談機関へ相談しやすくなるよう普及啓発をします。
- ・ 様々な普及啓発をする際は、各年齢層に合わせて、チラシやポスター、SNS等を活用します。

#### ⑤ ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者とされ、ケアの責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

市では、ヤングケアラーの早期発見、家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、調布ゆうあい福祉公社にヤングケアラー・コーディネーターを配置し、子ども家庭支援センターすこやかと共に支援に取り組んでいます。

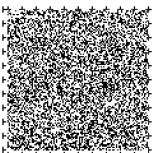
支援の中で「心が軽くなった」、「自分の時間が持てるようになった」などの声が聞かれます。

子ども家庭支援センター すこやか

#### ヤングケアラーの研究者及び当事者の立場から

調布市では様々な福祉相談窓口が開設されており、場に応じた適切な支援内容を提案してもらえます。窓口を利用する上で、被支援者である自覚や、自身が受ける支援を考えておくことは必要ありません。勿論、支援可否が福祉的な属性の有無で決定することはありません。現状に少しでも「違和感」があるのであれば、是非福祉相談窓口を利用してみてください。ヤングケアラーといっても、人によって置かれている状況は様々です。今の生活に支障は無くとも、状況の変化は起こります。それが急な場合、自殺につながることもあるでしょう。精神的な依存先を公的機関に作っておくのが重要です。

稲葉剣斗さん（大学生）



○ 困難を抱える若者に対する相談支援

- ・ 進学や就職，友人関係，家庭生活（ひきこもりを含む）等の困りごとについて相談に応じ，面談，電話，訪問等により悩みを軽減できるよう支援します。
- ・ 大学等と連携し，若者が抱えている悩みや，その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を企画・運営していきます。

○ 保護者に対する相談支援

- ・ 各種相談窓口の周知啓発・情報提供を行います。
- ・ 家庭生活（ひきこもりを含む）等の困りごとについて相談に応じ，面談，電話，訪問等により悩みを軽減できるよう支援します。

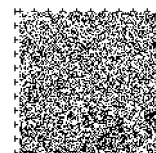
○ 教職員に対する普及啓発

- ・ 児童・生徒の自殺を予防するために，教職員が児童・生徒のSOSを受け止められること，必要時に適切な機関等へ相談できる力を身に付けることを目的とした研修を行う等，自殺予防の取組を推進します。

○ 関係機関との連携強化

- ・ 子ども・若者やその家族を対象として電話やメール，対面（来所・訪問）等による様々な相談を実施し，幅広い分野にまたがる子ども・若者が抱える問題の相談を受け付け，適切な支援や専門機関につなぐことで，子ども・若者の自立を後押しします。また，調布市子ども・若者支援地域ネットワークを活用して，行政のみならず，地域で活動している様々な支援機関や団体との連携による支援を行います。
- ・ 子ども家庭支援センター，児童館，青少年交流館，子ども・若者総合支援事業※（ここあ），調布市青少年ステーションCAPSなど，子ども・若者やその保護者，家族が安心して過ごせる地域の居場所づくりを行います。
- ・ 子ども・若者等の孤立を防ぎ，夢や希望を育めるよう，気軽に参加できる居場所の提供とその周知を図るとともに，民間のピアサポート事業を支援します。
- ・ 自殺の要因の1つであるうつ病等の治療や生活支援が適切に受けられるよう，精神医療を含む医療，保健，福祉をはじめ各関連機関の連携強化を図ります。

※ 子ども・若者総合支援事業：家庭の事情等により，進学や就職をあきらめてしまうことがないよう，子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行うとともに，進学や自立に向けた相談支援を行うこと。



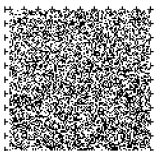
## ⑥ 自立ってなんだろう？

「依存先を増やしていくことこそが自立」という言葉をご存じでしょうか？これは脳性まひの小児科医、熊谷晋一郎さんが提唱された考え方です。「自立」と聞くと、ほかの援助を受けずに経済的にも精神的にも肉体的にも、すべて一人の力でできるようになること、というイメージが一般的かと思います。ですが、実際には我々の生活は、誰かが作ってくれたご飯を食べることも多く、推しの笑顔、ゲーム、音楽等、様々な物や事、人々に支えられています。何でも自力でできるようになる必要はなく、頼りにできる、依存できる物や事、人を周りにたくさん作って自分らしく生活を送ることを「自立」と捉えると、ご自分の生活について新たな見え方ができるかもしれません。

調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）

### <主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
ちょうふ若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える若者（15～49歳）の職業的自立を支援するため、個別相談やセミナー、しごと体験を行う。	産業振興課
子ども家庭支援センターすこやか総合相談（再掲）	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。	子ども家庭センター
児童虐待防止センター事業（再掲）	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	子ども家庭センター
ヤングケアラー支援事業（再掲）	ヤングケアラーと思われる児童を早期に発見・把握し、その家庭の状況に応じて適切な支援・サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、必要な相談支援、助言を行う。	子ども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）	要保護児童等への適切な支援を図るため、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有及び支援に関する協議を行う。	子ども家庭センター
通信制高校卒業支援事業給付金	ひとり親家庭の20歳未満の子どもが通信制高校に在籍し通学型の学習サポートを受ける場合の授業料の一部を給付し、その卒業を支援する。	子ども育成課
相談・居場所事業（ここあ）（再掲）	相談対応や居場所の提供を通して、不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。（子ども・若者総合支援事業）	児童青少年課
教育支援コーディネーター室（再掲）	教育支援コーディネーターを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。	指導室



## (2) 働く人の自殺対策の推進

ライフ・ワーク・バランスの確保やライフステージ各種ハラスメントの防止・解決のための啓発や相談窓口の周知及び情報提供を行っていきます。

また、労働者や経営者等に対する相談窓口の情報提供を行います。

### ○ 経営・就労に関する相談窓口等の周知啓発

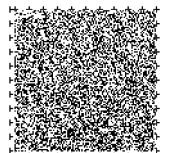
- ・ 長時間労働によるうつ病等を減らし、健康を保てるよう、働く人にライフ・ワーク・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発を図るとともに、相談体制の整備・充実を推進します。
- ・ 市内事業者・経営者に対し、経営に関する相談が気軽にできる環境を整えます。また調布市産業労働支援センターと医療、保健、福祉をはじめ各関係機関等との連携を深めることで、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 市内の働く人へ職業相談や職業紹介相談等、相談できる機関の存在について、チラシを配布するなど広く周知します。
- ・ 市内の中小企業の事業資金融資あっせん制度の利用相談の際、必要に応じて経営、債務、生活相談などの相談窓口を紹介します。
- ・ 就労に関するトラブルの未然防止や解決の参考となる、労働法の知識と相談窓口が掲載されている「ポケット労働法」を多くの人に知ってもらえるよう周知します。

### ○ 職域におけるメンタルヘルス対策の普及啓発

- ・ 中小企業の経営者と従業員に、多摩東部地域産業保健センター等の相談窓口を紹介します。
- ・ 調布市商工会等と連携して就労者・経営者等向けのメンタルヘルス研修を実施します。
- ・ 中小企業を対象とした経営セミナー等の場を活用し、ゲートキーパーの養成やメンタルヘルスに関する情報提供をします。
- ・ 自殺の要因の1つであるうつ病等の治療が適切に受けられるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ各関係機関の連携強化を図ります。
- ・ ハラスメント問題については、人権身の上相談や女性を対象とした仕事や生活に関する相談、東京都労働相談情報センターなど、相談窓口を広く周知します。

### ○ 働きやすい職場環境づくりの推進に向けた取組

- ・ ライフ・ワーク・バランスの確保については、国や東京都の多様な働き方等に関する情報を市ホームページ等で発信します。
- ・ 様々な背景から、人間関係の構築のしづらさを感じている人でも働きやすい職場環境づくりについて、事業所への啓発や情報発信を行います。

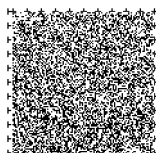


○ ライフステージに応じた働き方の推進に向けた取組

- ・ リモートワークやフレックスタイム制度の導入など柔軟な勤務形態の導入に関する事業所への働きかけや情報発信を行います。
- ・ 育児休業や介護休業など、ライフイベントに応じた休暇制度の整備について、事業所への啓発を行います。

<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援（再掲）	多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。	産業振興課
中小企業事業資金融資あっせん	市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。	産業振興課
ひとり親家庭の就労支援事業	ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。	子ども育成課
調布市シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。	高齢者支援室
障害者就労支援事業（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター「就労支援室ライズ」）	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。	障害福祉課
調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業	生活保護を受けている方や生活に困窮している方を対象に、「ちょうふ就職サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。（市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業）	生活福祉課 子ども育成課

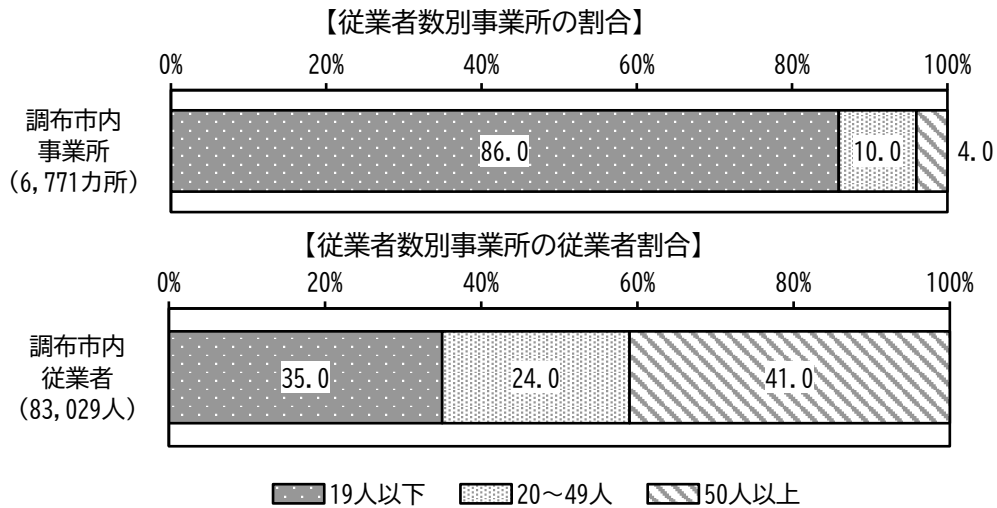


⑦ 市内事業所で働く人の状況

調布市内の事業所を従業員数別にみると、「19人以下」が86.0%と最も多くなっており、次いで「20～49人」が10.0%、「50人以上」が4.0%となっています。

また、市内従業員（市民以外含む）を従業員数別にみると、「50人以上」が41.0%と最も多くなっており、次いで「19人以下」が35.0%、「20～49人」が24.0%となっています。

単位：人



単位：人

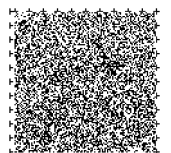
	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業員のみ
事業所数	6,771	3,540	1,408	895	366	287	148	91	36
従業員数	83,029	7,681	9,325	12,136	8,695	10,824	9,948	24,420	-

資料：経済センサス-基礎調査（令和3年）

市内の事業所で働く人の58.6%が、従業員数50人未満の事業所に所属しています。

これまで、従業員が50人を超える企業は労働安全衛生法に基づき、産業医の選任やストレスチェックの実施等が義務化されていますが、50人未満の企業は努力義務とされていることから、未実施の企業も少なくありません。国は、今後すべての企業に対してメンタルヘルス対策の実施を義務付ける方針です。

調布市 福祉健康部 健康推進課



### (3) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者を地域や家庭のなかで孤立させないための居場所づくりや見守りを行うとともに、いきいきとした心を持続させるために高齢者の社会参加の促進を図ります。

#### ○ 相談窓口の周知啓発

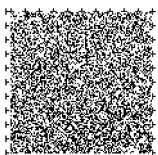
- ・身近な地域で気軽に相談や情報提供を受けられる窓口として、調布市地域包括支援センターのより一層の周知啓発を図ります。また、成年後見制度などの専門的な相談について、関係機関や相談窓口につなげます。
- ・相談窓口まで出向くことが難しい方に対しては、電話や訪問等による対応を行います。

#### ○ 支援体制の充実

- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域全体で見守っていくことを目的とした見守りネットワーク事業や、住み慣れた地域で助け合う地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・市のホームページやポスター等の媒体を活用し、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター、ごみ収集スタッフなどの協力を得ながら、見守りネットワークについて周知していきます。
- ・見守りの必要性や見守るポイントを、市民やケアマネジャー等に分かりやすく説明する講座や、ゲートキーパー養成講座を行います。

#### ○ 社会参加と生活支援の推進

- ・配偶者をはじめとした家族等との死別・離別からのうつ病や、閉じこもりによる孤立を防ぐため生活支援サービスの充実を図ります。
- ・孤独・孤立を防ぐため、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行います。
- ・介護予防普及啓発事業や地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、社会福祉協議会など関係機関との連携により、社会参加を推進します。
- ・生きがいや地域活動、健康、介護予防、医療など高齢者の生活を豊かにする情報を提供します。
- ・調布市地域包括支援センターやケアマネジャー、地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター等が連携して、居場所づくりや調布市全体での支え合いの仕組みづくりを推進します。
- ・シルバー人材センターの活動を推進し、高齢者の社会参加や生きがいとなる機会の確保を図ります。



○ 住環境の整備

- ・ 住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>の居住の確保が図れるよう、公営住宅や民間賃貸住宅への入居等を促進し、居住支援協議会<sup>※2</sup>を中心とした居住支援に取り組みます。

○ 関係機関との連携の強化

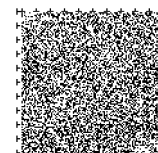
- ・ 自殺の背景には、うつ病をはじめとする様々な精神疾患が関連することが多いと言われていますが、治療を受けていない方々も多くいます。生活の中で起こる様々な要因が複雑に結びついて高齢者においてもうつ病が発症します。早期治療につながり適切にケアが受けられるよう、精神医療を含む医療、保健、福祉をはじめ、各関係機関との連携強化を図ります。
- ・ かかりつけ医等が自殺のリスクが高いと思われる人を、専門医や専門医療機関に適切につなぐことができるよう、医療機関への情報発信や各関係機関との連携強化を図ります。

※1 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。

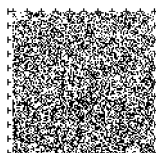
※2 居住支援協議会：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的としている組織。

<主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
利用者サポート事業	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行う。	福祉総務課
高齢者住宅（シルバーピア）	高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。（住宅課との協同事業）	高齢者支援室
友愛訪問事業（再掲）	高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	高齢者支援室
認知症サポーター養成講座（再掲）	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	高齢者支援室
紙おむつの給付	紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。	高齢者支援室



事業名	事業概要	担当課
配食サービス事業	昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。	高齢者支援室
見守りネットワーク事業	ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者、障害者や生活困窮者等の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らし続けられるよう、社会・地域からのソフトな見守り・ゆるやかな働きかけを行う。	高齢者支援室
地域包括支援センター事業（再掲）	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を設置し、生活を支援する。	高齢者支援室
調布市シルバー人材センター運営費補助事業（再掲）	健康で働く意欲のある高年齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。	高齢者支援室
民生委員・児童委員（再掲）	社会福祉増進のため、地域の様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動を行う。	福祉総務課
調布市ふれあい収集	要介護認定（要介護1以上）、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を所持している方、病気等で長期療養中の方、妊娠中の方のごみ収集を行う。 排出場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な障害者、高齢者等に対し、戸別の訪問による家庭ごみの収集を実施することにより、家庭ごみの排出に係る負担を軽減する。	資源循環推進課



## (4) 様々な生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進

自殺の背景には様々な要因が複雑に絡みあっています。生きづらさを抱えた人が自殺に追い込まれることを防ぎ、安心して地域や支援とつながることができるよう、その多様な社会的要因に応じた施策を推進します。

女性の自殺対策として、妊娠や出産に対する正しい知識の普及に努めるとともに、予期せぬ妊娠や生活上の不安など悩みを抱える妊婦や子育て中の方などに対して、電話、対面（来所、訪問）等の適切な相談支援、自立支援等を実施します。また、ひとり親や配偶者からの暴力等の様々な困難を抱える女性に対しても同様に、相談支援や自立支援等を実施します。

生活困窮の状態や生活困窮に陥る可能性がある方が、ひとりで孤立し追いつめられることがないように、相談者に寄り添い、相談者自身の力で課題を解決し、これからの人生を生きていくための力を高めていけるような相談や制度支援を実施していきます。

### ○ 困難な状況に置かれている女性への相談支援

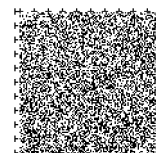
- ・ 予期せぬ妊娠や生活上の不安など悩みを抱える方が育児不安や育児の悩みを抱えながら孤立しないよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・ 子育てサービスや相談体制等の整備を図り、予期せぬ妊娠や生活上の不安など悩みを抱える方の育児負担や育児不安を軽減することで、家庭において子どもの夢や希望、自信や自尊心が育めるように、子育て環境の整備に努めます。
- ・ ひとり親家庭やその関係者に対し、就業、養育費、面会交流など生活全般の相談支援や各種支援制度等の周知啓発を実施し、自立支援と生活の安定化を図ります。
- ・ 配偶者等からの暴力被害者や夫婦問題、生き方や人間関係等の相談支援を実施するとともに、各種悩みに応じた相談窓口の周知啓発を実施します。
- ・ ハラスメント問題については、人権身の上相談や女性を対象とした仕事や生活に関する相談、東京都労働相談情報センターなど、相談窓口を広く周知します。

### ○ 多様な性\*に関する相談支援

- ・ 多様な性に関する理解を深めるための啓発に努めるとともに、性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施し、周知に取り組みます。
- ・ 多様な性について理解し、適切に対応できる職員を増やすために、職員研修を実施していきます。

※ 多様な性のあり方はSOGIやSOGIEなどと表現される。

SOGIは、性のあり方の4つの要素のうち、性的指向(Sexual Orientation)と、性自認(Gender Identity)の英語の頭文字をとった言葉。SOGIは誰もが持っているもので、性のあり方は人それぞれ異なっていることを表す。



## ⑧ 性別の多様性に配慮した自殺対策

世界のほとんどの国や地域で、男性の自殺は女性よりも多く、日本ではその比率は約2：1です。1998年に日本の自殺者数が急増した際、中高年男性の自殺が大幅に増えたことから、その層への対策に注目が集まってきました。しかし、日本では女性の自殺も世界的に見ても多く、近年ではコロナ禍での増加が注目されていますが、この問題は実は明治期から続いています。また、性的マイノリティの人たちは、偏見や差別を受けやすい現状による生きづらさから、自殺のリスクが高いことが報告されています。しかし、性に関する問題は決して特定のグループに限られたものではなく、私たち一人ひとり、誰もが向き合うべき課題です。自殺対策においても、多種多様な性のあり方を理解し、配慮し合う取組が求められています。

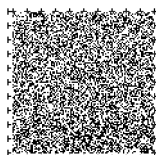
武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 小高真美 教授

### ○ 生活困窮者や失業者等を含む対策や相談支援

- ・ 就労、経済、生活の問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を支えるための各種相談体制の強化・周知を図ります。
- ・ 福祉、就労、教育、財務及び住宅等の各分野の相談窓口が早期に包括的な支援をし、重層的なセーフティネットの構築により、課題がより複雑化・深刻化する前に、生活困窮者の自立支援に向けた取組を実施します。
- ・ 高齢、障害、病気などを持った家族の介護、子育てなどを起因とする、複合的な問題を抱える人について、各分野で支援対策を進めていきます。
- ・ 最後のセーフティネットである生活保護制度の情報を必要な人に届け、制度利用につながるよう周知や相談体制の整備を図ります。
- ・ 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、生活支援、居住支援を行う東京都のサポートセンター（TOKYOチャレンジネット）を活用できるよう周知を行います。

### ○ 多重債務問題に関する相談支援

- ・ 各種相談窓口等の職員に対し、多重債務問題の現状、国及び東京都の取組状況を周知し、多重債務問題への取組を推進します。
- ・ 消費生活に関する相談窓口や法律専門家に相談者をつなぐ多重債務相談「多重債務110番」など、専門の相談機関、関係機関の紹介を行い、多重債務者の救済、支援につなげていきます。
- ・ 東京都多重債務者生活再生事業など専門相談窓口へつなげることで、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援します。



○ 子育て家庭への支援

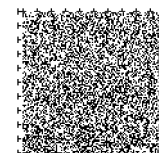
- ・ 育児不安や育児の悩みを抱えながら孤立しないよう、母子健康手帳交付時の面接や、乳幼児健診等での子育て相談を通して困りごとを把握し、妊娠期から子育て期にわたりニーズに寄り添った切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・ 子育てサービスや相談体制等の整備を図るとともに、子育て家庭同士のつながりや支え合いを支援することで、育児負担や不安を軽減し、安心して子育てができるよう、子育て環境の整備に努めます。
- ・ 生活状況に応じて、保育園や学童クラブ、ショートステイ、一時預かり等、子どもを預かるサービスの活用により、負担軽減に努めます。
- ・ 各種相談窓口の周知啓発・情報提供を行うとともに、各種の相談窓口で保護者の悩みに寄り添い、子育ての困難感を軽減できるよう各関係機関と連携し、支援します。

○ 要配慮者への対応

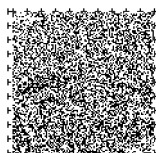
- ・ 日常生活上での不便等の課題を抱える方や家庭への相談体制の充実や支援・援助、各種手続き等の周知などに努めます。
- ・ 日常生活上での不便等の課題を抱える方の日常生活のサポートを行う支援者に対して、ゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、支援体制を推進します。

<主な関連事業>

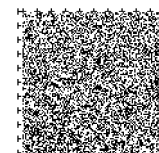
事業名	事業概要	担当課
市政情報の情報発信	市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。	広報課
市税の収納・徴収業務	特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施する。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内している。	納税課
消費生活相談事務	市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。	文化生涯 学習課



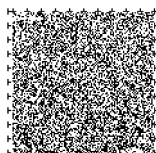
事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進センター相談事業（再掲）	男女共同参画の視点に立ち、生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職などの社会環境や家族の形態の変化により生じる様々な悩みについて、女性又は男性の専門相談員による相談を実施し、性別にとらわれない自由な生き方を選択できるよう支援する。性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。	多様性社会・男女共同参画推進課
児童虐待防止センター事業（再掲）	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りが必要な家庭の支援を行う。	子ども家庭センター
子ども家庭支援センターすこやか総合相談（再掲）	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談をする。	子ども家庭センター
一時預かり事業（すこやか保育）	子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、一時的に子どもの保育をする。	子ども家庭センター
産前・産後支援ヘルパー事業（ベイビーすこやか）（再掲）	産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。	子ども家庭センター
保育事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。	保育課
保育相談（再掲）	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。	保育課
保育コンシェルジュ配置事業	保育コンシェルジュが相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	保育課
ひとり親家庭の相談支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。（子ども・若者総合支援事業）	子ども育成課
ひとり親家庭の学習支援事業	ひとり親家庭の中学生に対し高校進学に向けた学習支援を行うことで、学習習慣及び自己肯定感、学習ボランティアとの関りで得られる将来の展望等の獲得を目指す。また、高校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親と20歳未満の子どもに対する学習支援を行う。（子ども・若者総合支援事業）	子ども育成課
相談・居場所事業（ここあ）（再掲）	相談対応や居場所の提供を通して、不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。（子ども・若者総合支援事業）	児童青少年課



事業名	事業概要	担当課
民生委員・児童委員 (再掲)	社会福祉増進のため、地域の様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動を行う。	福祉総務課
生活福祉相談・生活保護 (再掲)	生活困窮者で、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、収入の不足分を給付する。地区担当員、就労支援員、健康管理支援員等による支援を行う。	生活福祉課
生活困窮者自立相談支援事業 (調布ライフサポート)	離職や失業等による生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。	生活福祉課
緊急援護資金貸付事業	生活困窮世帯に対して、緊急援護資金の貸付けを行う。	生活福祉課
家族介護者支援事業	認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラー支援マップ」を全戸配布するほか、「ケアラーサポートブック」を作成・配布を行う。	高齢者支援室
紙おむつの給付(再掲)	紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。	高齢者支援室
配食サービス事業 (再掲)	昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。	高齢者支援室
見守りネットワーク事業 (再掲)	ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者、障害者や生活困窮者等の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らし続けられるよう、社会・地域からのソフトな見守り・ゆるやかな働きかけを行う。	高齢者支援室
障害者相談支援事業 (ドルチェ、希望ヶ丘、 ちょうふだぞう) (再掲)	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課
健康相談(電話・面接・ 訪問相談)(再掲)	市民に対して健康相談、支援など行う。	健康推進課
こどもの相談室 個別相談(こころ・ことば・ うんどう) ことばを育てるふれあい遊 <small>び</small>	子どもの健康や発達、育児等に関する相談について言語聴覚士、心理士、作業療法士等の専門職が個別・集団で対応する。また、グループワークを通じて保護者同士の交流を図る。	子ども家庭センター
住宅確保要配慮者相談 窓口設置事業(住まいぬくもり相談室)	窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。	住宅課



事業名	事業概要	担当課
調布市民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金	住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。	住宅課
来所相談・電話相談（再掲）	いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。	教育相談所
調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業（再掲）	生活保護を受けている方や生活に困窮している方を対象に、「ちょうふ就職サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。 （市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業）	生活福祉課 子ども育成課



### 3 その他の自殺対策に資する取組

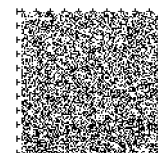
基本施策、重点施策のほか、自殺対策に資する取組として、以下の取組を進めます。

#### ○ 自殺を防ぐ環境整備

- ・ 鉄道駅におけるバリアフリー化の促進や安全性の確保のため、鉄道事業者によるホームドア整備が進められています。京王電鉄では、市内9駅のうち4駅にホームドア等が設置されており、2030年代前半を目標に全駅への設置を完了するとしています。ホームドアは、列車への飛び込みによる自殺を抑止することにも効果が期待されます。市としても未整備の市内各駅へのホームドア等の設置が早期に実現するよう関係事業者と相互理解を図りながら推進していきます。
- ・ 事故や犯罪被害などを予防することで、自殺の危険因子に含まれている「苦痛の体験」や「自殺につながりやすい心理状態」に陥ることを防ぐことができます。市民の生活を守り、安心して暮らすことができるよう地域の見守りやパトロールを実施し、事故や犯罪被害等から市民を守る地域づくりを目指します。

#### <主な関連事業>

事業名	事業概要	担当課
調布市子ども安全・安心パトロール	下校時間帯から夜間における児童・生徒の安全を守るため、小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点とした防犯パトロールを実施。	総合防災安全課
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出	オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺防止対策として、「自動通話録音機」を無料で貸出を実施する。	総合防災安全課
移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化の一環として、鉄道駅におけるホームドアや可動式ホーム柵の設置を促進する。	交通対策課



## 4 計画の成果指標

国は、令和4年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、国が進める自殺対策の目標として定めています。

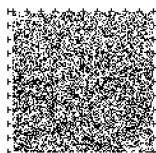
こうした国の方針を踏まえ、調布市では、以下を目標に計画を推進していきます。

全体目標	平成27年 (2015年) 基準値	令和5年 (2023年) 現状値	令和12年 (2030年) 目標値
自殺死亡率	20.1	19.3	14.1以下

### ⑨ 生きづらさを感じているあなたへ（こころの悩み相談）

調布市のホームページでは、こころの悩みに関する相談窓口を紹介しています。  
あなた自身の命とあなたの大切な人を守るために、ひとりで悩まず、ご相談ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/060070/p037038.html>





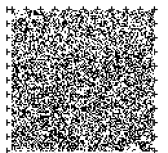
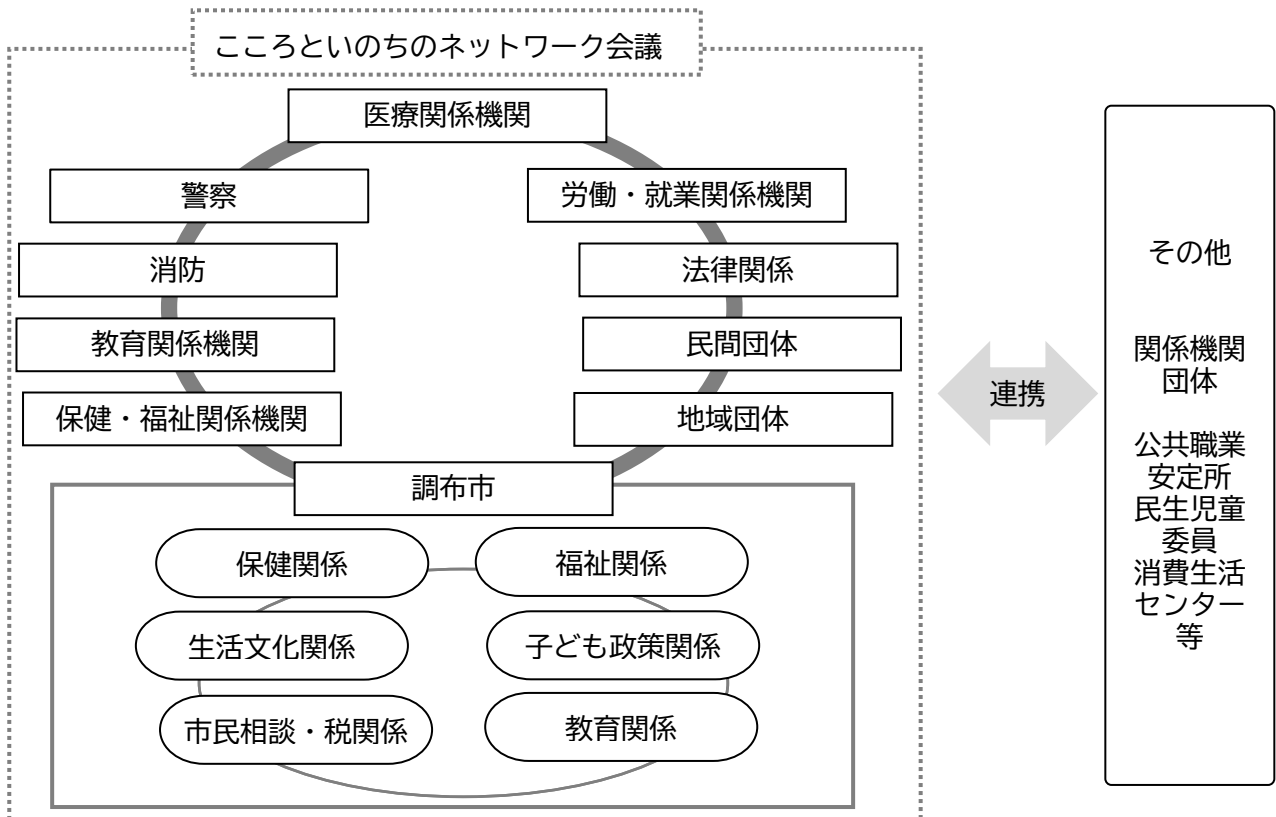
# 自殺対策の推進体制等

## 1 自殺対策の推進

自殺対策計画は、調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）の基本施策「休養とこころの健康づくり」と関連するものです。

この計画の推進においては、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて地域のネットワークを強化し、連携を深めるために、実務者で構成する「こころといのちのネットワーク会議」を開催します。このネットワーク会議は個別事例を検討するものではなく、各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討することで個別事例の相談・支援に活かしていくことを目指すものです。社会的な要因を含め、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。

〈地域のネットワークのイメージ図〉

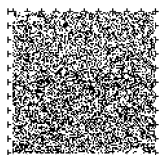
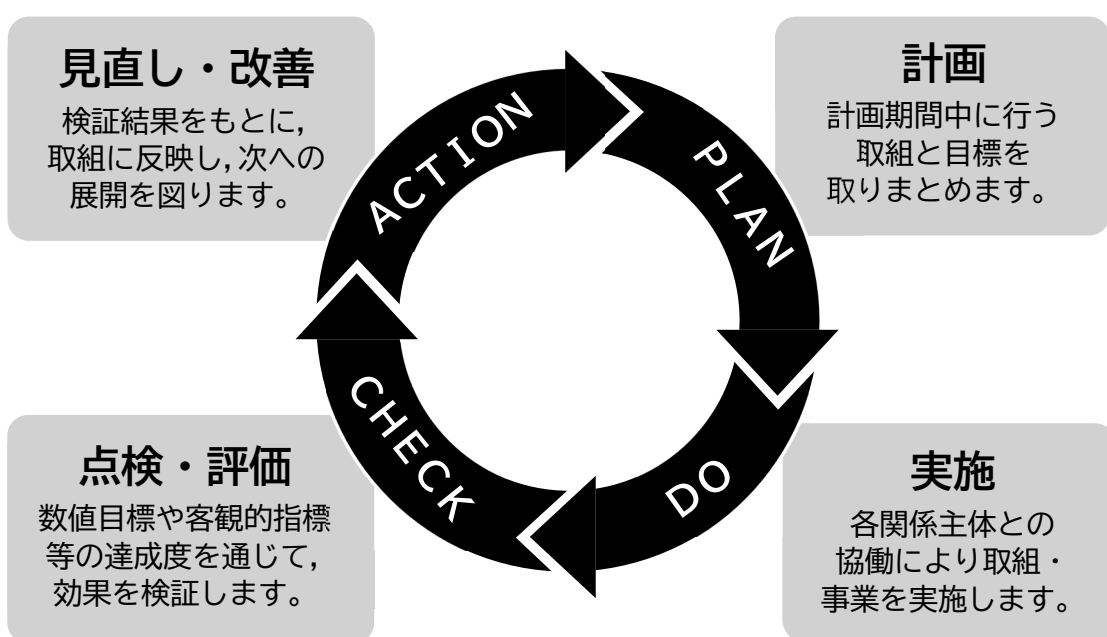


## 2 進行管理

計画の着実な推進を図るため、進行管理に当たっては、健康づくり推進協議会で毎年度取組の確認を行い、進捗状況を把握した上で次年度の取組に活かしていくなど、PDCAサイクル（計画-実施-点検・評価-見直し・改善）による効果的な運営を目指します。

また、自殺対策は、教育、子育て、高齢福祉などの分野とも密接な関係があることから、庁内外の関係部署（機関）と横断的な連携に引き続き取り組んでいきます。

PDCAサイクルのイメージ



# <参考資料>

## 1 SDGsについて

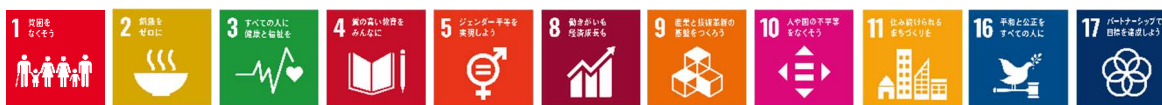
SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」とは、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」により定められた国際目標です。

持続可能な世界を実現するため、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むものです。

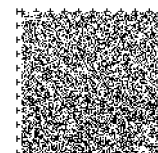
### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連するSDGsの目標は以下の通りです。特に、目標3のターゲットの中には自殺死亡率の減少を目指すことも盛り込まれており、本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成の上でも重要といえます。



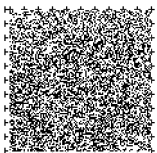
- 貧困 【目標1】 貧困をなくそう
- 飢餓 【目標2】 飢餓をゼロに
- 保健 【目標3】 すべての人に健康と福祉を
- 教育 【目標4】 質の高い教育をみんなに
- ジェンダー 【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう
- 成長・雇用 【目標8】 働きがいも経済成長も
- イノベーション 【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 不平等 【目標10】 人や国の不平等をなくそう
- 都市 【目標11】 住み続けられるまちづくりを
- 平和 【目標16】 平和と公正をすべての人に
- 実施手段 【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう



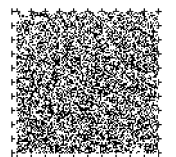
## 2 関連事業一覧

◎：主な関連事業 ○：関連事業

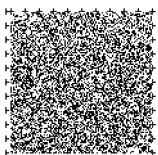
調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する			
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワーク強化	② 地域におけるネット 材の育成	③ 自殺対策を支える人 材の育成	④ 健康づくりの推進	⑤ 市民のこころからの 健康づくりの推進	⑥ 児童・生徒のこころ の健康づくりの推進	⑦ 自死遺族等への支援	⑧ 自死未遂者等への支 援	⑨ 子ども・若者への自殺 対策の推進	⑩ 働く人への自殺対策 の推進		⑪ 高齢者への自殺対策 の推進	⑫ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進	
行政経営部	広報課	市政情報の情報発信	市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		
総務部	総務課	情報公開制度 (公文書資料室)	公正で開かれた市政運営を図るため、公文書資料室を設け、市政に関連する資料を公開する。自殺対策の啓発のため、公文書資料室において、自殺対策に関する相談リーフレットを配架する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	人事課	ワーク・ライフ・バランスの推進	「調布市人材育成総合プラン」に位置付けた調布市特定事業主行動計画第八次行動計画に基づき、職場環境の整備に取り組み、性別・年齢・障害の有無に関わらず、多様な人材が個性と能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを進める。										○				
職員研修		新任職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施や東京都市町村職員研修所への受講生の派遣を行い、職員のメンタルヘルスに関する基礎知識の習得を図る。			◎								○				
職員の健康相談		産業医(内科・精神科)・公認心理師・精神保健福祉士による職員の健康についての不安や人間関係等に対する専門相談や、保健師による随時相談を実施する。											○				
過重労働による健康障害防止対策		下記の基準による超過勤務時間数(正規の勤務時間の終了時刻から退勤時刻までの時間数)があった職員に対し、産業医が面接を実施する。(1)及び(2)の場合は面接を必須とし、(3)の場合は職員の申し出による。 (1)単月 100 時間以上 (2)2～6 箇月平均で月 80 時間超 (3)単月 80 時間超 100 時間未満											○				
ストレスチェック (法定事業)		職員にチェックシートを実施し個人及び各職場におけるストレス度を分析する。高ストレス者で希望者に産業医面談を実施し、人事担当者とも共有し職場における改善を図る。集団分析結果について、所属長に対し説明会を実施するとともに結果を返却する。											○				
管財課	調布市市庁舎電話案内及び総合受付案内業務	来庁者に対する施設の案内及び外部からの電話対応や受付・関係各課への案内等、あらゆる状況に対応できるように市民サービスの提供に努め、円滑な施設の運営を図る。	○		○										○		



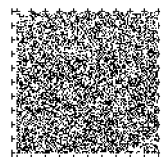
調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからの推 進	④ 健康づくりの推進 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死未遂者等への支 援	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進		
	総合防災安全課	調布市子ども安全・安心パトロール	下校時間帯から夜間における児童・生徒の安全を守るため、小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点とした防犯パトロールを実施する。											◎	
		特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出	オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺防止対策として、「自動通話録音機」を無料で貸出を実施する。												◎
市民部	納税課	市税の収納・徴収業務	特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施する。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内する。	○									◎		
		保険税の収納、徴収業務	国民健康保険税の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を実施する。	○									○		
	市民相談課	心の相談事業	市民の日常生活での人間関係や生き方などの心の悩み事に対して、臨床心理士や専門相談員による相談を実施する。	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
		家庭相談事業	市民の日常生活での夫婦・親子などの家庭の悩み事に対して、専門相談員による相談を実施する。	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
		各種相談事業の情報交換のための庁内会議	市民により良い対応が出来るよう、庁内、庁外を含め、窓口職場における相談業務担当者との意見交換、情報交換を行うことで、情報の共有化を図る。	○										○	
生活文化スポーツ部	文化生涯学習課	消費生活相談事務	市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。	○									◎		
	多様性社会・男女共同参画推進課	地区協議会の推進・自治会活動への支援	地域コミュニティの活性化を図るため、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。	◎											
		男女共同参画推進センター相談事業	男女共同参画の視点に立ち、生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職などの社会環境や家族の形態の変化により生じる様々な悩みについて、女性又は男性の専門相談員による相談を実施し、性別にとらわれない自由な生き方を選択できるよう支援する。性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。			◎		◎			○		◎		
		配偶者暴力防止計画推進事業	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にちなみ、パープルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。デートDVを未然に防げるよう、若年層を対象に意識啓発のための出前講座を実施する。			◎				○		○			



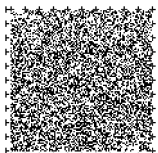
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからだの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進		④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
産業振興課		民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援	多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。			◎					◎			
		産業労働支援センターによる新たな創業の支援	中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業経営相談、よろず経営相談(出張相談)を行う。起業の場として、創業支援施設(スモールオフィス)の貸出を実施する。			○					○			
		中小企業事業資金融資あっせん	市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。			○						◎		
		ちようふ若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える若者(15~49歳)の職業的自立を支援するため、個別相談やセミナー、しごと体験を行う。			○					◎	○	○	
		調布市勤労者互助会事業補助金	共済給付や健康増進に係る事業や親睦余暇活動などの事業を実施している互助会への補助金によって、市内の中小企業等で働く方を支援する。			○						○		
		調布国領しごと情報広場	ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。					◎				○	○	
子ども生活部	子ども政策課	ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業	保護者の方が一時的にお子さんを保育できないときに、自宅で民間のベビーシッターを利用した場合、または出産直後の保護者が、自宅で民間の家事・育児支援サービスを利用した場合に利用料の一部を助成する。			○				○		○		
		ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成する。			○				○		○		
	子ども家庭センター	地域子育て支援拠点事業	親子遊びや保護者同士の乳幼児交流事業や子育ての知識を得るため、子どもの生活、子どもとの過ごし方などの身近なテーマでわかりやすい講座を行う学習事業を実施する。			○								
		子ども家庭センター総合相談	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談を実施する。			○	◎			◎		◎		
		児童虐待防止センター事業	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	○		◎	◎			◎		◎		
		子どもショートステイ事業	保護者が病気や冠婚葬祭に出席するなどの理由により子どもの世話ができないときに、緊急一時的に子どもの保育をする。			○				○		○		
ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を支援するため、保育等の援助を受けたい人(依頼会員)に対し、その援助を行いたい人(協力会員)を紹介するなど、市民同士の助け合いの仲介をする。			○				○		○				



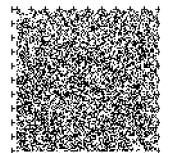
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからだの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進		④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
子ども家庭センター		一時預かり事業 (すこやか保育)	子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、一時的に子どもの保育をする。			○				○			◎	
		産前・産後支援ヘルパー事業 (パイビーすこやか)	産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。			◎				○			◎	
		要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るための協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るため情報交換する。	◎			○			○			○	
		ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーと思われる児童を早期に発見・把握し、その家庭の状況に応じて適切な支援・サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、必要な相談支援、助言を行う。			◎	◎			◎			○	
		母子健康手帳交付・ゆりかご調布面接、ようこそ調布っ子サポート事業 妊婦健診、妊婦歯科健診	妊娠から出産に渡る切れ目ない支援として、妊娠の届出及びすべての妊婦を対象とした面接相談含む伴走型相談支援と経済的支援等の一体的支援や妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査を実施する。		○	○			○	○	○		○	
		もうすぐママパパ教室	初めて出産を迎える母親と父親を対象にした出産準備のための健康教育、沐浴や泣いたときのあやし方などの体験学習を実施する。市の子育てサービスについて情報提供を行う。		○	○			○	○	○			
		こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月以内の子どもを持つ家庭に、助産師等専門職が家庭訪問し、子育てや健康に関する相談や助言、子育て支援に関する情報提供を行う。		○	○				○	○		○	
		産後ケア事業 (デイサービス型・ショートステイ型・アウトリーチ型)	市内に住所のある1歳未満のお子さんや産婦に対して、休息の場の提供や、育児や授乳等に関する相談支援を行う。(施設やサービスにより対象年齢は異なる)		○	○			○	○	○		○	
		乳幼児健診	乳幼児の成長発達の確認、保護者の育児に関する相談に対応、虐待の早期発見と予防を目的とし、乳幼児健診、精密健診、発達健診、経過観察健診を実施する。		○	○			○	○	○		○	
		もぐもぐ離乳食講座	月齢に合わせた子どもの成長、育児についての健康教育や相談を行う。グループワークを通じて保護者同士の交流も図る。		○	○			○	○	○			
	こどもの相談室 個別相談(こころ・ことば・うんどう) ことばを育てるふれあい遊び	子どもの健康や発達、育児等に関する相談について言語聴覚士、心理士、作業療法士等の専門職が個別・集団で対応する。また、グループワークを通じて保護者同士の交流を図る。		○	○	○	○	○	○	○		◎		



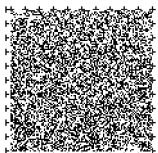
調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する				
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからだの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死遺族等への支援	⑥ 自死未遂者等への支 援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進		③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進		
子ども家庭センター		親子のメンタルケア相談	育児不安や育児困難を感じる母親を対象に、安心して自分の気持ちを話せる場としてグループワークを実施する。		○	○	○	○	○	○			○			
		こども歯科相談室	子どもの年齢に合わせて、お口の健康やむし歯予防についての相談、健診を行う。		○	○				○						
		アレルギー相談	アレルギー疾患の正しい知識の普及、食事や日常生活の相談に対応し、不安の解消を図る。小児アレルギーエドゥケーターによる個別相談、健康教育、講演会を実施する。		○	○					○					
		パースデーサポート事業	1歳前の子どもを育てる家庭に対して、アンケートを通じて子育てに関する情報提供や育児に関する相談に対応するとともに、育児パッケージを配布して、子育て家庭を支援する。令和3年度から実施する。		○	○	○				○	○		○		
		多胎児家庭支援事業	多胎児を妊娠・出産または育児することに伴う身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整える。移動経費補助、相談支援(ふたご・みつごの交流会)、多胎妊婦健康診査費用助成を実施する。			○	○	○			○	○		○		
		子どものための食事相談	管理栄養士による離乳食の進め方や食事について相談を行う。			○	○									
保育課		保育相談	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。	○		◎				○			◎			
		保育料等納入促進事業	保育料収納や滞納整理業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を実施する。							○			○			
		保育事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。	○		○					○	○		◎		
		保育コンシェルジュ配置事業	保育コンシェルジュが相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図る。	○		○					○	○		◎		
子ども育成課		児童手当支給事務	18歳に達した年度の3月末日までの児童がいる家庭に手当を支給する。(令和6年10月から制度改正)										○			
		乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事務	乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費を助成する。											○		
		児童扶養手当支給事務	ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方に手当を支給する。所得制限あり。											○		



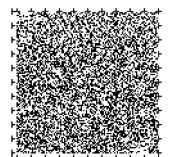
調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する		
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからだの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死遺族等への支援	⑥ 自死未遂者等への支 援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進		③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
子ども育成課		児童育成手当支給事務（育成・障害）	ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育する方、一定の障害のある20歳未満の児童を養育する家庭に手当を支給する。所得制限あり。										○	
		ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等の保護者で18歳までの児童を養育している方、一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に医療費（保険診療分）を助成する。所得制限あり。										○	
		特別児童扶養手当支給事務	一定の障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に手当を支給する。所得制限あり。										○	
		自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して受講修了後に支給する。			○							○	
		高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の父母の就職時に有利となる資格取得を促進するため、養成受講期間に「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。			○							○	
		高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受けた場合、修了時に受講費用の一部を支給する。			○							○	
		高卒認定試験合格支援促進給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、給付金を支給する。			○							○	
		通信制高校卒業支援事業給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、通信制高校に在籍し、併用してサポート校に通学する場合に給付金を支給する。			○	○				◎		○	
		女性福祉資金貸付事業	直系の親族又は兄弟姉妹を扶養している配偶者のいない女性（25歳以上）に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、女性福祉資金の貸付けを行う。所得制限あり。			○							○	
		母子父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の親に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子福祉資金の貸付けを行う。			○							○	
		母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。			○							○	
		緊急一時保護事業	緊急に保護を要する母子及び女性について、一時的に施設に入所してもらい、必要な相談や支援等を行う。			○							○	
	入院助産措置費	経済的な理由で入院して出産する費用の支払いができない場合に、指定病院に入院し安全な出産を援助する。			○							○		



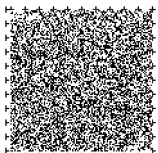
調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからだの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死遺族等への支援	⑥ 自死未遂者等への支 援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進		③ 高齢者への自殺対策 の推進
子ども育成課		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭等が日常生活に支障があり、条件を満たした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣する。所得により自己負担あり。			○	○						○
		母子・父子自立支援員による相談	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の抱えている生活上の課題、自立に必要な支援、職業能力の向上及び求職活動に関する情報提供等の相談支援を行う。			◎	○						○
		ひとり親家庭の就労支援事業	ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。			○					◎		○
		ひとり親家庭の相談支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。(子ども・若者総合支援事業)			○	○						◎
		ひとり親家庭の学習支援事業	ひとり親家庭の中学生に対し高校進学に向けた学習支援を行うことで、学習習慣及び自己肯定感、学習ボランティアとの関りで得られる将来の展望等の獲得を目指す。また、高校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親と20歳未満の子どもに対する学習支援を行う。(子ども・若者総合支援事業)			○	○						◎
		調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業	生活に困窮しているひとり親家庭を対象に、「ちょうふ就職サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。(市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業)								◎		◎
児童青少年課		青少年問題対策事業	地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会の開催や健全育成推進地区委員会への支援を行う。							○			
		青少年ステーション(CAPS)事業	中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な活動を支援するほか、専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。				◎			○			
		子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者支援地域ネットワークを通して、多様な専門機関が連携し、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組む。	◎					◎	○			○
		相談・居場所事業(ここあ)	相談対応や居場所の提供を通して、不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。(子ども・若者総合支援事業)			◎				◎			◎
		児童館子育てひろば事業	子育て・妊娠中の方を対象とし、子育て相談を行い、必要に応じ各関係機関と連携し、悩みや不安の軽減を図る。健康講座を実施し、保護者同士の交流・仲間づくりを支援する。			○				○			
		学童クラブ事業	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を市内施設の学童クラブで実施する。				◎						



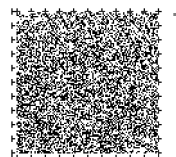
調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからだの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進		
福祉健康部	福祉総務課	民生委員・児童委員	社会福祉増進のため、地域の様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動を行う。			◎						◎	◎		
		利用者サポート事業	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行う。									◎			
		地域福祉コーディネーター事業	複雑化・複合化した課題に対応するため、地域福祉コーディネーターを中心に、支援関係機関等をコーディネートするとともに、地域住民や関係機関と連携して課題を発見し、受け止め、多機関協働による課題解決に取り組む。	◎							○		○	○	
		重層的支援会議及び支援会議	複雑化・複合化した課題を抱える方等に対して、必要な支援が包括的に提供できるよう、福祉分野のみならず、多分野における支援関係機関等の連携により、具体的な支援プランに関する検討や支援に必要な情報共有等を行う。	◎							○		○	○	
		生活福祉相談・生活保護	生活困窮者で、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、収入の不足分を給付する。地区担当員、就労支援員、健康管理支援員等による支援を行う。							◎				◎	
		生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭等各種扶助を支給する。												○
		被保護者等自立促進事業	調布市被保護者等自立促進事業助成要綱に基づく扶助費を支給する。(就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援)										○		○
		路上生活者に対する事務	年2回、市内の公園や河川敷等を見回り、路上生活者の調査を行う。												○
	生活福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。												○
		生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)	離職や失業等による生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。											◎	
		住居確保給付金事業	就職活動期間中の家賃を給付することで、安定した住居の確保と就職活動を支援する。												○
		子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の中学生に対して、大学生ボランティアによるマンツーマンによる学習支援を提供する。(子ども・若者総合支援事業)					○			○				○



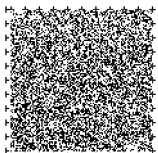
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する		
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからだの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死遺族等への支援	⑥ 自死未遂者等への支 援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進		④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進	
生活福祉課          高齢者支援室		緊急援護資金貸付事業	生活困窮の世帯に対して、緊急援護資金の貸付を行う。										◎		
		調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業	生活保護を受けている方を対象に、「ちょうふ就労サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。(市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業)								◎		◎		
		高齢者住宅(シルバークピア)	高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。(住宅課との協働事業)	○									◎		
		ふれあい給食事業	ひとりぐらし高齢者等に、学校給食を提供することにより、健康維持を図る。また、児童や地域社会との交流を行うことにより、高齢者の孤独感の解消及び介護予防を図る。	○									○		
		ほのぼの電話訪問	週1で電話訪問員が安否確認をかねた電話による訪問を行う。外出する機会やご近所との交流の少ない方の寂しさを和らげる。市からの補助で社会福祉協議会が実施する。	○									○		
		高齢者訪問理美容サービス	介護が必要な高齢者に対し自宅訪問による調髪の機会を提供することにより、高齢者福祉の一層の増進を図る。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	○									○		
		友愛訪問事業	高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	○					◎				◎		
		配食サービス事業	昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。	○									◎	◎	
		紙おむつの給付	紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。	○									◎	◎	
		見守りネットワーク事業	ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者、障害者や生活困窮者等の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らし続けられるよう、社会・地域からのソフトな見守り・ゆるやかな働きかけを行う。										◎	◎	
	緊急連絡先調査	前年度新たに70歳になった方へ調査票を郵送し、緊急連絡先を把握する。										○			
	介護予防事業	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を行う。	○		○							○			



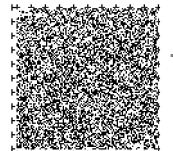
調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する		
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進		③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
高齢者支援室		生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するように、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。	◎								○		
		地域包括支援センター事業	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を設置し、生活を支援する。	○		◎			◎			◎		
		養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者へ入所手続きを行う。			○							○	
		地域ケア会議	5つの機能（個別課題解決、ネットワークの構築、地域課題の発見・地域づくり、資源開発、政策形成）をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する。	◎								○		
		認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。		○	○			◎			◎		
		在宅医療・介護連携拠点事業	住み慣れた地域で安心して暮らすために医療・介護等の整備を目指し、医療機関や介護事業所等で構成する委員会を開催し、在宅医療介護連携推進事業の協議、承認を行う。			○						○		
		健康づくり事業	高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活を続けていけるよう、既存の社会資源を活用した高齢者のための健康づくり事業を実施する。			○						○		
		調布市介護予防・日常生活支援総合事業	生活機能が低下し、支援や介護を要する恐れのある高齢者が、元気で生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、認知症や寝たきり、要支援状態等への進行を防止する。			○						○		
		家族介護者団体との連携と支援	市内で活動している既存の家族介護者の団体等と情報共有を図るほか、団体が実施する講演会等を後援する。	○								○		
		高齢者福祉推進協議会の開催	関係団体、専門職、市民による協働で、高齢者総合計画の策定と進捗管理を行う。	○								○		
		家族介護者支援事業	認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラー支援マップ」を全戸配布ほか、「ケアラーサポートブック」を作成・配布を行う。	○								○	◎	
		有償在宅福祉サービス事業	介護保険制度対象外の家事支援、制度利用までの支援等のインフォーマルサービス。協力会員による在宅支援・配食を実施する。（市の補助で調布ゆうあい福祉公社が実施）	○								○		
		老人クラブ補助金交付事業	高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を自主的に活動している老人クラブ及び調布市シニアクラブ連合会の活動を支援する。	○								○		



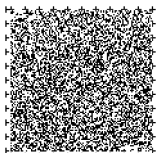
調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからだの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進		
高齢者支援室		介護保険等推進活動補助事業	介護保険等を推進する活動を行う民間の団体に補助金を交付することにより、当該活動を支援し、地域福祉の推進及び介護保険等における高齢者の利益擁護の一助とする。	○								○			
		調布市シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。	○								◎	◎		
		ケアラー支援	ケアラーを支えるグループが活動を継続するために必要な知識を得られる学習会や、グループ間の情報交換が行える機会をつくる。			◎			◎					○	
障害福祉課		福祉人材育成センター	福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。		◎							○			
		障害者相談支援事業（ドルチェ、希望ヶ丘、ちょうふだぞう）	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。			◎			◎	◎				◎	
		こころの健康支援センター事業	精神障害者、発達障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図る。			◎			◎					○	
		身体障害者・知的障害者相談員	心身障害者の様々な相談に応じ、問題の解決や地域活動への参加などを支援する。			○								○	
		高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施する。医療機関や就労支援センター等との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進する。	○		○								○	
		アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助事業	アルコール依存症障害者の社会復帰を目指して市内に設けた施設を運営する事業に対し、その運営に要する経費の一部を補助することにより、アルコール依存症障害者及びその家族の地域社会における自立の促進を図る。			○									
		障害者基幹相談支援センター事業	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施する。			◎			◎	○					
		障害者就労支援事業（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター「就労支援室ライズ」）	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。			○						◎			
		在宅障害者ショートステイ事業	障害者の家族が病気や所用、休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりし、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。			○								○	



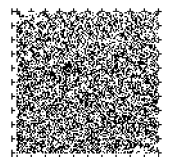
調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する		
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民のこころからだの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進		③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
	障害福祉課	在宅障害者（児） 緊急一時保護（宿泊保護）	障害者の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりすることで、障害者本人及び家族の方の福祉の増進を図る。			○							○	
		障害児（者）医療的 ケア体制支援事業	在宅生活や障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう、看護職（福祉医療相談員）が障害福祉サービス事業所や医療機関との調整や相談支援をする。			○								○
		重症心身障害児 （者）在宅レスパ イト事業	在宅生活を送る重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児童を介護している家族等が、一定時間介護から離れ、一時休息を得られるように支援する。			○								○
		精神障害者家族等 シェルター事業運 営費補助事業	調布市精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保する事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図る。			○								○
		精神保健福祉相談 （スーパーバイザ ー）	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から、助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図る。		◎	○								
		調布地域精神保健 福祉ネットワーク 連絡会	精神障害者（児）及び発達障害者（児）とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指す。	◎					◎					○
		緊急一時養護事業	家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○			
		リフレッシュ支援 事業	家族の疲労回復等のため、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○			
		児童発達支援	専門的支援を必要とする3～5歳児を対象に、遊びを通して子どもの特性に応じた療育を提供する。	○	○	○	○				○			
		居宅訪問型児童発 達支援	重度の障害等のため、通所支援を利用することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識能力の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	○	○	○	○				○			
	障害福祉課 （子ども発達セン ター）	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適應することが出来るよう、在籍園に訪問し、施設職員に助言を行う。	○	○	○	○			○				
		相談支援事業	障害児とその保護者等の相談に応じ、計画作成及びモニタリングを実施し、福祉サービス利用に係る支援を行う。	○	○	○	○			○				



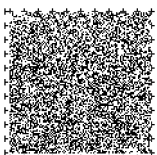
調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進	④ 市民の「こころ」からの 健康づくりの推進	⑤ 児童・生徒の「こころ」 健康づくりの推進	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進	
	障害福祉課 (子ども発達センター)	子ども発達センター相談事業	子どもの発達に心配のある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子ども施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。	○	○	◎	○			○				
		障害児等福祉教育連携会議	個別記録票「i-ファイル」の内容等について協議し、福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより、障害児等の健全やかな成長及び発達を図る。	◎	○	○	○			○				
健康推進課	こころといのちのネットワーク会議	各関係機関(医療・警察・消防・福祉関係者・教育関係者等)が連携し、自殺対策に関する取組を共有し、地域のネットワークの強化を図る。	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
	ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」の養成を行う。		◎										
	自殺対策の啓発事業	メンタルヘルスの正しい知識や「こころの体温計」の普及啓発、こころの悩みを抱えている人が相談できるよう相談窓口の周知啓発を行う。		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健(検)康診査	各種がん検診(胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺)、各種健診(歯周病検診、結核健診、特例項目外健診、健康増進健診)を提供する。				○				○	○	○		
	今から始める健康づくり教室	生活習慣病のテーマにもとづいた健康教育を行う。参加者が健診結果をもとに、生活習慣を振り返られるように食事、口腔保健の講義と運動の実技を行う。		○	○					○	○	○		
	ヘルスアップ教室	生活習慣病の予防のための健康教育を行う。				○				○	○	○		
	あなたの骨の健康度チェック	骨密度測定及び、骨粗しょう症予防のための生活習慣の改善につながるよう健康教育と運動実技等を行う。				○				○	○			
	65歳・70歳の女性の骨粗しょう症検診	健康維持のため骨密度測定及び、転倒予防、栄養について講話を行う。				○						○		
	出前講座(地域健康教育)	市民からの要望を受けて職員が健康についての講座を実施する。		○	○	○				○		○		
	食育推進事業	調布市みんなの健康・食育プランに基づき、食を通じたこころとからだの健康づくりを推進する。	○		○					○	○	○		
	受動喫煙防止対策	たばこの有害性の啓発、禁煙支援、飲食店を対象とした禁煙店登録事業、受動喫煙等に関する庁内連絡会議の開催等を行う。			○									



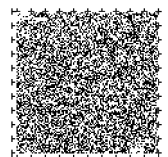
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからの健康 づくりの推進	④ 健康づくりの推進 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自死未遂者等への支 援	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進		④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進
健康推進課	訪問指導	看護師等が訪問し、療養上や子育てにおいて健康に過ごすための日常生活における保健指導や支援を行う。		○	○					○			○	
	健康相談（電話・面接・訪問相談）	市民に対して健康相談、支援など行う。			◎	○	◎	◎		○	○	○	◎	
	東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会	地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用の根絶を図る。	◎		○	○				○	○	○	○	
	予防接種健康被害救済制度	予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合の救済制度として、請求者から健康被害に関する申請を受け付け、東京都へ進達する。			○									○
	医療費助成（小児慢性特定疾患、東京都大気汚染健康障害者、東京都原子爆弾被爆者等援護）	東京都が所管する医療費助成に関する市民からの申請及び届出について、東京都から委託を受け、それらの受理を行った後、進達する。			○					○				○
	がん患者ウィッグ・補整具購入等費用助成	がん患者でがんの治療に伴う外見の悩みを抱えている者に対し、外見の変化を補うためのウィッグ又は補整具の購入等に要する経費を助成し、療養生活の質の向上を図る。			○	○				○	○	○	○	
	若年がん患者在宅療養支援事業	若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成することにより、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。			○	○				○	○	○	○	
	がん相談サポート事業	がん患者又はその疑いがある市民及びその家族からの悩み・困りごとを傾聴し、各種情報提供や行政・民間サービス等を案内する。	○		○	○				○	○	○	○	
	業務検討会	医師会、歯科医師会と各々連絡会を定期的に行い、情報共有や検討会を行う。	○		○									
	調布市とアフラックの協働事業	アフラックと協働して、がんに関する啓発及び検診受診率向上を目指した取組。調布市民スポーツまつりに参加、小児がんの療養等支援のための募金活動をする。	○		○	○								○
保険年金課	大人のための食事相談	管理栄養士による成人の生活習慣病を予防する等の食事について相談を行う。		○	○									
	精神医療給付金支給	精神障害のため継続して通院医療を必要とする、市民税非課税世帯の被保険者に、医療費を公費で負担することにより、在宅の精神障害者の適切な医療の確保を図る。											○	
	後期高齢者医療保険料の収納、徴収業務	後期高齢者医療保険料の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を受ける。											○	



調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワーク強化 地域におけるネット	② 材の育成 自殺対策を支える人	③ 健康づくりの推進 市民のこころからだの	④ 健康づくりの推進 児童・生徒のこころの	⑤ 自死遺族等への支援 自死未遂者等への支	⑥ 自死遺族等への支援 自死未遂者等への支	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進		
環境部	資源循環推進課	調布市ふれあい収集	要介護認定（要介護1以上）、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を所持している方、病気等で長期療養中の方、妊娠中の方のごみ収集を行う。排出場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な障害者、高齢者等に対し、戸別の訪問による家庭ごみの収集を実施することにより、家庭ごみの排出に係る負担を軽減する。	○								◎	○		
		調布市市営住宅管理	市内に6か月以上居住し、住宅に困窮する低所得者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。											○	
都市整備部	住宅課	調布市高齢者住宅管理	民間の住宅を市が借り上げ、市内に3年以上居住し、住宅に困窮する低所得の単身高齢者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。										○		
		住宅確保要配慮者相談窓口設置事業（住まいぬくもり相談室）	窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。										○	◎	
		調布市民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金	住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。										○	◎	
		交通対策課	移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化の一環として、鉄道駅におけるホームドアや可動式ホーム柵の設置を促進する。											◎
	教育部	学務課	就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な遂行を図るため、就学に必要な費用の援助を行う。			○							○	
指導室		学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。				○			○					
		メンタルヘルス支援サービス	教職員のこころの健康全般に関する相談や病気休職者向けの職場復帰訓練等を実施する。								○				
		ストレスチェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。									○			
		学校における働き方改革推進事業	教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。									○			
		性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。				○				○				



調布市自殺対策計画に関連する事業				基本施策						重点施策				取組 その他の自殺対策に資する
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① 地域におけるネット ワーク強化	② 自殺対策を支える人 材の育成	③ 健康づくりの推進 市民のこころからの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒のこころの 健康づくりの推進	⑤ 自決未遂者等への支 援	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺 対策の推進	② 働く人への自殺対策 の推進	③ 高齢者への自殺対策 の推進	④ 様々な生きづらさを抱え た人への自殺対策の推進	
指導室		授業改善推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。				○							
		いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。	◎			◎			○				
		SOSの出し方に関する教育の推進	DVD教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。また、児童・生徒の出したSOSについて、教職員をはじめとする周囲の大人が気づき、受け止める体制を構築する。		○		◎			○				
		教育支援コーディネーター室	教育支援コーディネーターを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。	◎			◎			◎				
社会教育課		リーダー養成講習会	中学生及び高校生学齢対象のリーダー講習会、高校生学齢以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。	○	○	◎				○				
		青少年交流館	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。	○	○					○				
教育相談所		来所相談・電話相談	いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。				◎	○		○			◎	



### 3 調布市自殺対策計画改定委員会要綱

令和6年1月31日要綱第7号

調布市自殺対策計画改定委員会要綱

#### 第1 設置

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定する市町村自殺対策計画としての調布市自殺対策計画の改定について、市民と市の協働による検討を行うため、調布市自殺対策計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 自殺対策計画の改定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する理解促進及び実態等の情報共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

#### 第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）11人以内をもって構成する。

- (1) 市民公募委員 2人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健医療関係者 2人以内
- (4) 福祉関係者 3人以内
- (5) 警察関係者 1人以内
- (6) 消防関係者 1人以内
- (7) 教育関係者 1人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から令和7年3月31日までとする。

#### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

#### 第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第8 庶務

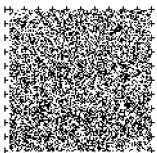
委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

#### 第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 調布市自殺対策計画策定委員会要綱（平成30年6月29日調布市要綱88号）は、廃止する。



## 4 委員名簿等

### (1) 調布市自殺対策計画改定委員会委員

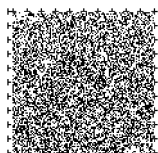
	区分	氏名	所属
1	市民公募委員	加藤 実三	
2	市民公募委員	池内 友子	
3	学識経験者	小高 真美	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授
4	保健医療関係者	河西 あかね	多摩府中保健所 地域保健推進担当課長
5	保健医療関係者	青木 浩子	調布市医師会 精神保健部担当理事
6	福祉関係者	大関 朱音	地域包括支援センター ときわぎ国領
7	福祉関係者	木内 洋	調布市こころの健康支援センター センター長
8	福祉関係者	和泉 怜実	調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課地域福祉係 子ども若者担当
9	警察関係者	加藤 良一	警視庁 調布警察署 生活安全課 防犯係担当係長
10	消防関係者	(~令和6年9月30日) 匂坂 喜代太 (令和6年10月1日~) 山口 健吉	東京消防庁 調布消防署 警防課 救急技術担当係長
11	教育関係者	海馬澤 一人	調布市教育委員会 教育部指導室 統括指導主事(教育支援担当)
	オブザーバー	明 英彦 (第2回から参加)	全国自死遺族連絡会 理事

(敬称略)



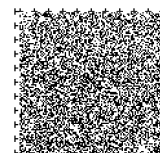
(2) 自殺対策計画改定庁内連絡会

部	課	部	課	
行政経営部	企画経営課	福祉健康部	福祉総務課	
	広報課		生活福祉課	
総務部	人事課		高齢者支援室	
	総合防災安全課		障害福祉課	
市民部	納税課		子ども発達センター	
	市民課		健康推進課	
	市民相談課		保険年金課	
生活文化 スポーツ部	文化生涯学習課		環境部	ごみ対策課
	協働推進課		都市整備部	住宅課
	多様性社会・男女共同 参画推進課		教育委員会 教育部	学務課
	産業振興課	指導室（学校教育担当）		
子ども生活部	子ども政策課	指導室（教育支援担当）		
	保育課	社会教育課		
	子ども家庭課	図書館		
	児童青少年課			

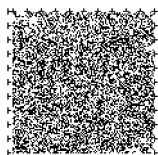


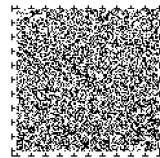
## 5 計画策定の経過

年月日	会議・調査等	主な内容
令和5年 6月30日 ～7月21日	調布市こころの健康・ 自殺対策に関する市民 意識調査	(1) 回答者属性 (2) からだやこころの健康状態について (3) 休養や睡眠について (4) アルコールについて (5) 悩みや不安, ストレスについて (6) 地域とのつながりなどについて (7) 自殺とうつに関する意識について (8) メディア(ネット・新聞・テレビ・ラジオな どの情報媒体)について (9) 新型コロナウイルス感染症について (10) 自殺対策の現状等について (11) 今後の自殺対策について
令和6年 2月16日	調布市健康づくり推進 協議会 第2回全体会	調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識 調査の結果報告について
令和6年 5月16日	第1回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1) 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民 意識調査の報告 (2) 国・都の自殺に関する動向について (3) 調布市の自殺の現状について (4) 現行計画の成果指標の報告及び現行計画の基 本施策・重点施策ごとの課題について
令和6年 6月18日	第1回自殺対策計画改 定庁内連絡会	(1) 調布市こころの健康・自殺対策に関する市民 意識調査の結果報告 (2) 国・東京都・調布市の自殺の現状 (3) 現行計画の成果指標報告及び課題について (4) 意見交換
令和6年 7月18日	第2回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1) 現行計画の基本施策・重点施策ごとの課題に ついて (2) 市民意識調査と調布市の現状の追加分析につ いて (3) 学校教育での取組について (4) ヒアリングシートについて (5) 骨子案について
令和6年 8月20日	調布市健康づくり推進 協議会 第1回全体会	骨子案について
令和6年 9月25日	第3回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1) 骨子案について (2) 素案について



年月日	会議・調査等	主な内容
令和6年 10月15日	第2回自殺対策計画改定庁内連絡会	(1) 骨子・素案の説明 (2) 意見交換
令和6年 10月22日	調布市健康づくり推進協議会 第2回全体会	素案について
令和6年 11月15日	第4回調布市自殺対策計画改定委員会	素案について
令和6年 12月17日	調布市健康づくり推進協議会 第3回全体会	素案について
令和6年 12月17日 ～令和7年 1月17日	パブリックコメント	3件
令和7年 1月21日	第3回自殺対策計画改定庁内連絡会	(1) 素案の説明 (2) パブリックコメントについて (3) 意見交換
令和7年 2月12日	第5回調布市自殺対策計画改定委員会	素案について
令和7年 2月18日	調布市健康づくり推進協議会 第4回全体会	調布市自殺対策計画（第2次）（案）について





# 6 自殺総合対策大綱（概要）

## 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

- 現行：令和4年10月14日閣議決定
- 第3次：平成29年7月25日閣議決定
- 第2次：平成24年8月28日閣議決定
- 第1次：平成19年6月8日閣議決定

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事業について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

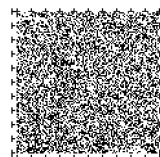
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

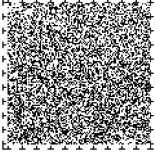
#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーコントロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進





# 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

## 8.自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの運動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

## 9.道された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

## 10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

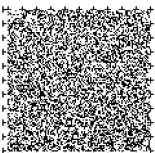
- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

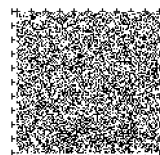
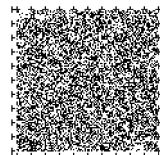
## 12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

## 13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援





登録番号  
(刊行物番号)

2025-35

---

## 調布市自殺対策計画（第2次）

---

発行日 令和7年4月

発行 調布市

編集 福祉健康部健康推進課

〒182-0026

東京都調布市小島町2-33-1

文化会館たづくり西館保健センター

電話 042-441-6100

FAX 042-441-6101

メール [kenkou@city.chofu.lg.jp](mailto:kenkou@city.chofu.lg.jp)

---

